

新城市第2次地域福祉計画

【平成27年度～平成31年度】

新城市

はじめに

私たちを取り巻く社会環境が変化している今日、日本はこれまでにない人口の少子高齢化を経験し、家族や地域のあり方など、かつてのような家庭や地域において互いに助け合う「相互扶助」の機能が希薄化しています。

また、虐待や引きこもり、ニート、生活困窮等の複雑多様化する問題を抱えている者など、新たな社会問題も出てきています。

このような状況の中、わたしたちは可能な限り住み慣れたこの地域で、個の尊厳が保たれ、社会に参加し暮らしていくことができる「持続可能な社会」を実現するため、地域の人と人の繋がりを大切にし、互いに支え合う関係を築いていくことが求められています。

これまでの行政主導による福祉ではなく、市民や地域、福祉活動団体等の多様な主体と行政が協働していく福祉が必要とされており、変化する社会環境の新たな課題やニーズに対応するために、新城市では市の総合計画に基づく新城市地域福祉計画を平成22年に策定し、福祉の充実を目指してきました。

この度、本計画を見直し、平成27年度からの5年間における「地域福祉」を推進するための福祉ビジョンとして新城市第2次地域福祉計画を策定しました。

本計画の策定にあたっては、市民アンケート調査と住民懇談会を踏まえ、地域の実情の把握に努めるなど、多くの市民や関係者の皆様のご協力をいただきながら策定作業を進めてまいりました。

これからも、本計画をもとに市民の皆様との協働による取り組みを進め、社会福祉協議会との連携を更に強化し、「地域の困りごとは地域のみんなで解決！ 山の湊しんしろ 福祉のまちづくり」を実現するため、基本目標に掲げたプロジェクトを推進してまいります。

結びにあたりまして、本計画策定にご尽力いただきました新城市地域福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査や住民懇談会参加等にご協力くださり、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様にご心から感謝申し上げます。

平成27年3月

新城市長 穂積亮次

目次

第1章 計画の概要	1
1 策定の趣旨	1
2 地域福祉の基本的な考え方	2
3 計画の期間	3
4 計画の位置づけ	4
第2章 新都市の福祉を取り巻く状況	5
1 人口・世帯等の状況	5
2 地域自治区の状況	11
3 計画の評価とこれからの課題	22
第3章 計画の基本理念・基本目標	26
1 基本理念	26
2 基本目標	27
3 施策体系	28
第4章 地域福祉の推進	29
基本目標1 地域福祉の担い手づくり・担い手支援	30
基本目標2 情報共有体制の確立	35
基本目標3 多様な主体による福祉サービスの質の向上	38
基本目標4 支援や援護を必要とする人の把握と相談・権利擁護体制の充実	42
基本目標5 日常的な見守り・支え合い活動の推進	47
基本目標6 災害時対応の役割分担・情報共有・連絡体制の確立	51
第5章 計画の推進体制	56
1 計画の推進体制	56
2 関係機関等との連携体制の整備	58
資料編	59
1 アンケート結果の概要	59
2 住民懇談会の概要	73
3 新都市地域福祉計画策定委員会設置条例	95
4 委員名簿	97
5 策定経過	98
6 用語集	99
注1 「障がい」、「障害」の表記について	
本計画書においては「障害」という漢字表記について、内閣府障がい者制度改革推進会議（第26回（H22.11.22））資料の「障害」の表記に関する検討結果について、また、愛知県新都市第3期障害福祉計画等を踏まえ、法令等における名称・用語の「障害」の表記は現状の「障害」を用い、その他については、「障がい」、「障がい者」と表記を用いることとします。	
注2 本文中「※」印の表示について	
専門的な用語の解説は、資料編「6 用語集」を参照ください。	

第1章 計画の概要

1 策定の趣旨

新城市では、誰もが自分らしく、安心して幸せに暮らしていけるまちづくりを目指し、平成22年に「新城市地域福祉計画」を策定し、平成25年には計画の中間評価・見直しを行って、地域福祉の推進に取り組んできました。

しかし近年、私たちを取り巻く社会環境は、少子・高齢社会の進展や地域の連帯感の希薄化などにより、大きく変化しています。また、社会的な配慮が必要な高齢者や障がい者が増加していることに加え、青少年や中年層においても、生活不安やストレスの増大を原因とする新たな社会問題も出てきています。

国では、こうした状況に対応するための新たな法や制度の整備が行われています。子ども・子育て支援については、平成24年に「子ども・子育て関連3法」を定め、それに基づく「子ども・子育て支援新制度」を平成27年度より開始し、支援の充実に取り組んでいます。また、高齢者福祉については、今後一層の高齢化が進行していくことを踏まえ、可能な限り住み慣れた地域での生活が送れるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指した法改正や整備が図られています。障がい福祉についても平成24年に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」をはじめ、障がい者を支援する体制の整備が進められ、平成26年には「障害者の権利に関する条約」が批准されました。

このように、それぞれの福祉分野が抱える課題への対応が図られていますが、福祉課題やニーズ^{*}はより多様化・複雑化しており、国や地方公共団体による支援やサービスだけでは十分に対応できない状況となっています。

こうした中、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、互いに助け合う関係やその仕組みづくりを行う「地域福祉」という考えが改めて重要になっています。

新城市では、総合計画の策定にあたって、市民と行政との「協働」における役割分担を明確にし、「公共」のあり方を見直すことで、地域の自治力を高めることをめざした「新たな公共」の視点を取り入れています。このような考えのもと地域自治区制度^{*}に取り組み、地域の機能強化も図られています。

この度、新城市地域福祉計画の計画期間の満了に伴い、計画の改定を行います。

改定にあたっては、近年の社会情勢の変化や新たな地域課題への対応、またこれまでの本市の地域福祉の取り組みについて評価を行い、そこから見える課題への対応を図ることで一層の地域福祉の推進をめざします。

2 地域福祉の基本的な考え方

(1) 地域とは

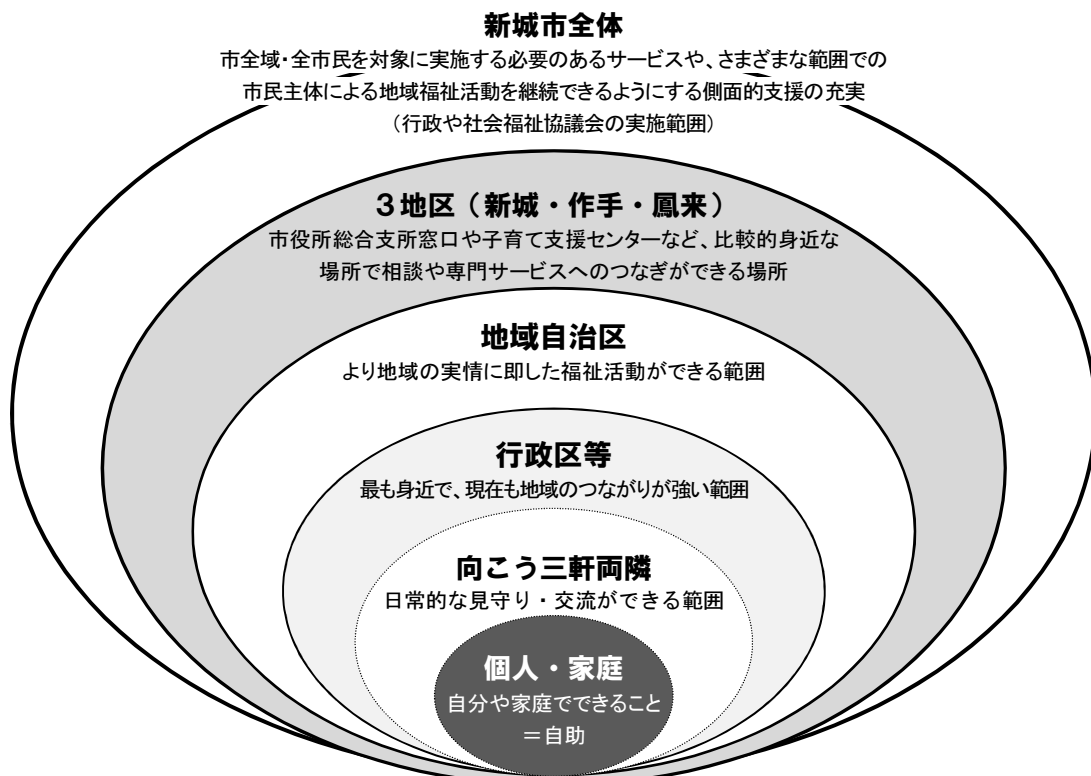
第1次地域福祉計画では、身近な地域とは、行政が決めるものではなく、隣近所や行政区、組など暮らしている地区によってさまざま、「支え合ってきた歴史や人口構成、または、課題などに応じて必要なネットワーク*が作られる範囲」として、市民一人ひとりにより異なるものであると定義しています。

第1次計画策定後、新城市では、平成25年度から新しい自治の仕組みである「地域自治区制度」がスタートしましたが、第2次地域福祉計画では、市内を10地区に分けた地域自治区を、多様な主体による地域の実情に即した福祉活動ができる範囲とします。

地域福祉の課題やニーズは、容易に解決できるものから、複雑・困難で継続的に高度な専門支援が必要とされる内容もあり、極めて多様です。課題やニーズに柔軟に適切に対応していくためには、内容に応じた重層的な推進体制が必要とされていることから、「課題に応じた必要なネットワークが作られる範囲」において多様な主体が活動するとした考え方を継続する必要があります。

多様な主体による福祉活動は、その取組内容やサービス内容によって、さまざまな形態があり、「地域」の範囲も多様であると考えられ、下図のように、市全体がいくつもの層によって重層化されることで、相互に連携し、福祉活動が活発化すると考えます。

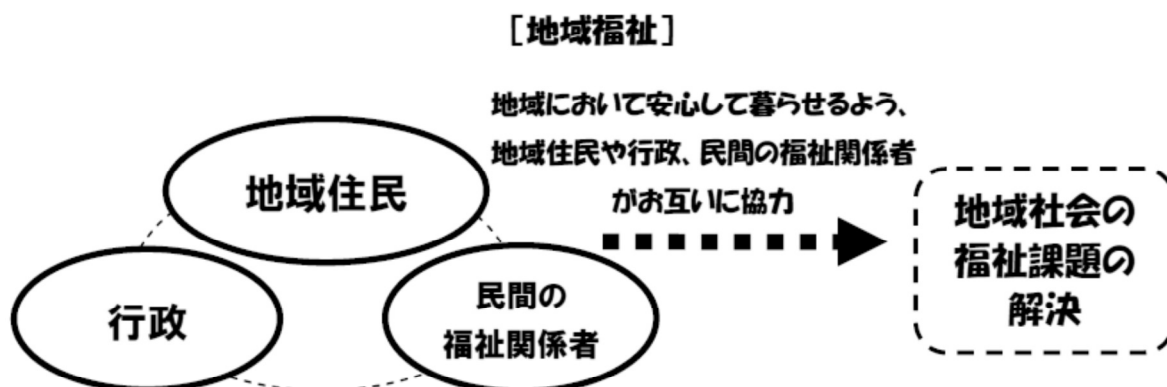
それぞれの活動を通して人がつながり、活動が重なりあうことでネットワークにつながり、新城市がめざすまちづくりへとつなげます。



(2) 地域福祉とは

「地域福祉」は、それぞれの地域において安心して暮らせるよう、地域住民や福祉関係者、行政がお互いに協力して、地域社会の福祉課題の解決に取り組むという考え方です。

社会福祉法^{*}には、地域住民、福祉関係者等が相互に協力して、地域福祉の推進に努めるように定められています。



3 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とし、社会情勢の変化や市民のニーズに対応するため、必要に応じて見直しを行います。

平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度
		第2次新城市地域福祉計画						
新城市地域福祉計画							次期計画	

4 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく、「市町村地域福祉計画」として位置づけます。

また本市では、まちづくりの基本理念や将来像について定めた「新城市総合計画^{*}」を最上位計画に、高齢者福祉の推進を図る「新城市高齢者保健福祉計画^{*}」や子ども・子育て支援の推進を図る「新城市子ども・子育て支援事業計画」、また障がい者施策の推進を図る「障害者基本計画^{*}」、障害福祉サービスの充実を図る「新城市障害福祉計画^{*}」など、さまざまな福祉分野において個別の計画を策定し、それぞれの施策の推進を図っています。

地域福祉計画はこれらの個別の福祉計画と連携し、本市の福祉を一体的に推進する計画であることから、関連する計画との整合を図り策定します。

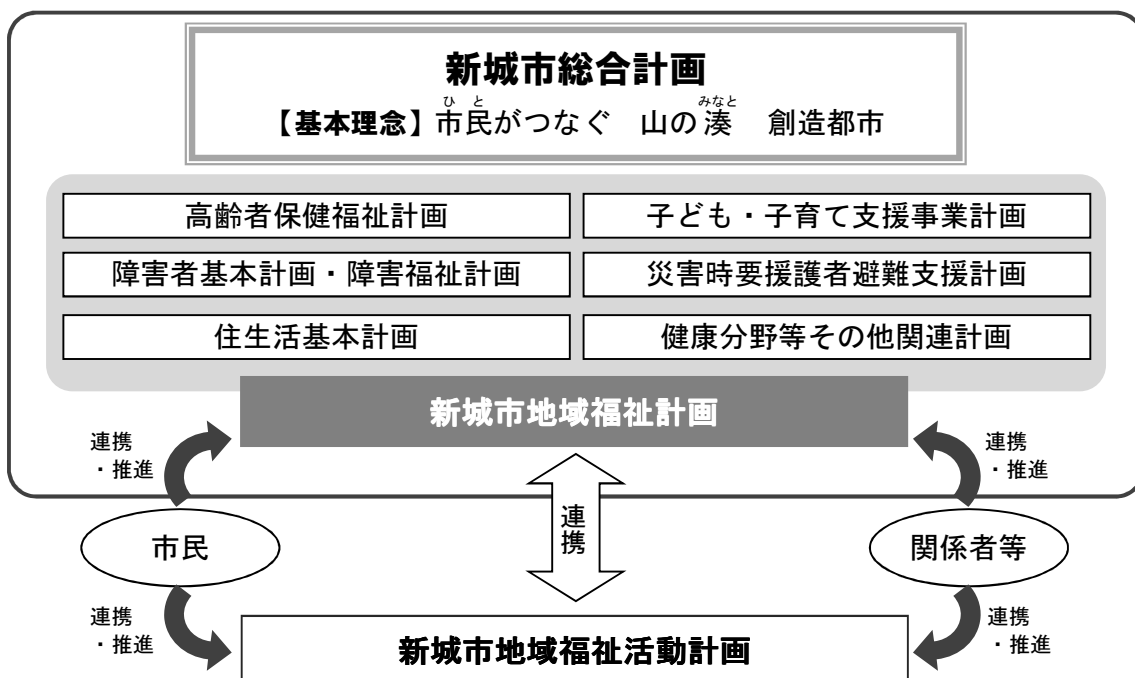
また、地域福祉は市民や関係者など多様な主体の取り組みも重要なことから、計画推進の担い手として位置づけます。

(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の連携

「地域福祉計画」は社会福祉法に基づいて、市が策定するもので、地域福祉推進のための共通理念や福祉ビジョンを計画化したものです。

また、社会福祉協議会^{*}は、社会福祉法において「地域福祉」の推進組織として位置づけられており、福祉問題の把握からその解決の一貫した流れを示した「地域福祉活動計画」を策定しています。社会福祉協議会の策定する地域福祉活動計画と本計画との連携を図り、ともに新城市の地域福祉の推進に取り組みます。

■計画の位置づけ



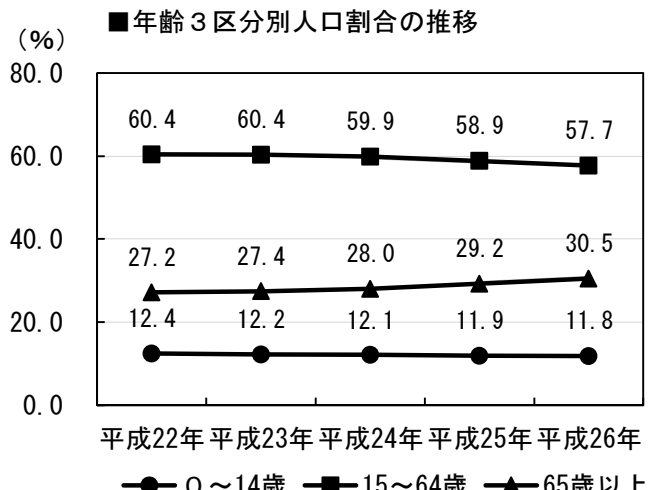
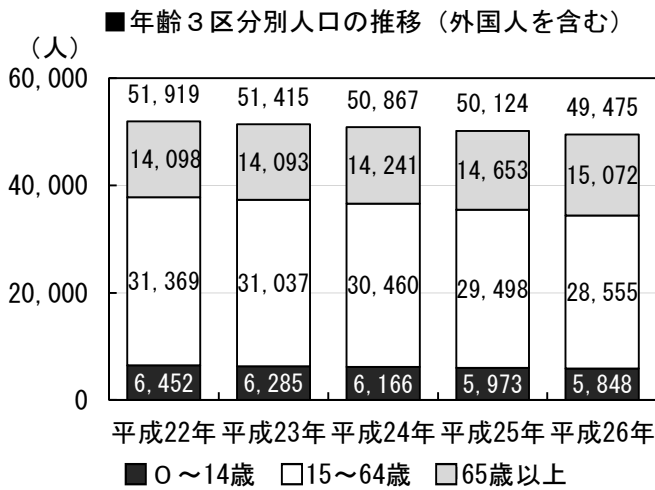
第2章 新都市の福祉を取り巻く状況

1 人口・世帯等の状況

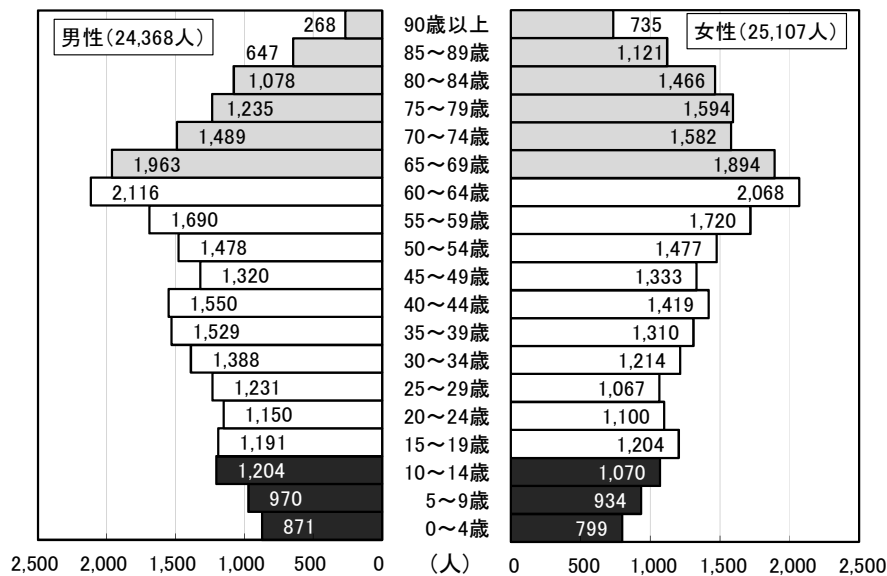
(1) 人口の状況

新都市の人口は減少しており、平成26年で49,475人となっています。年齢3区分別人口割合の推移をみると、0～14歳の人口割合と15～64歳の人口割合はともに減少していますが、65歳以上の人口割合は増加しており、平成26年では30%を超えています。

また、人口ピラミッドをみるとすべての年齢区分のうち、60～64歳の年齢層で最も人口が多くなっており、今後一層高齢化が進行していくことが予測されます。



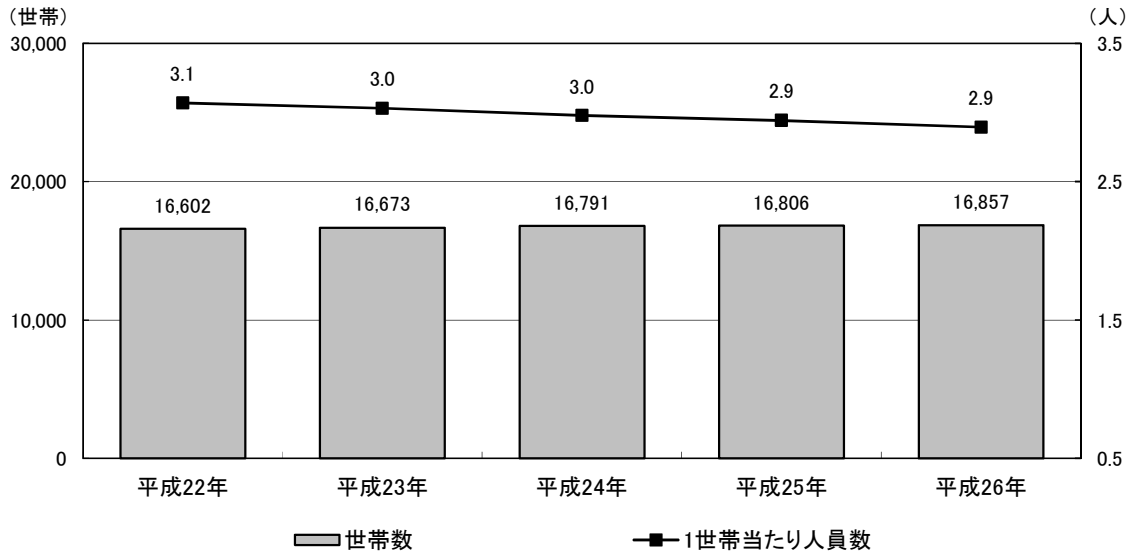
■人口ピラミッド



(2) 世帯の状況

新城市の世帯数は、平成26年で16,857世帯となっており、増加しています。一方で、1世帯当たり人員数は減少しており、単身世帯の増加など世帯の縮小が進んでいることが伺えます。

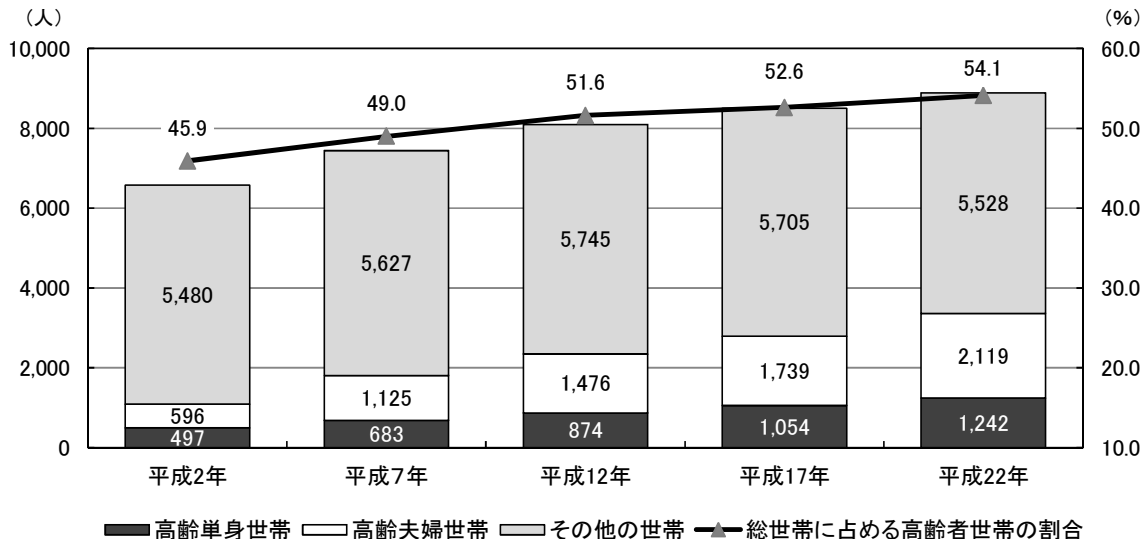
■世帯数・1世帯当たり人員数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

直近の国勢調査（平成22年）における高齢者世帯[※]の割合では、65歳以上の高齢者がいる世帯は、平成22年で8,889世帯となっています。高齢者がいる世帯のうち、高齢単身世帯は平成22年で1,242世帯、高齢夫婦世帯は2,119世帯で、ともに平成2年から2.5倍以上増加しています。高齢者のいる世帯に占める高齢者のみの世帯は37.8%となっており、高齢者の社会的孤立が懸念されます。

■高齢者世帯数の推移



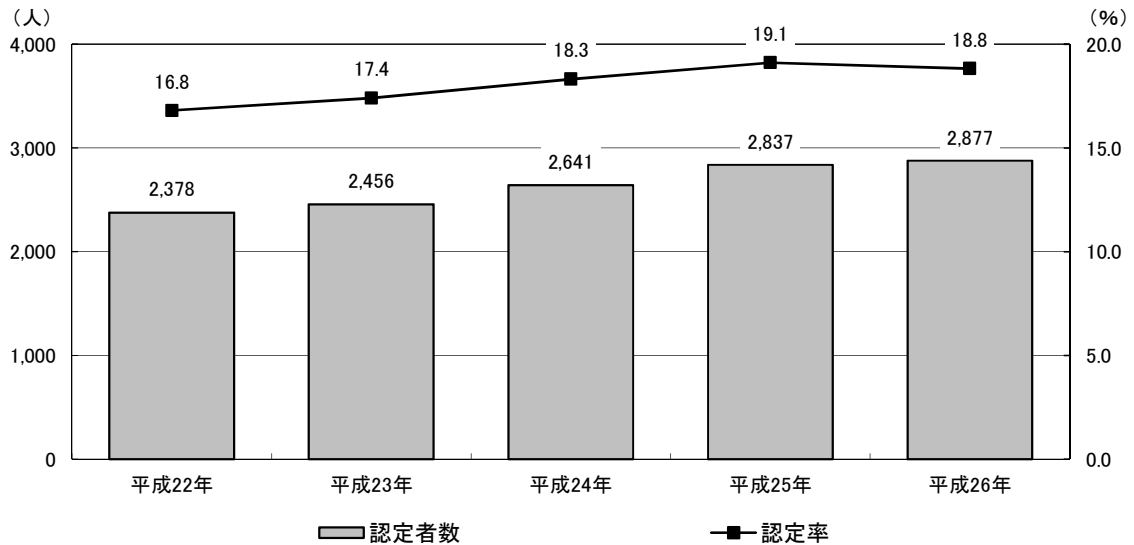
資料：国勢調査

(3) 高齢者の状況

要介護認定者数は、平成26年で2,877人となっており、平成22年以降増加しています。

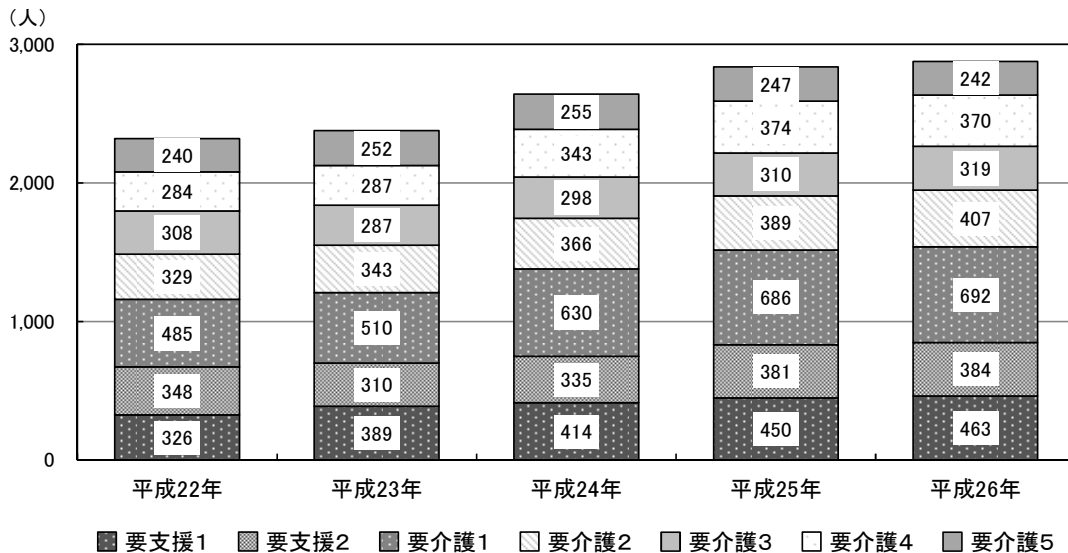
要介護度別にみると、要支援1、要支援2、要介護1のように軽度の認定者が特に増加しています。

■新城市の要介護認定者数と認定率の推計



資料：介護保険事業状況報告

■新城市の要介護度別認定者数の推計



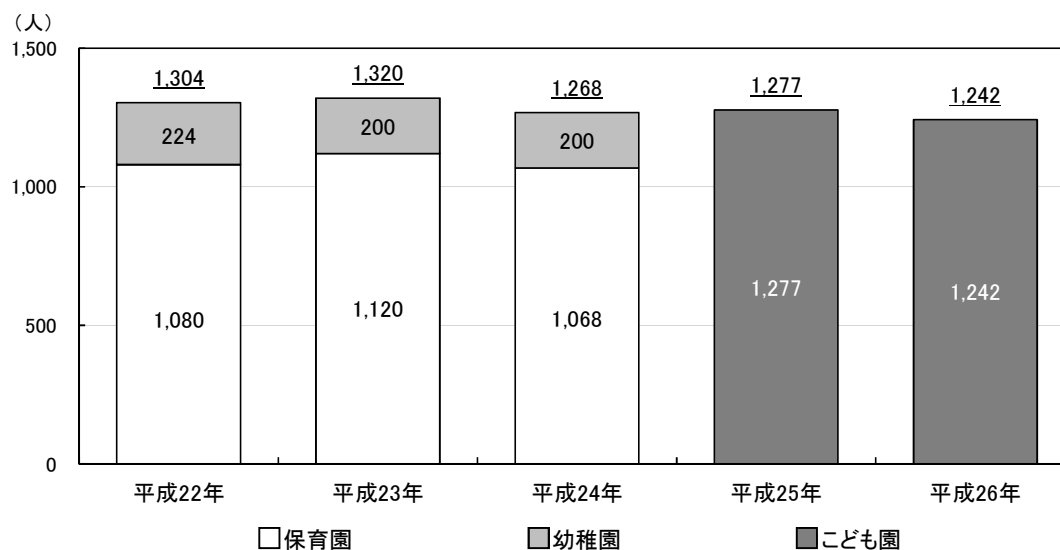
資料：介護保険事業状況報告

(4) 子どもの状況

園児数の推移をみると、減少傾向となっており、平成26年では1,242人と、平成22年と比較して62人減少しています。

本市では、平成25年4月から保育園と幼稚園をこども園として一体的に運営しています。

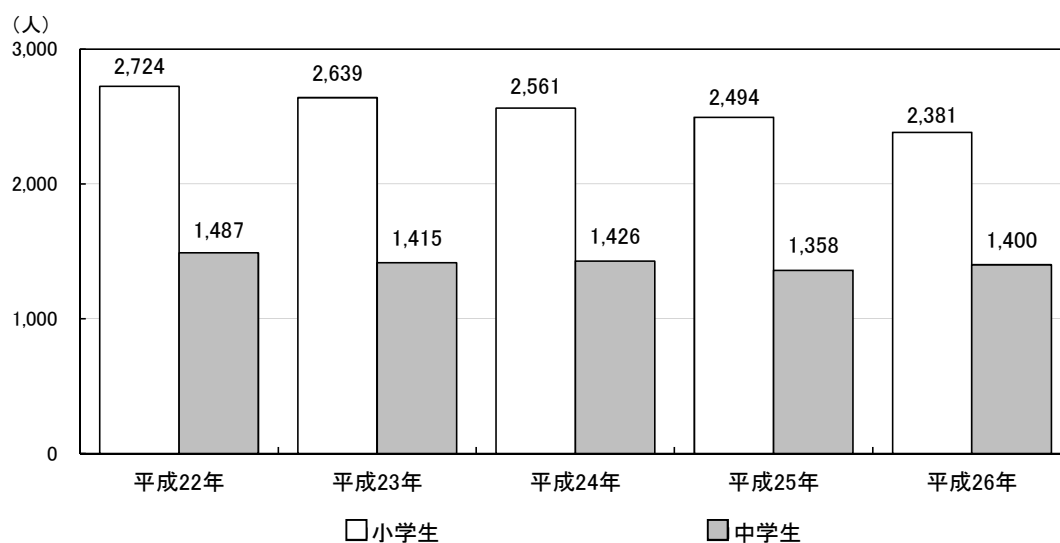
■園児数の推移



資料：しんしろの福祉（各年4月1日現在）

小学生・中学生数の推移をみると、平成26年では小学生は2,381人、中学生は1,400人となっており、平成22年と比較して小学生では343人、中学生では87人減少しています。

■小学生・中学生数の推移

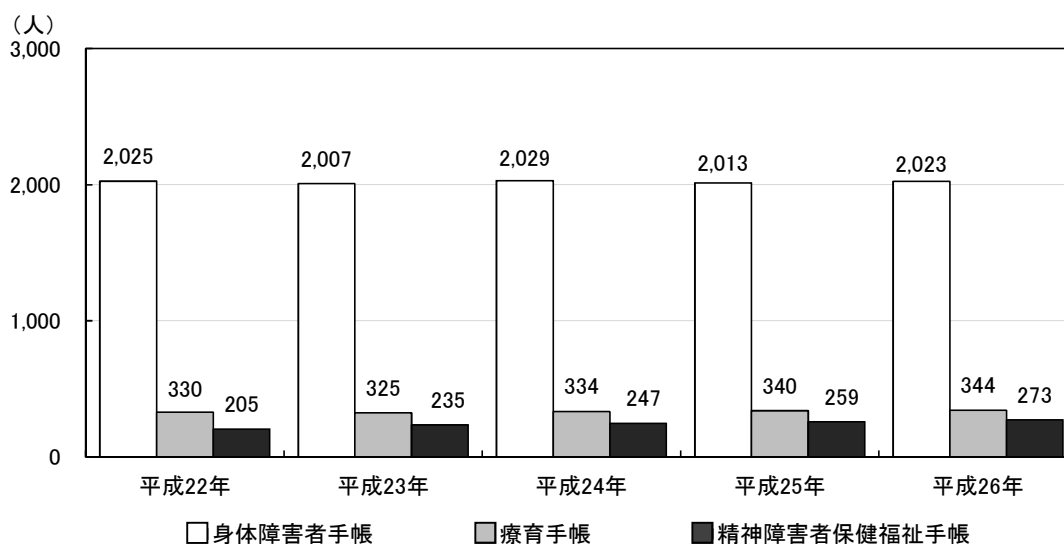


資料：教育委員会（各年5月1日現在）

(5) 障がいのある人の状況

各障害者手帳所持者数を平成22年と平成26年で比較すると、身体障害者手帳所持者数は横ばいとなっているものの、療育手帳所持者数は1.04倍、精神障害者保健福祉手帳所持者数は1.33倍の増加となっています。

■障害者手帳所持者数の推移

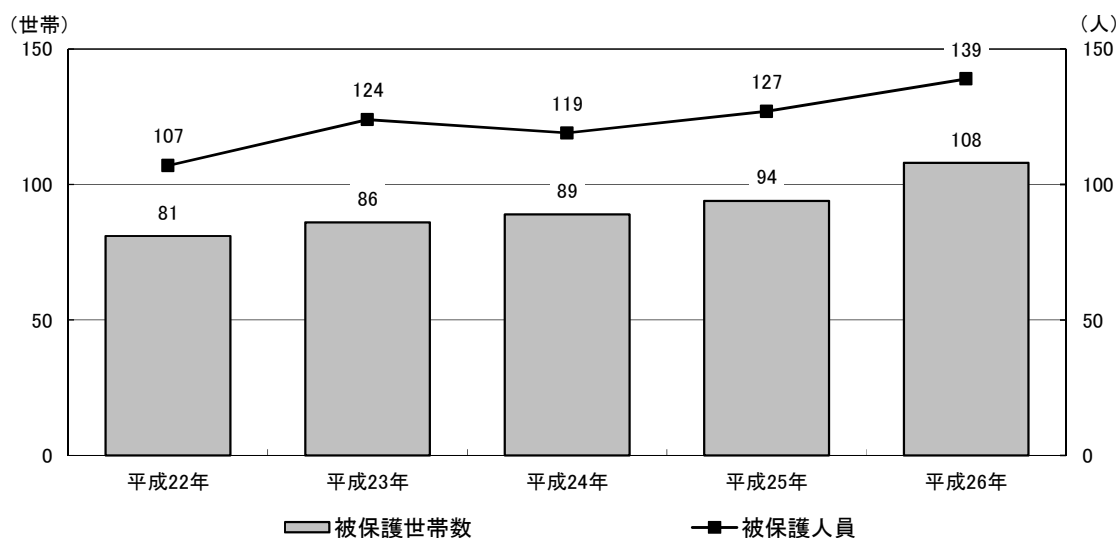


資料：新城市福祉課（各年4月1日）

(6) 生活保護の状況

被保護世帯数は増加しており、平成26年では108世帯となっており、平成22年から27世帯増加しています。また、被保護人員数は平成23年から平成24年にかけて減少したものの、その後増加しており、平成26年では139人となっています。

■被保護世帯・被保護人員の推移

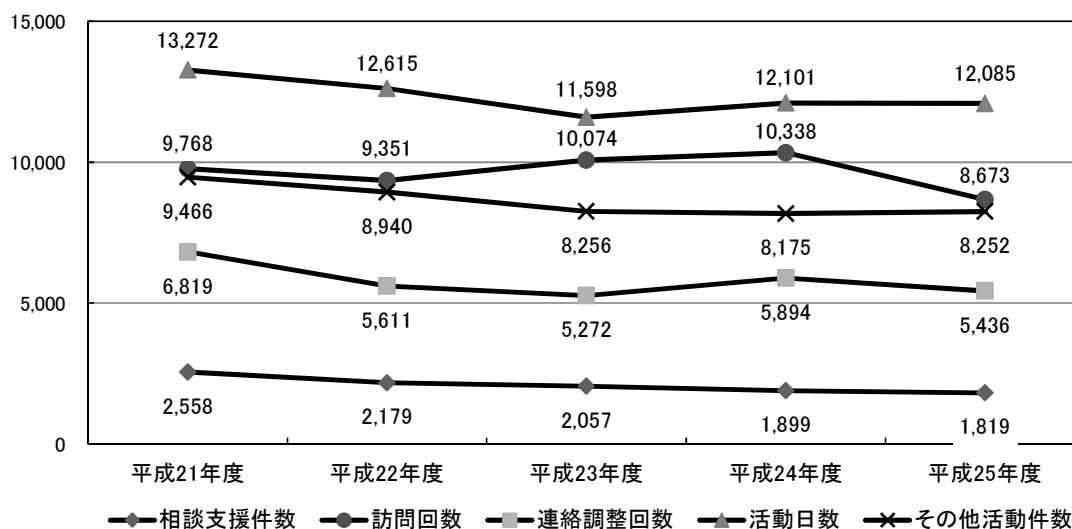


資料：しんしろの福祉（各年4月1日）

(7) 民生委員・児童委員※の活動状況

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けた民間の奉仕者で、社会福祉に情熱のある方の中から選ばれます。支援を必要とする人への相談や訪問などの活動を行っています。

■民生委員・児童委員の活動状況



2 地域自治区の状況

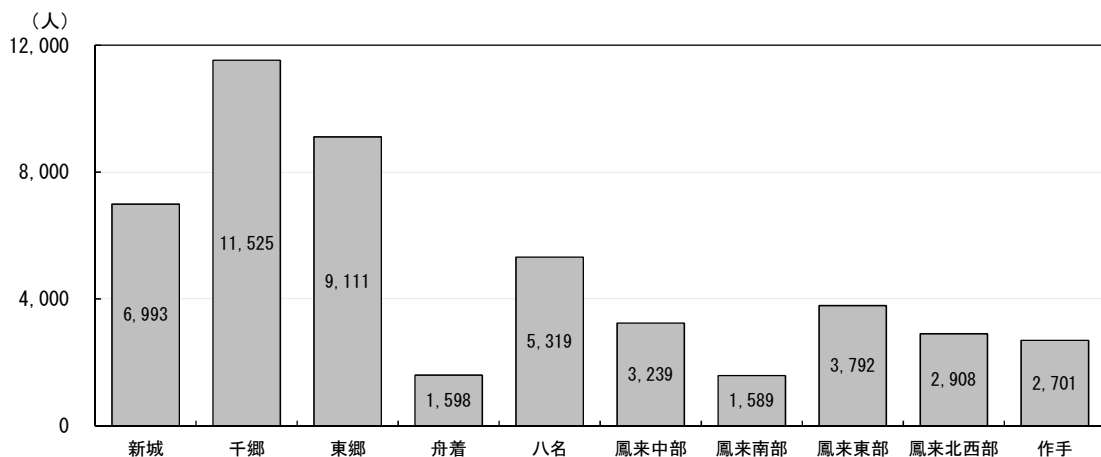
第1章計画の概要の「2の(1)地域とは」の図表中にもあるように、さまざまな「地域」の単位があるなかで、より地域の実情に即した福祉活動ができる範囲として地域自治区をとらえています。

ここでは、10の地域自治区ごとの各地域自治区を構成している行政区、地域の概要、人口・世帯の推移の状況について説明します。

(1) 地域自治区別人口と高齢化率の状況

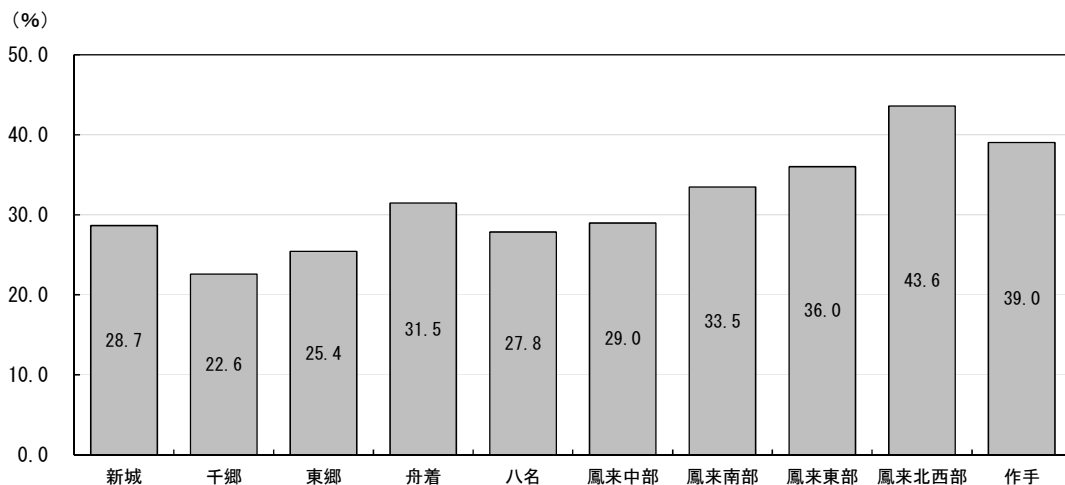
地域自治区別の人口をみると、千郷自治区の人口が11,525人と最も多く、鳳来南部自治区の人口が1,589人と最も少なくなっています。また、高齢化率では、鳳来北西部自治区で43.6%と最も高く、反対に千郷自治区で22.6%と最も低くなっています。

■地域自治区別人口



資料：住民基本台帳（平成26年4月1日）

■地域自治区別高齢化率

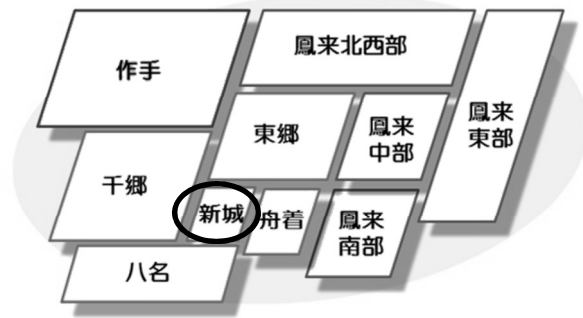


資料：住民基本台帳（平成26年4月1日）

(2) 各地域自治区の状況

【新城地域自治区】

新城地域自治区は、9の行政区で構成され市の中心部に位置しています。新城の名称は、長篠・設楽原の戦いで功績のあった奥平信昌が徳川家康の長女亀姫をめとり、現在の新城小学校の地に新しい城を築いた「新城城(しんしろじょう)」に由来しており、新城城の築城を機に栄え、「山湊馬浪」とうたわれた賑わいの歴史に彩られる地域です。



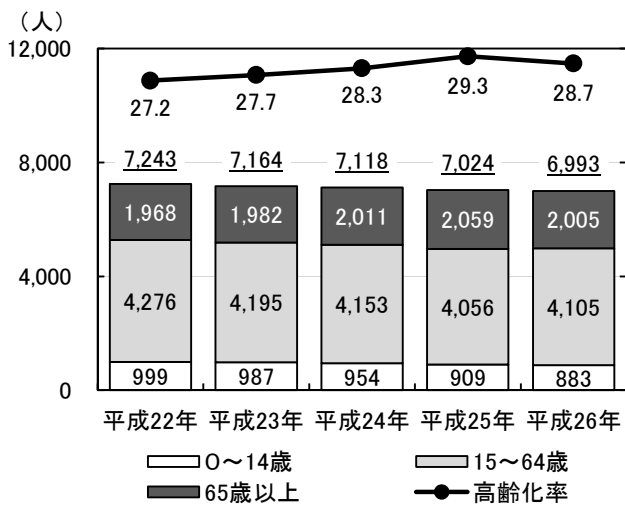
構成する行政区

東新町、西新町、本町、入船、新城中町、栄町、橋向、的場、弁天

新城地域自治区の人口は、平成22年以降減少し、平成26年では6,993人となっています。年齢3区分別にみると、0～14歳の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口は減少傾向となっています。一方、高齢化率は増加傾向となっており、平成26年には28.7%となっています。

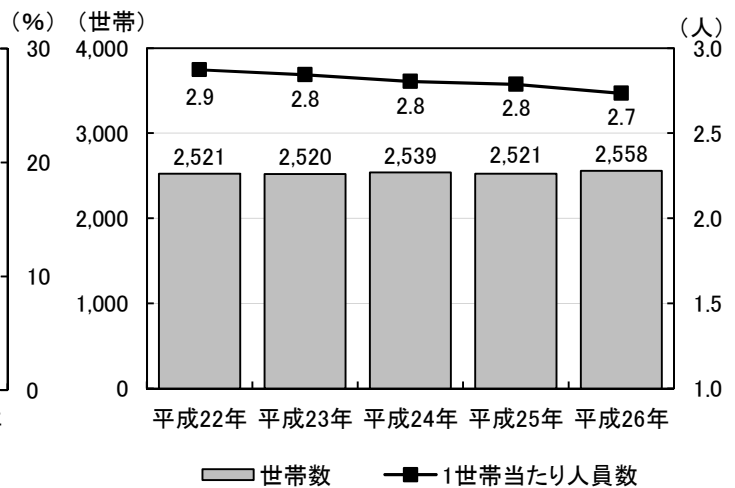
世帯数は、増加傾向となっており、平成26年では2,558世帯となっています。1世帯当たり人員数は減少しており、平成26年では2.7人となっています。

■年齢3区分別人口の推移（日本人のみ）



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

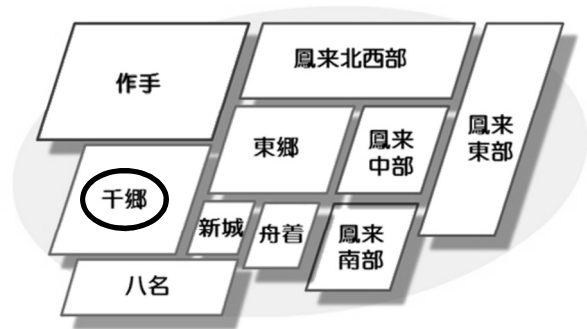
■世帯数・1世帯当たり人員数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

【千郷地域自治区】

千郷地域自治区は17の行政区で構成される市内で最も人口が多い地域です。市街化区域と市街化調整区域を持つ地域で豊橋市や豊川市への所要時間は30分圏内にあり、企業団地や大型店舗が立地し、公共交通などの住環境において利便性の良い地域です。



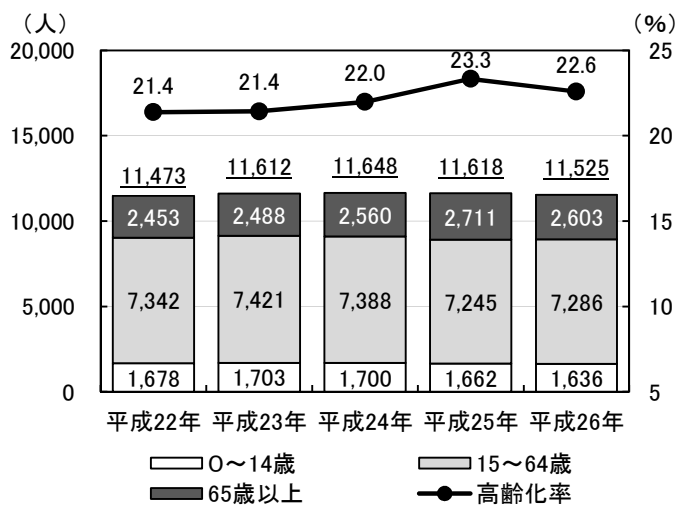
構成する行政区

片山、徳定、山、臼子、今出平、諏訪、杉山、石田、野田、中市場、大野田、稲木、豊島、川田、川田原、上市場東住宅、上市場西住宅

千郷地域自治区の人口は、平成25年以降減少し平成26年には11,525人となっています。年齢3区分別にみると、0～14歳の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口は平成24年以降減少傾向となっています。一方、高齢化率は増加傾向となっており、平成26年には22.6%となっています。

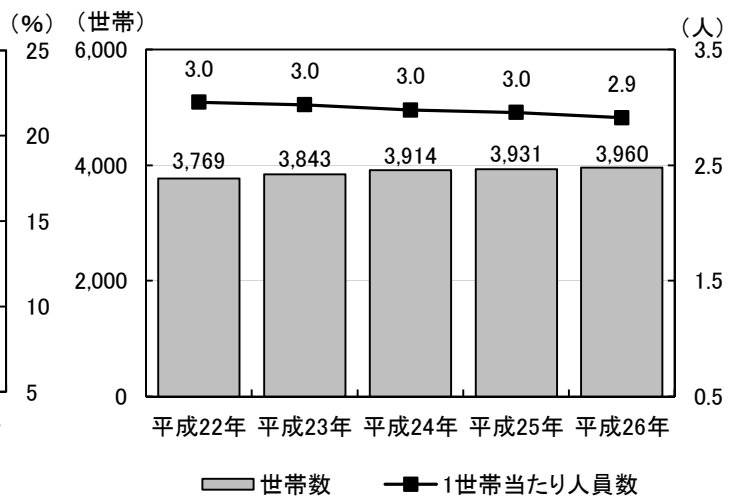
世帯数は、平成22年以降増加しており、平成26年には3,960世帯となっています。1世帯当たり人員数は減少しており、平成26年には2.9人となっています。

■年齢3区分別人口の推移（日本人のみ）



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

■世帯数・1世帯当たり人員数の推移



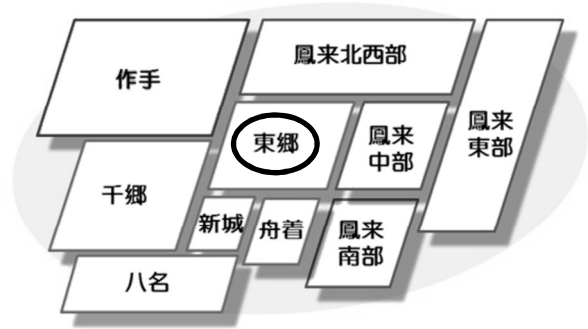
資料：住民基本台帳（各年4月1日）

【東郷地域自治区】

東郷地域自治地区は、17 の行政区で構成されています。

この地域には、戦国時代に織田・徳川連合軍と武田軍が戦った「長篠・設楽原の戦い」で有名な決戦の地、「設楽原」があります。

また、新東名高速道路新城インターチェンジがこの地に設置されることから、観光面でも他の地域との交流が盛んになることが期待されています。



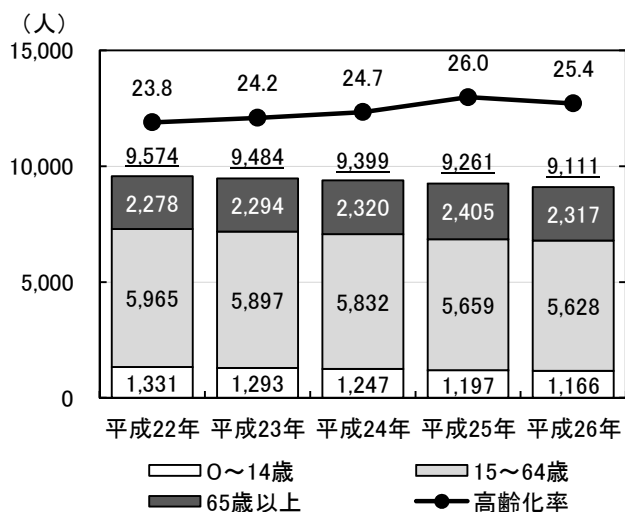
構成する行政区

平井、上平井、矢部、富沢、富永、大宮、牛倉、須長、浅谷、出沢、横川、大海、有海、八束穂、竹広、川路、緑が丘

東郷地域自治区の人口は、平成22年以降減少し平成26年では9,111人となっています。年齢3区分別にみると、0～14歳の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口は平成22年以降減少しています。一方、高齢化率は増加傾向となっており、平成26年には25.4%となっています。

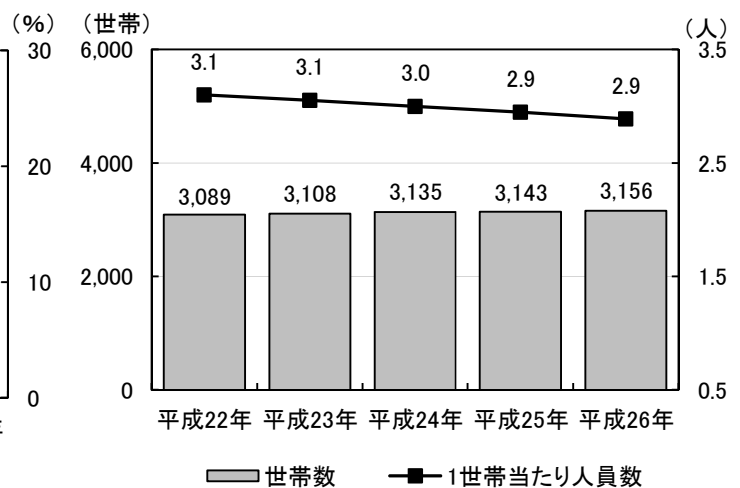
世帯数は、平成22年以降増加しており、平成26年では3,156世帯となっています。1世帯当たり人員数は減少しており、平成26年では2.9人となっています。

■年齢3区分別人口の推移（日本人のみ）



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

■世帯数・1世帯当たり人員数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

【舟着地域自治区】

舟着地域自治区は 4 つの行政区で構成される市内で最も小さな地域自治区です。「明るさとやさしさで絆を結ぶ舟着の郷」をめざしてさまざまなコミュニティ活動を実施しています。

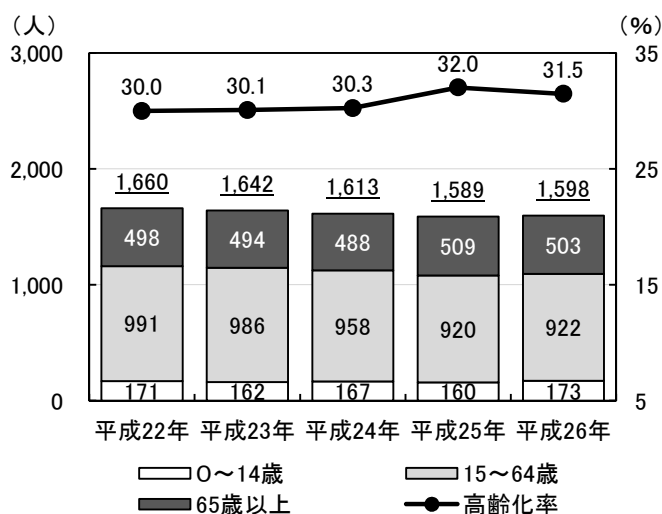


構成する行政区
市川、塩沢、鳥原、吉川

舟着地域自治区の人口は、平成22年以降減少傾向となっており、平成26年には1,598人となっています。年齢3区分別にみると、0～14歳の年少人口は平成22年以降減少傾向となっていました。平成26年には増加に転じています。15～64歳の生産年齢人口は減少傾向となっています。一方、高齢化率は増加傾向となっており、平成26年には31.5%となっています。

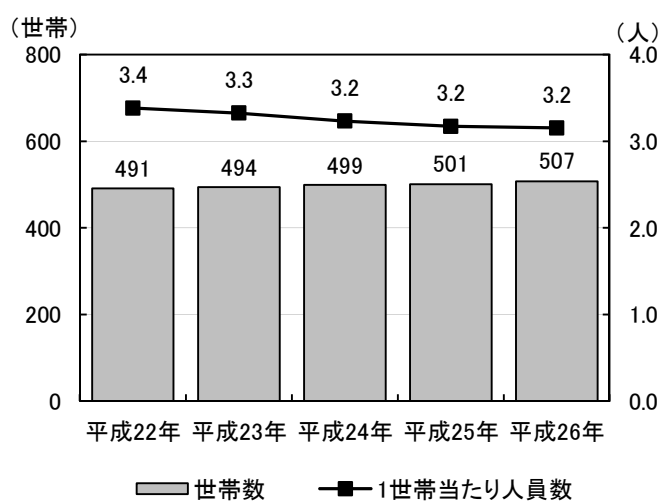
世帯数は、平成22年以降増加しており、平成26年には507世帯となっています。1世帯当たり人員数は減少しており、平成26年には3.2人となっています。

■年齢3区分別人口の推移（日本人のみ）



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

■世帯数・1世帯当たり人員数の推移

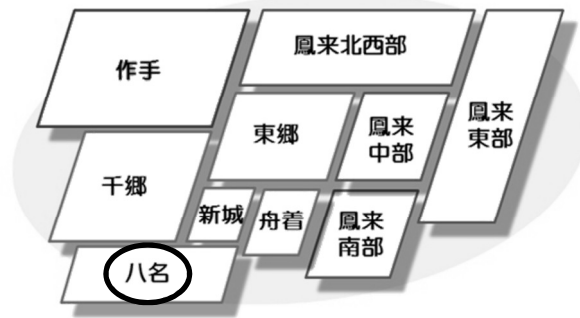


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

【八名地域自治区】

八名地域自治区は、10の行政区で構成されています。

あいちの伝統野菜に指定された「八名丸さといも」が生産されるなど、農業が盛んな地域であるだけでなく、桜淵公園をはじめとする豊かな自然環境や、国の重要文化財である望月家住宅などの歴史遺産に囲まれた地域です。



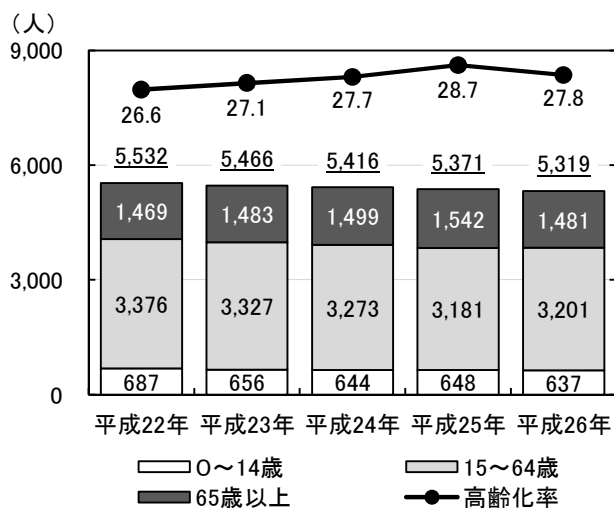
構成する行政区

小畑、中宇利、富岡東部、富岡中部、富岡西部、黒田、庭野、一鍬田、八名井、東清水野

八名地域自治区の人口は、平成22年以降減少し平成26年では5,319人となっています。年齢3区分別にみると、0～14歳の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口は減少傾向となっています。一方、高齢化率は増加傾向となっており、平成26年には27.8%となっています。

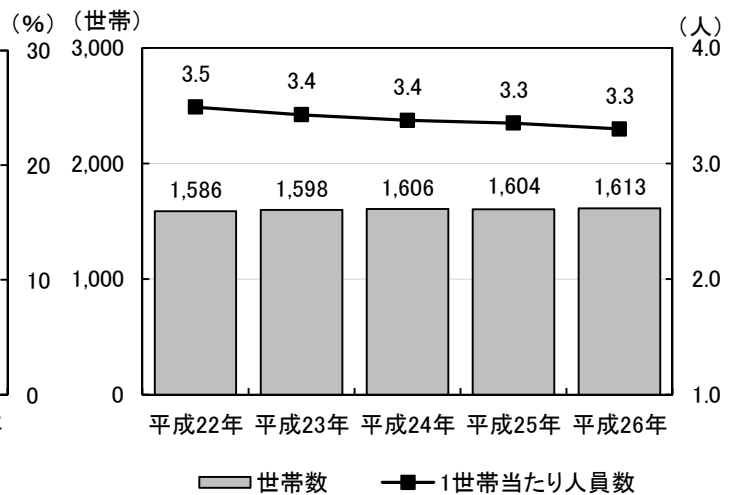
世帯数は、平成22年以降増加傾向となっており、平成26年では1,613世帯となっています。1世帯当たり人員数は減少しており、平成26年では3.3人となっています。

■年齢3区分別人口の推移（日本人のみ）



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

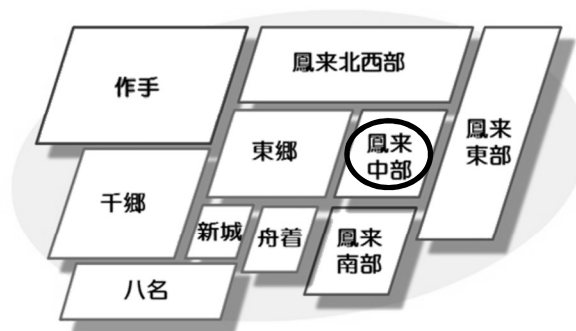
■世帯数・1世帯当たり人員数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

【鳳来中部地域自治区】

鳳来中部地域自治区は、10の行政区で構成されており、旧鳳来町の町役場があった地域です。平坦部と山間部との地区が混在しているものの、少子高齢化や商業の衰退など共通の課題を持つ自治区です。天正3年(1575年)5月の『長篠合戦』で有名な長篠城址などの観光資源や、新東名高速道路、三遠南信自動車道へのアクセスも良く、これからの発展が期待される地域でもあります。



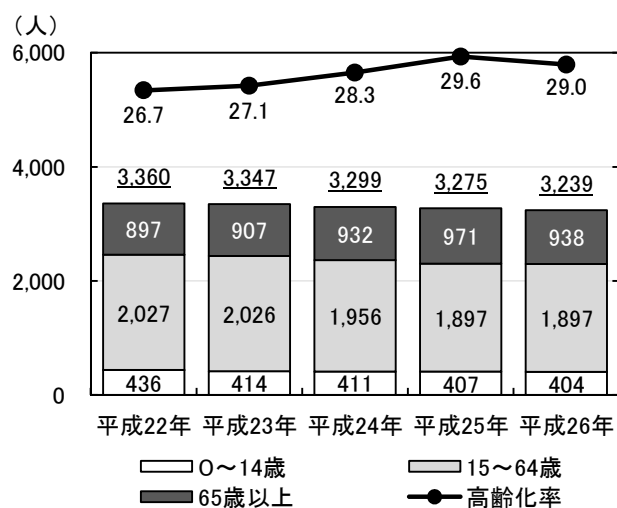
構成する行政区

長篠西、本郷、内金上、内金下、富保、蔵平、小川、栗衣、大平、本久

鳳来中部地域自治区の人口は、平成22年以降減少し平成26年には3,239人となっています。年齢3区分別にみると、0～14歳の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口は平成22年以降減少しています。一方、高齢化率は増加傾向となっており、平成26年には29.0%となっています。

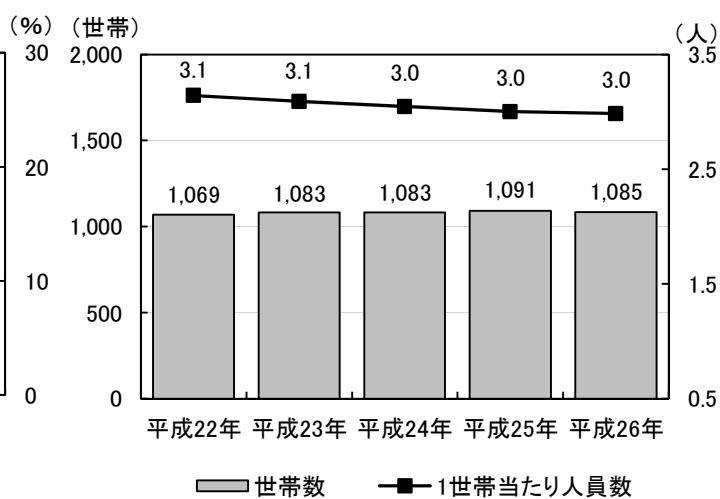
世帯数は、平成22年以降増加傾向となっており、平成26年には1,085世帯となっています。1世帯当たり人員数は減少しており、平成26年には3.0人となっています。

■年齢3区分別人口の推移（日本人のみ）



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

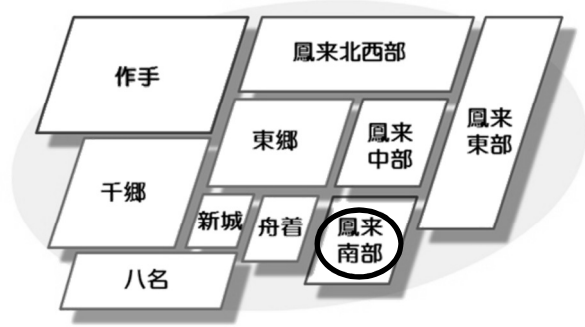
■世帯数・1世帯当たり人員数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

【鳳来南部地域自治区】

鳳来南部地域自治区は、下吉田、上吉田、竹ノ輪、多利野、黄柳野の5つの行政区で構成されています。区域は、45.51km²と広く、昭和31年まで山吉田村であった区域として、公民館活動や財産管理などでまとまった活動を続けています。また、景勝地として有名な国指定名勝・天然記念物の阿寺の七滝、歴史的には徳川家康公の危機を救ったニワトリで有名な満光寺などがあります。



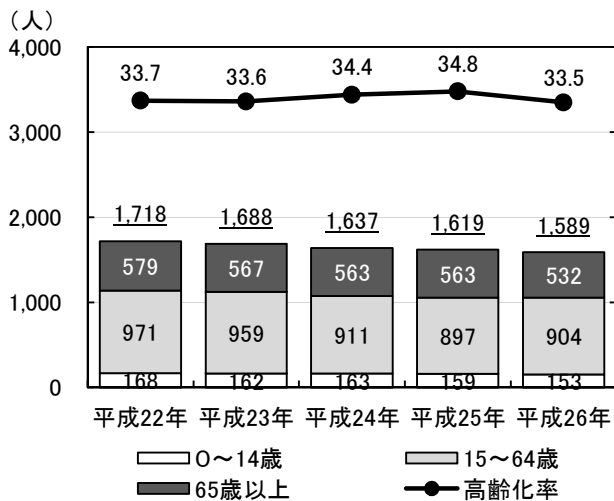
構成する行政区

下吉田、上吉田、竹ノ輪、多利野、黄柳野

鳳来南部地域自治区の人口は、平成22年以降減少し平成26年では1,589人となっています。年齢3区分別にみると、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口ともに減少傾向となっています。一方、高齢化率は平成22年以降増加傾向となっていました。平成26年には減少に転じており、平成26年には33.5%となっています。

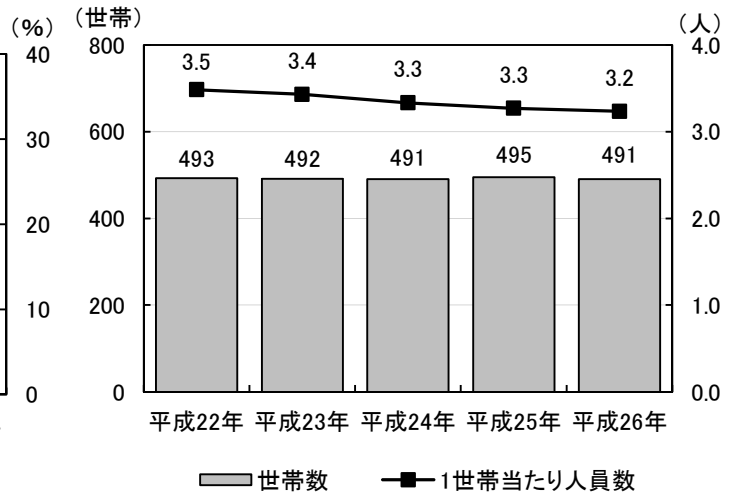
世帯数は、横ばいで推移しており、平成26年では491世帯となっています。1世帯当たり人員数は減少しており、平成26年では3.2人となっています。

■年齢3区分別人口の推移（日本人のみ）



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

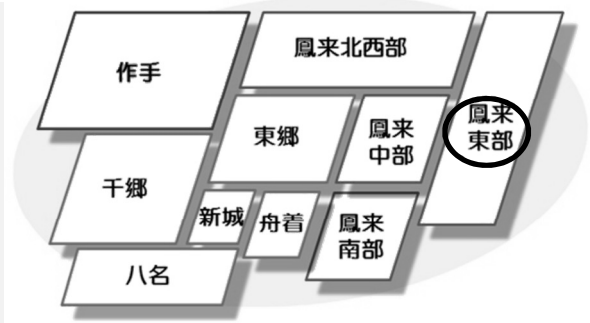
■世帯数・1世帯当たり人員数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

【鳳来東部地域自治区】

鳳来東部地域自治地区は、22 の行政区で構成され、市の東部に位置し、東栄町、設楽町、浜松市に接しています。湯谷温泉、鳳来峡、乳岩峡、百間滝など豊かな自然環境に恵まれた風光明媚な地域です。また、水源地でもあり、宇連ダム(鳳来湖)、大島ダム(朝霧湖)があります。



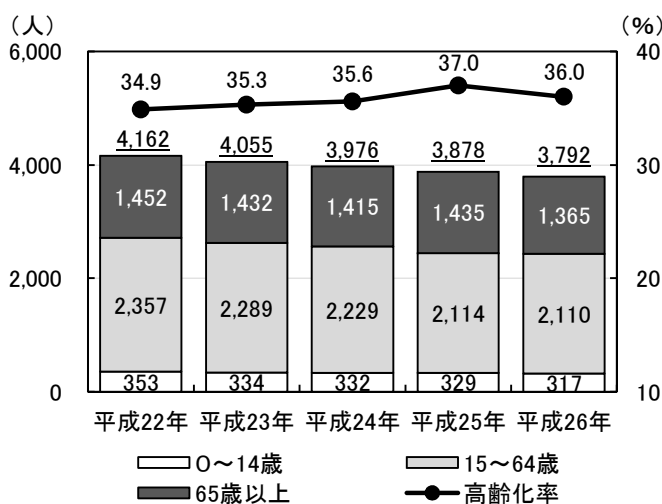
構成する行政区

浅畑、下平、東矢田、寺林、大峠、引地、橋平、湯谷、榎原、ドウデイ、柿平、大野、井代、能登瀬、名越、名号、睦平、細川、秋葉巢山、七郷一色、鳳来川合、池場

鳳来東部地域自治区の人口は、平成22年以降減少し平成26年では3,792人となっています。年齢3区分別にみると、0～14歳の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口は平成22年以降減少しています。一方、高齢化率は増加傾向となっており、平成26年には36.0%となっています。

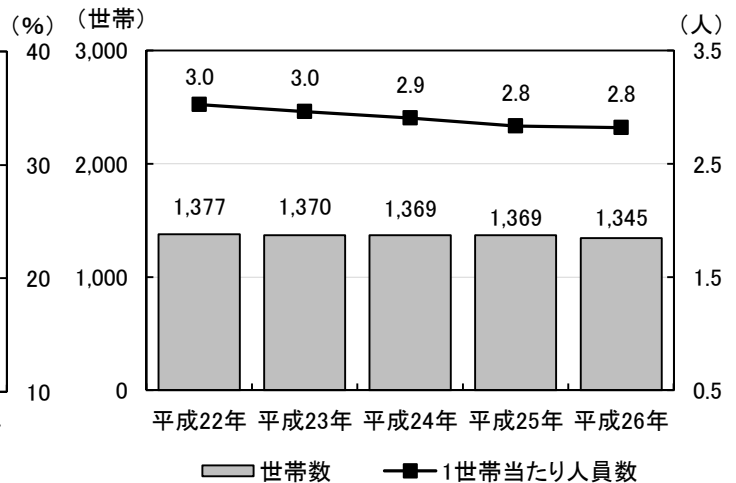
世帯数は、平成22年以降減少しており、平成26年では1,345世帯となっています。1世帯当たり人員数も減少しており、平成26年では2.8人となっています。

■年齢3区分別人口の推移（日本人のみ）



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

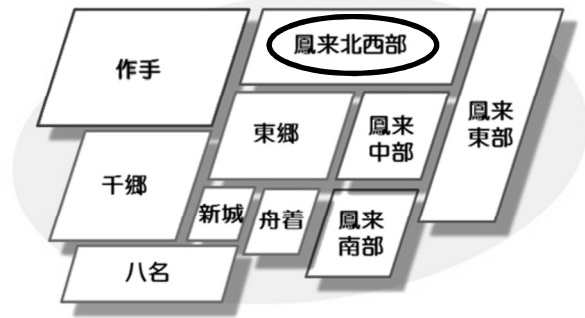
■世帯数・1世帯当たり人員数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

【鳳来北西部地域自治区】

鳳来北西部地域自治区は、15の行政区で構成され、鳳来寺、鳳来西、海老の3地区を区域とする山間地域です。国指定名勝・天然記念物の「鳳来寺山」、山里に春を告げる梅の花で有名な「川売(かおれ)の梅花」もあります。また、鞍掛山の南西斜面に広がる「四谷の千枚田」は、石積みの棚田が山の斜面や丘陵地に段々と折り重なり、心に響く日本の古き良き原風景があります。



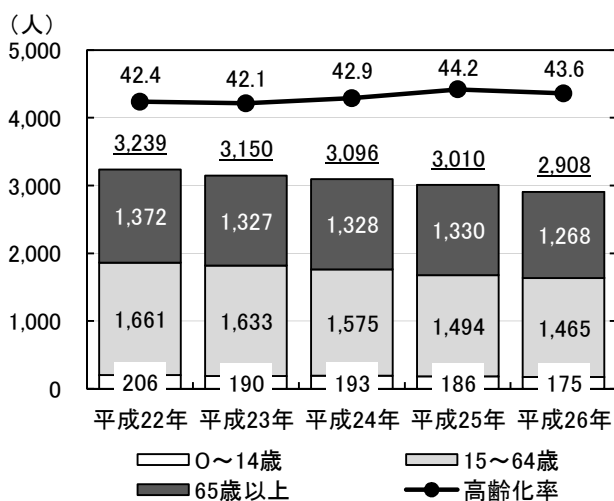
構成する行政区

玖老勢、副川、門谷、布里、只持、一色、塩瀬、島田、源氏、恩原、大輪、湯島、海老、四谷、連合

鳳来北西部地域自治区の人口は、平成22年以降減少しています。地域自治区の中で最も減少率が大きく、平成26年には2,908人となっています。年齢3区分別にみると、0～14歳の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口は平成22年以降減少傾向となっています。一方、高齢化率は増加傾向となっています。10地域自治区の中で最も高く、平成26年には43.6%となっています。

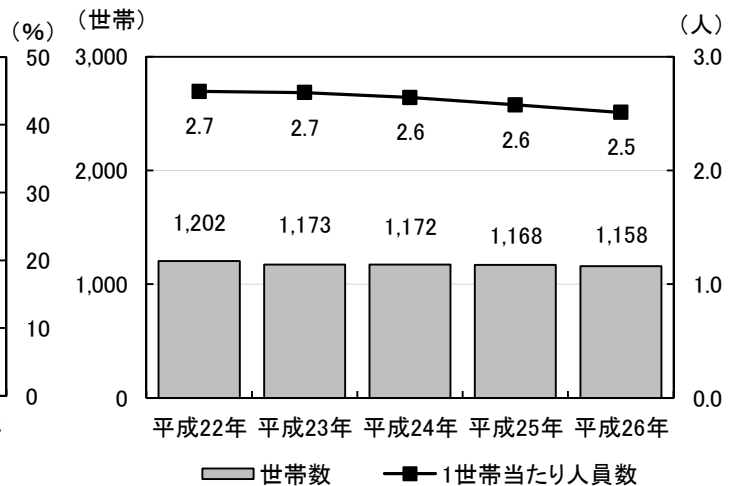
世帯数は、平成22年以降減少しており、平成26年には1,158世帯となっています。1世帯当たり人員数も減少しており、平成26年には2.5人となっています。

■年齢3区分別人口の推移（日本人のみ）



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

■世帯数・1世帯当たり人員数の推移



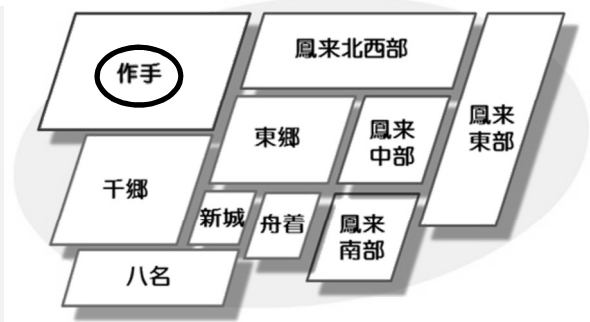
資料：住民基本台帳（各年4月1日）

【作手地域自治区】

作手地域自治区は、28 の行政区で構成されています。

周囲を本宮山、竜頭山、巴山、など 600m～700m級の山々に囲まれた平均標高 550mの高原地域です。

また、豊川水系と矢作川水系の水源地域で、春の新緑、夏の清流、秋の紅葉、冬の白銀と四季折々の姿を全身で満喫できる地域です。



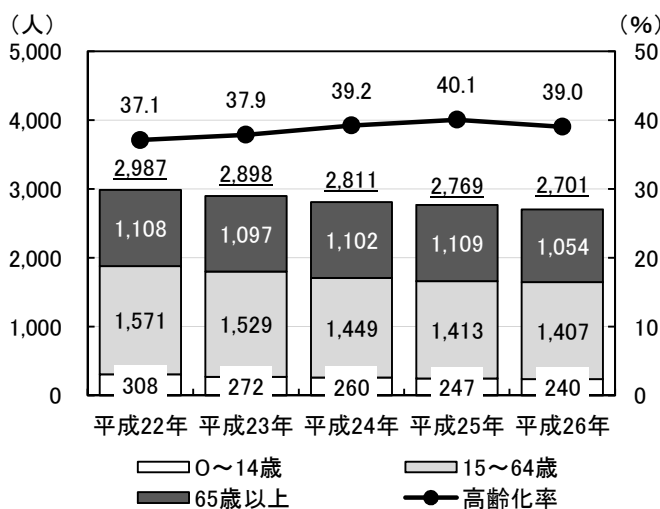
構成する行政区

守義、菅沼、木和田、善夫、黒瀬、西田原、東田原、岩波、南中河内、北中河内、明和、長者平、鴨ヶ谷、市場、作手須山、北畑、野郷、作手川合、相寺、和田、見代、戸津呂、杉平、赤羽根、小林、東高松、大和田、田代

作手地域自治区の人口は、平成 22 年以降減少し平成 26 年では 2,701 人となっています。年齢 3 区分別にみると、0～14 歳の年少人口及び 15～64 歳の生産年齢人口は平成 22 年以降減少しています。一方、高齢化率は平成 22 年以降増加していましたが、平成 26 年には減少に転じており、39.0%となっています。

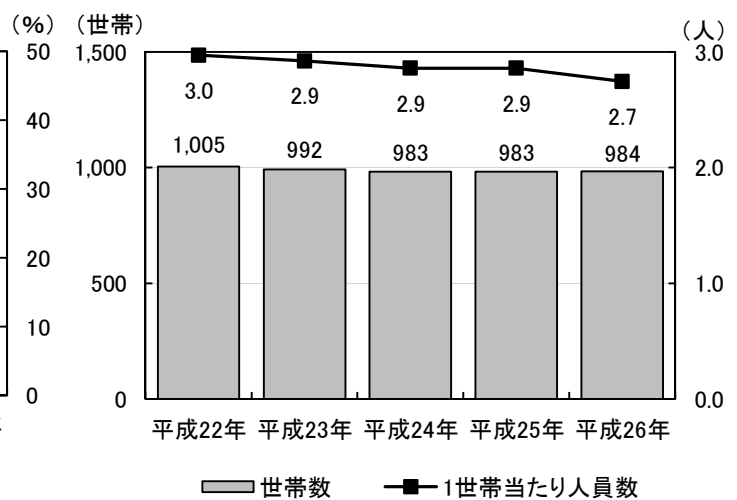
世帯数は、平成 22 年以降減少傾向となっており、平成 26 年では 984 世帯となっています。1 世帯当たり人員数も減少しており、平成 26 年では 2.7 人となっています。

■年齢 3 区分別人口の推移（日本人のみ）



資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日）

■世帯数・1 世帯当たり人員数の推移

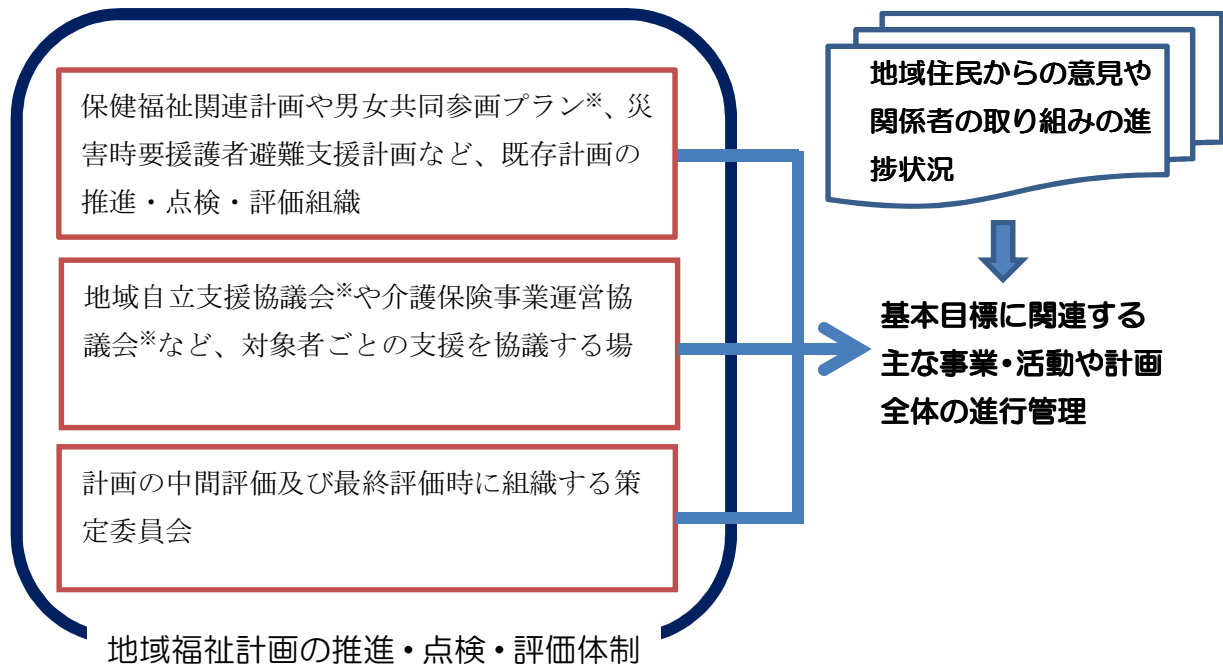


資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日）

3 計画の評価とこれからの課題

(1) 計画の推進・評価体制の概要

第1次計画では、計画をどのように推進し、進行管理していくのかが大きなポイントでした。第1次計画では中間評価時に、計画の総合的な推進・点検・評価する体制を構築しました。体制は次のとおりです。



上記の図にあるように、個別分野別計画の評価組織、既存の組織や策定委員会などから取り組みの進捗状況を聞き取り、また、地域座談会やアンケートなどから地域住民の意見を把握しました。これらの取り組み状況を踏まえ、地域福祉計画の基本目標に関連する主な事業・活動や計画全体の進行管理を行い、本計画の推進を図ってきました。

第1次計画では6つの基本目標を掲げ、この基本目標に併せて、関係者の取り組みを一体化した地域のみんなで進める「プロジェクト」を立ち上げ、地域の課題や目標に合わせて、関係者が協働し取り組んでいくことを目指しました。

(2) 各基本目標に関連する事業・活動の評価

第1次計画に盛り込まれている各基本目標については、目標の達成に向けて、関連する主な事業・活動の評価を行うこととし、担当課や社会福祉協議会が中心となって事業に取り組んできました。

この関連する主な事業・活動の評価は、事業の進捗状況に応じて4段階の自己評価を行い、評価の理由や事業活動の今後の課題についてヒアリングを実施し、事業の方向性や制度改正等による事業内容の変更を踏まえているかを確認しました。

基本目標ごとの進捗状況をみると、「基本目標3 多様な主体による質の高い福祉サービス*の提供」が3.4点と最も施策の推進が図られました。

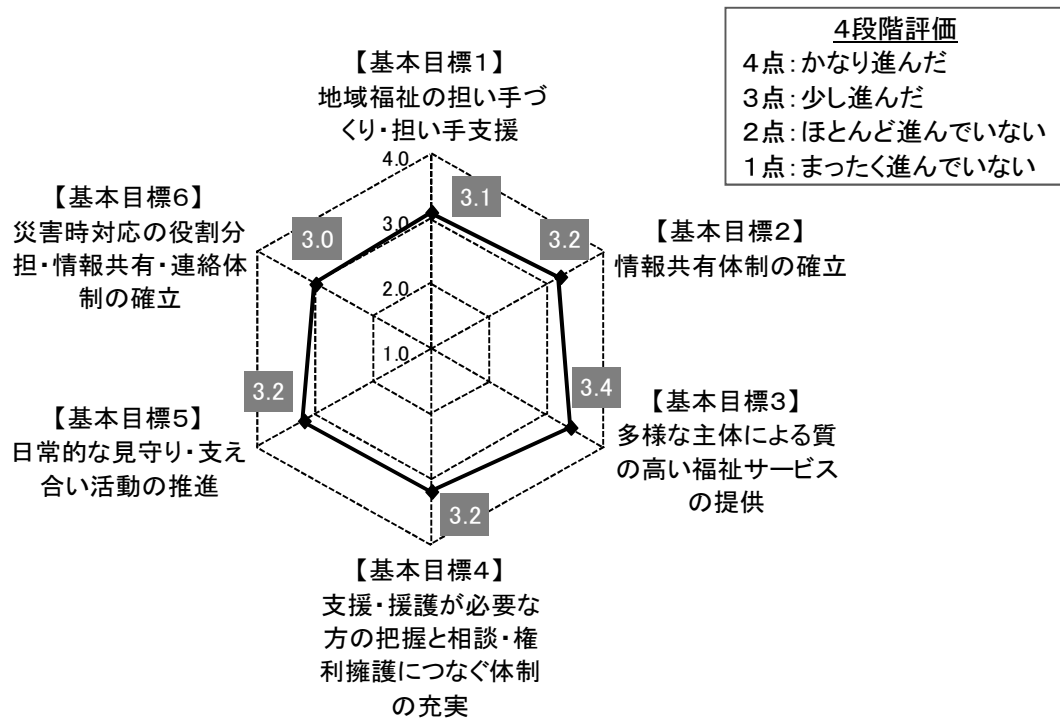
これは、児童・障がい・高齢の各サービス提供に際し、各分野の計画策定委員会や関係機関の会議において行政・市民・関係機関が連携し、制度の共通認識や関係者同士の情報共有が図られたことが主な要因となっています。質の高いサービス提供にむけて、各事業・活動を見直し、利用者主体の視点をもって取り組んでいるものと言えます。

また、全体的にはバランスよく施策の推進が図られていますが、「基本目標6 災害時対応の役割分担・情報共有・連絡体制の確立」は3.0点と他の基本目標と比べるとやや低くなっています。これは、関連する主な事業・活動である災害時要援護者避難支援制度が今年度法改正されたことに伴い、これまでの本市の取り組みと、変更後の新たな制度の違いにより、スタートしたばかりの新制度の普及啓発を推進していくことなどが新たな課題として挙げられ、全体評価が低くなっています。

この基本目標6については、「(3) 各プロジェクト指数の評価」のプロジェクト達成状況で4.0満点とかい離がありますが、プロジェクトの指標の評価対象事業・活動は、関連する主な事業・活動の一部であるため、このような結果となりました。

【各基本目標の事業の評価方法】

基本目標に関連する主な事業・活動を4段階で評価し、各評価に基づく得点を基本目標ごとに合計し、事業・活動の数で割って、平均点を算出しています。



(3) 各プロジェクトの評価

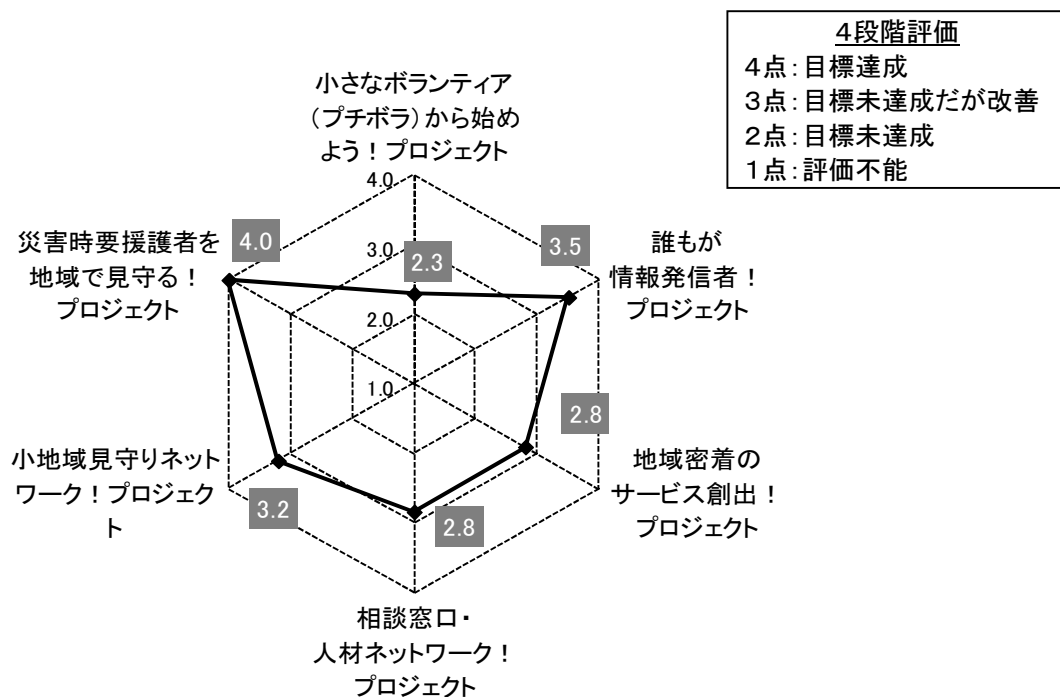
「プロジェクト」については、進行管理を行っていくために、現在取り組んでいる主な関連事業・活動の一部について事業活動を見える化し、「プロジェクトの進捗状況の指標」として5年後に達成できる数値目標を設定しました。プロジェクトの評価については、第1次計画で定めた指標の目標値に対する平成25年度までの達成状況を4段階で評価しました。

プロジェクト別では、「災害時要援護者を地域で見守る！プロジェクト」は4.0点とプロジェクトがしっかりと推進されています。プロジェクトの指標となっている事業・活動は2つで、災害時要援護者対策の「モデル地区数」と「台帳登録者数」です。この2つの取組活動は、平成26年度に目標として設定した数値を平成25年度ですでに達成しました。今年度は制度改正もあったため、第2次計画においては新制度を踏まえ、プロジェクトの指標を見直し、取り組むことを目標とします。

反対に、「小さなボランティア（プチボラ）から始めよう！プロジェクト」では、2.3点と最も評価が低く、今後の推進が課題となっています。特に、ボランティア体験事業の実施や個人でのボランティアセンターへの登録の推進が十分に図られていませんでした。

【各プロジェクトの評価方法】

各プロジェクトで定めた指標の達成状況を4段階で評価し、各評価に基づく得点をプロジェクトごとに合計し、指標の数で割って、平均点を算出しています。



（４）評価からみえる課題と第２次計画の推進

計画の関連する主な事業・活動は、個別分野別計画に基づき事業の推進をしています。第１章の計画の位置づけにもありますが、地域福祉計画はさまざまな関連する計画を内包しつつ、「地域」という視点をもって各分野計画や事業・活動をつなげていく「福祉ビジョン」を描いたものです。

計画に基づき、関係者やそれぞれの主体が個別に事業や活動を進めていくことも重要ではありますが、地域の課題や目標・ニーズに合わせて、関係する者が一体化した取り組みとして“協働”することも重要であり、地域のみんなで進めていくこの「プロジェクト」こそが「地域福祉」そのものと言えます。

計画の６つの基本目標に「プロジェクト」の内容と主体別に取り組んでいただく役割が記されていますが、市民や福祉活動団体などがこの「プロジェクト」に取り組んでいる状況について、どのように把握していくべきかなど、第１次計画の評価から見た今の課題を、次のとおり整理します。

1 計画の実行性

①主体の不明確さ

行政：組織体制として、全庁的な認識不足により取り組みが不十分である。

市民：一人ひとりの主体別の役割が周知されていない、参画者が少ない。

社会福祉協議会：行政との連携が不十分、役割分担が明確ではない。

②計画の問題点

・計画が市民や関係者の間に浸透していない。

・中間評価以降の毎年度の見直しがされなかった。

2 計画の目標と評価方法

①計画の目標は目指す福祉のまちづくりであるが、指標となる事業・活動の数値目標を達成することが計画目標となってしまっている。

②各基本目標に主体別の役割があるが、その評価はどのようにするのか。

これらを踏まえ、第２次計画でどのように計画の進行管理をしていくのか、今後の推進体制を確立することが求められます。

第４章では第２次計画の基本目標ごと「プロジェクト」を掲げていますが、計画を実行していくための主体別の役割については、計画の周知を図り、取り組みの状況やより多くの人々の声を聞いていく必要があります。

また、関連する主な事業・活動の数値は、基本目標を達成するための指標であり、プロセスにおける達成度であることから、第２次計画では平成３１年度（第２次計画最終年度）の目標値としては掲げず、随時、現状を把握し、団体ヒアリングや満足度調査など評価方法の見直しを行い、新たな推進体制の中で評価と進行管理を再構築していくこととします。

第3章 計画の基本理念・基本目標

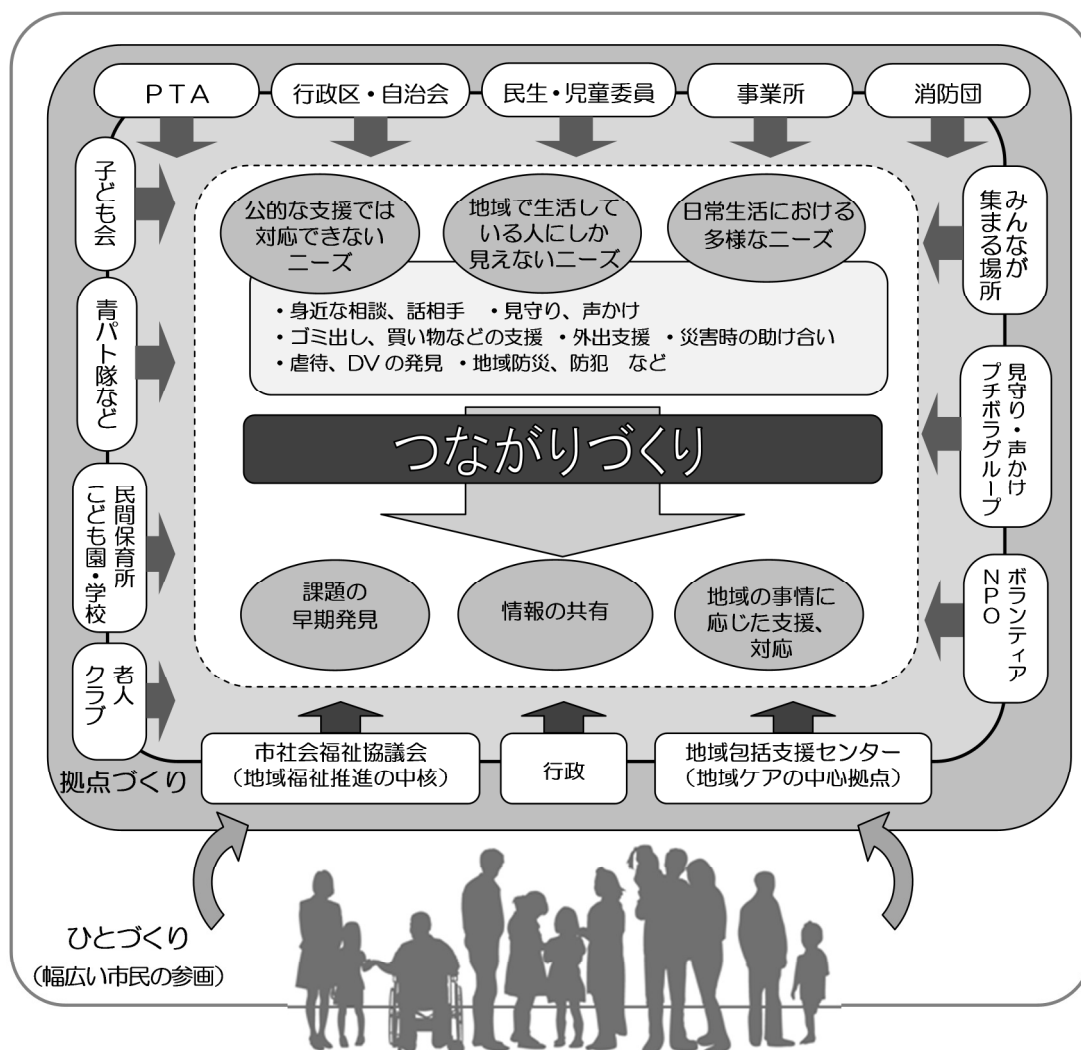
1 基本理念

第1次計画では、市民が抱える地域の暮らしのさまざまな困りごとに対して、身近な地域という単位で、地域住民や福祉関係者のネットワークによって解決する仕組みを作ることを目指し、「地域の困りごとは地域の人みんなで解決！ 山の湊しんしろ福祉のまちづくり」を基本理念に地域福祉の推進を図ってきました。

第2次計画においても、計画を更に推進していくためこの基本理念を引き継ぎ、身近な困りごとを解決するネットワーク力の向上を図り、誰もが自分らしく、安心して幸せに暮らしていけるまちづくりに取り組みます。

地域の困りごとは地域の人みんなで解決！ 山の湊しんしろ 福祉のまちづくり

【地域福祉推進イメージ】



2 基本目標

基本目標 1 地域福祉の担い手づくり・担い手支援

地域福祉の担い手を増やすため、地域福祉に対する意識を高め、必要性を認識してもらうための啓発や情報提供の充実を図ります。また、ボランティアなど地域福祉の担い手が継続的な活動が行えるよう支援を行います。

基本目標 2 情報共有体制の確立

地域福祉活動を推進するためには、市民をはじめとする多様な主体が必要な情報を入手したり、発信を行い、互いに共有することが必要です。高齢・児童・障がい福祉に関わる機関と連携し、情報を共有できる体制を整備します。

基本目標 3 多様な主体による福祉サービスの質の向上

地域で求められている福祉サービスを把握し、ニーズに応じたサービス提供を行うため、新城市社会福祉協議会や新城市の地域福祉を推進する多様な主体と連携し、サービスの向上を図ります。

基本目標 4 支援や援護を必要とする人の把握と相談・権利擁護※体制の充実

生活困窮者を含め支援や援護を必要とする人の把握を進めるとともに、その人のニーズに応じた必要な相談支援が受けられるよう、総合的な相談支援の体制を充実します。

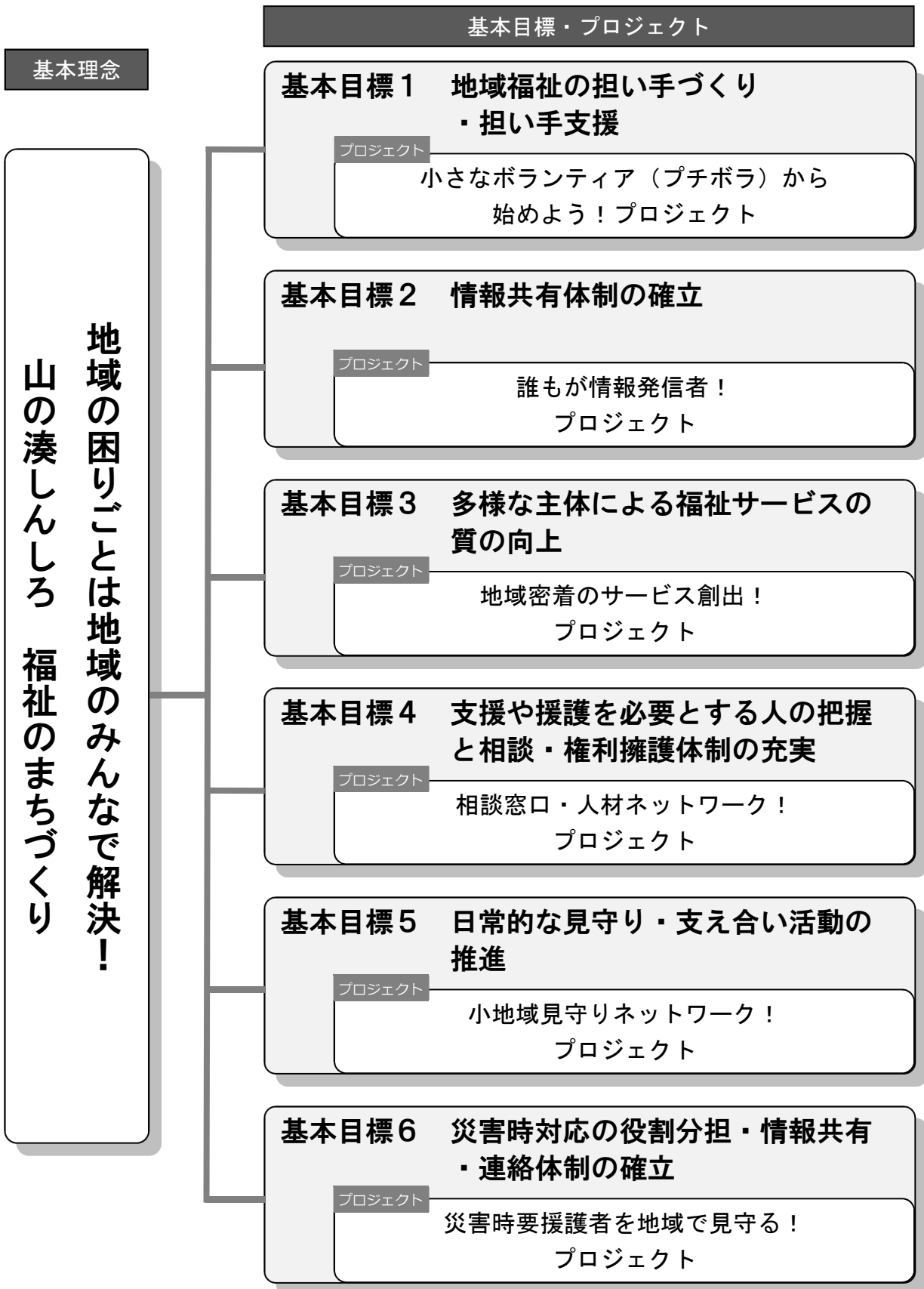
基本目標 5 日常的な見守り・支え合い活動の推進

地域の人との付き合い方が変化し、「つながり」が希薄になりつつあります。しかし、更に高齢化が進み、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯の増加や障がいのある人など、何かしらの見守りや支え合いを必要とする人が見られます。支援や援護を必要とする人が安心して生活ができるよう、日常的な見守り・支え合い活動を推進します。

基本目標 6 災害時対応の役割分担・情報共有・連絡体制の確立

災害時に速やかに避難ができるよう、要支援者の把握を進めるとともに、災害時の対応にあたる関係者の役割分担や情報共有、連絡体制の構築などの連携を強化します。

3 施策体系



※プロジェクトとは…課題や目標にあわせて、関係者の取り組みを一体化したものであり、このプロジェクトそのものが、“新城市の地域福祉”です。

第4章 地域福祉の推進

第1次計画の5年間を通して見えたものは、地域福祉の現場では、さまざまな福祉活動を支える仕組みが足りていないという現状です。

今回、第2次計画を策定するにあたって、地域の現状を把握するため、一般市民の内2,000人を対象とした福祉のアンケート調査と10の地域自治区単位で住民懇談会を開催しました。懇談会のテーマは“地域の良いところ、困っているところ”。地域の皆さんと一緒に地域の課題や解決方法等について、ワークショップ形式にて開催しました。

調査の結果や参加した人から聞かれた意見はさまざま、すべての人の思いや考えが把握できたわけではありませんが、寄せられた意見から見える「福祉の現状」はしっかりと受け止めていきます。

この5年間のプロジェクトや事業・活動の取り組みの評価などを踏まえ計画を見直し、地域福祉を推進するための課題に取り組みます。

【アンケート調査概要】

- 調査地域 : 新城市全域
- 調査対象者 : 新城市在住の20歳以上の方（無作為抽出） 2,000人
- 調査期間 : 平成26年8月25日から平成26年9月4日
- 調査方法 : 郵送配布・郵送回収による郵送調査法
- 回収数 : 943部（回収率47.2%）

【住民懇談会開催概要】

		日時・時間・会場	
第1回 （地域課題の洗出し）	鳳来地区会場	9月17日（水）午後7時～9時	鳳来開発センター 3階 大会議室
	作手地区会場	9月18日（木）午後7時～9時	作手総合支所 2階 第1会議室
	新城地区会場	9月19日（金）午後7時～9時	新城市消防防災センター 2階 災害対策本部室
第2回 （解決方法や将来像）	鳳来地区会場	9月24日（水）午後7時～9時	鳳来開発センター 3階 大会議室
	作手地区会場	9月25日（木）午後7時～9時	作手総合支所 2階 第1会議室
	新城地区会場	9月26日（金）午後7時～9時	旧市民体育館 1階 第1・2会議室

基本目標1 地域福祉の担い手づくり・担い手支援

ボランティアの活動内容や参加しやすいボランティア活動について情報提供をしたり、ボランティアの養成を行うなど新たな地域福祉の担い手づくりに取り組みます。また、地域福祉活動に取り組む人や団体の活動を支援し、活動の一層の推進を図ります。

【アンケート調査から見える現状】 [図表]については資料編「1 アンケート結果概要」を参照。

- 地域活動やボランティア活動で、ここ1年程度の間で参加した活動では、「お祭り・盆踊り」が48.7%と最も高く、次いで「清掃美化・リサイクル活動」が45.4%、「防犯活動・防災活動」が25.6%となっています。[図表1]
- 地域活動やボランティア活動で、もっと活発にしたほうがよいと思う活動では、「防犯活動・防災活動」が24.8%と最も高く、次いで「高齢者福祉活動」が17.6%、「趣味の活動」が17.3%となっています。[図表2]
- 地域活動やボランティア活動で、今後参加したい活動では、「趣味の活動」が最も高く28.6%、次いで「清掃美化・リサイクル活動」が26.7%、「お祭り・盆踊り」が23.5%となっています。[図表3]
- 地域活動やボランティア活動に積極的に参加するために必要な支援や条件では、「活動に関する広報・情報提供」「時間的に負担の少ない活動の増加」「友人や家族と参加できる活動の増加」の割合が高くなっています。[図表4]
- ボランティア活動をしている人の割合は17.1%となっており、活動内容としては「環境美化・環境保全などの活動」が最も高くなっています。[図表5、6]
- 地域活動やボランティア活動に関わる機関や活動の認知度では、「安全安心パトロール」が54.4%と最も高く、次いで「スクールガード*」が27.9%となっています。また、「新城市社会福祉協議会ボランティアセンター」の認知度は22.0%と平成24年の調査時と比べて6.7ポイント上昇しています。[図表7]
- 地域活動やボランティア活動に関わる機関や活動の認知度では、「いずれも知らない」は26.8%となっています。[図表7]

【住民懇談会から見える現状】

- 地域のボランティアの交流があり、地域貢献が盛んに行われています。(舟着地区)
- 自然環境に恵まれており、環境保全のボランティアが活動しています。(新城地区)
- 地域の交通安全やパトロールを行うボランティアが活躍しています。(新城地区)
- 40歳～50歳代の女性を中心にボランティア活動が活発に行われています。(新城地区)
- ボランティアの高齢化が進んでおり、若い世代の参加と意識の醸成が必要です。(新城地区)

【課題解決に向けたポイント】

ボランティア活動は地域の交通安全や環境保全など、幅広い分野で、住みやすい地域づくりに貢献しています。

しかし、ボランティア活動に取り組んでいる人の割合は17.1%であり、ボランティア活動に取り組む市民をもっと増やしていく必要があります。また、ボランティア活動に取り組む人の高齢化も進んでいることから、新たな活動者を増やしていくことが重要です。

ボランティアの活動内容や参加しやすいボランティアについて情報提供を行うことにより、今はボランティア活動に参加していないものの、今後活動に参加してみたいと考えている人を実際に活動につなげていく必要があります。

地域のみんで進めるプロジェクト

小さなボランティア（プチボラ）から始めよう！プロジェクト

このプロジェクトは、子どもから高齢者まで、市民の誰もが身近な地域の人への関心を持ち、何気ない手助けをする、そんな小さなボランティア（プチボラ）から始まるものです。一人ひとりが身近な人や地域のためにできることを考え、プチボラに取り組みましょう。

また、関係者は連携を図り、ボランティア活動を支援し、ボランティア活動に参加・継続できる体制づくりに取り組みましょう。

プロジェクトの内容

- ①十分な時間や特別な知識がなくても、今すぐ行動できるボランティア（プチボラ）の意識を広めるとともに、短い時間で体験可能なボランティア活動の機会を増やします。
- ②地域で活躍している個人ボランティアや団体の活動を積極的に紹介します。
- ③子どもの活動体験により、継続的に生涯を通じてボランティア活動ができるように支援していきます。

【プロジェクトの指標】

○ボランティアに関する相談件数

具体的内容	H26実績値(10月1日現在)
社会福祉協議会	20件
しんしろ市民活動サポートセンター*	0件

○ボランティア体験事業数

具体的内容	H26実績値(10月1日現在)	
市民、学生が体験できる事業数及び 学習カリキュラム数	小学校	13事業
	中学校	5事業

○学校と地域との連携・交流活動

具体的内容	H26実績値(10月1日現在)	
実施学校数	小学校	17校
	中学校	6校

○ボランティアセンター登録者・団体数

具体的内容	H26実績値(10月1日現在)
団体の数	32団体
団体の登録人数	2,423人
個人	12人
センター登録人員合計	2,435人

【主体別の役割】

主体	内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○まわりの困っている人への、小さなボランティア（プチボラ）の実践 ○自分にどのような社会貢献ができるかを知るための相談窓口の活用 ○体験活動への積極的な参加と活動の継続
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアセンターにおける担い手と受け手をつなぐ（マッチング）機能の向上 ○ボランティア相談のPR強化 ○既存施設を活用した、ボランティア活動拠点の整備 ○ボランティアコーディネーター*の養成と活動拠点への配置 ○ボランティア活動における高校生の活用
ボランティア団体	<ul style="list-style-type: none"> ○市民ニーズに応じた活動の企画・実施 ○活動の積極的なPRの実施
介護・福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアの積極的な受け入れ ○ボランティアコーディネーターの養成
こども園	<ul style="list-style-type: none"> ○地域と連携した福祉活動への積極的な関わり

主体	内容
学校・PTA	○福祉教育とボランティア体験学習の充実 ○ボランティア活動のきっかけづくり
子ども会	○ボランティア活動のきっかけづくり
企業・団体	○地域と連携したボランティア活動の実施
行政	○小さなボランティア（プチボラ）の実践集の作成 ○しんしろ市民活動サポートセンターや東三河市民活動情報サイト「どすごいネット」を通じた、ボランティア活動に関する情報提供の充実 ○ボランティア団体と連携した事業の拡充、普及、啓発

【関連する主な事業・活動】

(1) 地域福祉の担い手づくり

事業名	内容	担当課
各学校の福祉教育とボランティア体験学習等	各学校と地域、行政が連携し、地域福祉を担う子どもたちの活動を地域ぐるみで支援します。	学校教育課
各こども園における地域活動	園児と高齢者の交流や、各園で中学生の職場体験を実施するなど、地域活動に取り組みます。	こども未来課
ボランティアセンター活動事業	ボランティアのコーディネーター*やボランティア活動情報誌による情報提供を行います。 また、気軽にボランティア活動に参加できるよう、ボランティア入門講座を行います。	社会福祉協議会
小さなボランティア（プチボラ）の実践集の作成	学校などにおける取り組みなどを紹介したプチボラ実践集を作成し、ボランティア活動を促進します。	福祉課
ボランティア養成講習会	手話、音訳、点訳、要約筆記養成講習会を継続的に開催します。要望等を把握し、充実した養成講習会の開催に努めます。	社会福祉協議会
福祉教育支援事業	子どもたちが福祉実践教室を通し、福祉への理解や意識が育まれるよう福祉教育事業を行う小中学校に助成金を交付し、企画や準備段階から実施校を支援します。	社会福祉協議会

(2) 地域福祉の担い手支援

事業名	内容	担当課
しんしろ市民活動サポートセンター運営事業	市民活動の相談や情報収集を行います。また、インターネット等を通じて活動の情報発信を行います。また、東三河市民活動情報サイト「どすごいネット」での情報提供を行います。	市民自治推進課
団体活動等助成事業	ボランティア団体や福祉活動団体等の活動費を助成し、活動の促進を図ります。	社会福祉協議会福祉課
防災訓練でのボランティアとの連携	防災に関する活動に取り組むボランティアと連携し防災訓練を行います。	福祉課

基本目標2 情報共有体制の確立

支援を必要とする人の状況や地域の状況を把握するために意見交換の場を設け、情報共有や把握した情報を適切に発信し、地域の課題解決に向けた取り組みを推進します。

【アンケート調査から見える現状】 [図表]については資料編「1 アンケート結果概要」を参照。

- 日々の生活の中の主な悩みや不安では、「自分の健康のこと」「家族の健康のこと」「収入や家計のこと」が高くなっています。[図表8]
- 不安や悩みの相談先では、「家族や親戚」が70.5%と最も高く、次いで「家族や知人」が40.6%となっています。[図表9]
- 「支え合う地域づくり」を進めるために、行政が行う必要があると思う支援では、「孤立している障がい者や高齢者を把握する」が34.7%と最も高く、次いで「福祉サービスに関する情報提供・情報発信を充実させる」が28.5%となっています。[図表10]

【住民懇談会から見える現状】

- 相談窓口のアクセスが良くありません。(鳳来東部地区)
- 障がい者の相談先が少ないです。(鳳来東部地区)
- 個人情報*保護の面から情報を共有することが難しいです。(鳳来中部地区、舟着地区)
- 近所や地域での情報交換ができており、知らない人はいません。(八名地区)
- 地域活動の充実を図るためにも情報の共有が必要です。(千郷地区)

【課題解決に向けたポイント】

生活の中の悩みや不安では、自分や家族の健康に関することが多くなっており、今後、更に高齢化が進行していく中では、こうした不安はますます高まっていくことが予想されます。高齢福祉の分野とも連携し、情報共有を図っていくことが必要です。

地域のみんなで進めるプロジェクト

誰もが情報発信者！プロジェクト

このプロジェクトは、情報共有体制を充実することで地域福祉の効果的な推進を目指すものです。市民や福祉関係者からの情報発信の機会や身近な地域での情報交換の機会を増やすことで、誰もが情報発信の主体であることを認識し、積極的な発信に努めましょう。

プロジェクトの内容

- ①市民からの情報発信の機会を増やします。
- ②福祉関係者からの情報発信力を高めます。
- ③身近な地域での活動で、福祉サービス等に関する情報提供や情報交換の機会を増やします。

【プロジェクトの指標】

○福祉に関する情報を発信する民間情報誌の発行数

具体的内容	H26実績値(10月1日現在)
社協だより	年4回
ボランティアセンターだより	年1回
子育て情報誌 さくら	年1回
市民活動紹介誌	3年に1回

○身近な地域単位での情報提供・情報交換の機会

具体的内容	H26実績値(10月1日現在)
災害時要援護者支援モデル地区(累計)	5地区
地域座談会の開催地区(累計)	15地区

【主体別の役割】

主体	内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉に関する情報を家族や友人に口コミで伝達 ○広報紙やホームページへの掲載情報の要望提起 ○地域座談会等、情報発信の場への積極的な参加
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○地区担当職員を配置して地域課題を把握し、情報提供や相談に対応 ○社協だよりやホームページの内容についての市民ニーズに応じた更新 ○一般市民やボランティア団体からの情報の積極的な発信 ○情報発信・情報取得を支援するコミュニケーション*支援(手話、音訳、点訳、要約筆記等)
行政区	<ul style="list-style-type: none"> ○市や社協、その他関係者から、地域の福祉サービスや活動の情報収集 ○地域住民のふれあい・交流活動の中で福祉サービス等に関する情報提供や情報交換の機会の提供
介護・福祉施設 福祉サービス事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○市や社協、その他関係者から、地域の福祉サービスや活動の情報収集 ○利用者や地域住民への情報提供

主体	内容
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○広報紙やホームページの内容についての市民ニーズに応じた更新 ○一般市民やボランティア団体からの情報の積極的な発信 ○福祉マップ・介護マップ*の更新と充実 ○職員が地域に出向き、出前講座や勉強会等の情報発信を行う

【関連する主な事業・活動】

(1) 情報の共有

事業名	内容	担当課
コミュニケーション支援事業	相談事業などを通じて、コミュニケーション支援に関する要望の把握に努めるとともに、コミュニケーション支援を実施するボランティア団体と相談窓口の連携を強化します。	ボランティア団体 社会福祉協議会 福祉課

(2) 情報の発信

事業名	内容	担当課
企画・広報事業	社協だよりやホームページが効果的な情報提供ツールとなるよう、一般市民から情報が得られるような仕組みづくりをはじめ、情報収集、情報提供のあり方を検討します。	社会福祉協議会
広報活動事業 ホームページ運用事業	「健康・医療」、「介護・福祉サービス」関連情報をはじめ、市民のニーズに応じた情報の充実を図ります。	秘書広報課
福祉マップ 介護マップの作成	内容の随時更新とともに、一般市民や福祉関係者に活用してもらえよう、周知徹底を図ります。	福祉課 介護保険課
出前講座の実施	出前講座や福祉勉強会などの活動について、行政と社協が協働し、地域に出向き情報発信していきます。	福祉課 社会福祉協議会

基本目標3 多様な主体による福祉サービスの質の向上

地域福祉は多様な主体が担っており、これらの主体が相互に連携を図ることで、より効果的に福祉サービスを提供することができます。それぞれの主体が質の高い福祉サービスの提供に向けて取り組むとともに、関連するさまざまな主体が集まる会議等を通じて連携を図り、効果的な福祉サービスの提供を促進します。

【アンケート調査から見える現状】 [図表]については資料編「1 アンケート結果概要」を参照。

- 新城市社会福祉協議会の認知度では、『どんな活動をしているかわかっていた』は48.3%、「聞いたことはあるが、どんな活動をしているかはわからなかった」は38.8%、「聞いたこともなかった」は9.3%となっています。[図表 11]
- 新城市社会福祉協議会の認知度は、20歳代で最も低く、年齢が上がるにつれて上昇しています。[図表 11]
- 社会福祉協議会に期待する役割では、「介護保険サービス」が53.8%と最も高く、次いで「障がい福祉サービス」が39.1%となっています。[図表 12]

【住民懇談会から見える現状】

- Sバスの利便性向上を図っていくことが必要です。(鳳来東部地区)
- 利用しやすい交通手段が少ないです。(鳳来中部地区、作手地区、東郷地区)
- 高齢者の移動支援について検討していくことが必要です。(鳳来東部地区、鳳来中部地区、舟着地区)

【課題解決に向けたポイント】

地域の身近な課題としては、高齢者の移動支援の充実を求める意見が多くなっています。公共交通機関の利用が難しい地域では、自動車の運転ができない高齢者の生活が心配されています。

新城市社会福祉協議会では、移動支援に関する事業をはじめ、市と連携してさまざまな福祉サービスを提供していますが、活動内容が十分に認知されていません。新城市社会福祉協議会をはじめ、多様な主体と連携し、福祉サービスの提供を行っていくとともに、実施するサービスについて利用しやすいように検討を行い、質の向上にも引き続き取り組んでいくことが必要です。

地域密着のサービス創出！プロジェクト

このプロジェクトは、地域の課題に対応した地域密着のサービスを提供していくことをめざします。地域福祉関係者が連携を図り、地域課題の発見や、その課題の共有、また課題解決のために必要なサービスの質を高める仕組みを構築し、市民ニーズに見合ったサービスの提供に取り組みましょう。

プロジェクトの内容

- ①地域の課題を把握し、新たなサービスを創り出すまでの仕組みの充実を図り、地域密着のニーズに見合ったサービスを生み出します。
- ②サービスの質を高める取り組みを促します。

【プロジェクトの指標】

○市内で福祉サービス事業を実施する民間事業所、ボランティア、NPO団体等の数

具体的内容	H26実績値(10月1日現在)
ボランティア団体数	32 団体
介護保険事業所	79 事業所
障害福祉サービス事業所	46 事業所

○サービス及びマネジメントの評価をした事業所数

具体的内容	H26実績値(10月1日現在)
県の第三者評価の実施・公表(県ホームページ公表事業所)	0 事業所
利用者への満足度調査・自己評価等の実施法人数 (市内法人 介護 19、障害 8)	0 事業所

【主体別の役割】

主体	内容
市民	○悩みや困りごとについて、身近な支援者や相談窓口への積極的な投げかけ ○サービスに不満を感じた場合の苦情解決窓口の活用
社会福祉協議会	○把握した課題を関係者で共有する仕組み、会議の運営 ○把握した課題を解消するための新サービスの実施 ○サービス提供事業所として、利用者等への満足度調査の実施やサービス及びマネジメントの評価の活用
NPO・ボランティア	○インフォーマルサービスの提供 ○地域への情報提供

主体	内容
介護・福祉施設 福祉サービス事業所	○地域で把握した課題を関係者で共有 ○新たなサービス・事業への参入 ○利用者等への満足度調査の実施やサービス及びマネジメントの評価の活用
行政	○把握した課題を関係者で共有する仕組み、会議の運営 ○NPO法人やボランティア団体等の福祉事業への参入支援 ○地域包括支援センター*における地域ケア会議の開催

【関連する主な事業・活動】

(1) 多様な主体の連携

事業名	内容	担当課
子ども・子育て会議 こども園入園支援委員会 医療機関情報提供	子ども・子育てに関する課題を関係者で共有する仕組みづくりや会議を開催します。	こども未来課
介護保険事業運営協議会	地域密着型サービスの指定のほか、高齢者保健福祉計画の検証を行います。また、地域包括ケアシステムの進捗状況を確認します。	介護保険課
地域包括支援センター事業	高齢者に適正な福祉サービスが利用されるよう、本人の意向を踏まえ、コーディネート機能の向上を図るとともに、連絡会議を継続実施し、情報共有を図ります。 (社会福祉協議会が事業を運営)	介護保険課 社会福祉協議会
地域自立支援協議会	地域課題が定期的に把握できるよう、情報共有体制の確立を図ります。	福祉課
地域包括ケアシステムの推進	愛知県地域包括ケアモデル事業を実施し、医療・介護・予防・生活支援を担う関係職種が連携する、新都市の地域包括ケアシステムの構築を目指します。	介護保険課 訪問看護ステーションへき地医療支援室 社会福祉協議会
高齢者福祉サービス事業 障害者福祉サービス事業	利用者の満足度アンケートを実施し、サービスの改善、質の向上に努めます。	介護保険課 福祉課 社会福祉協議会

事業名	内容	担当課
高齢者見守り ネットワーク事業	民間の協力事業者や協力機関・協力団体と連携し、高齢者の見守り体制の充実と強化を図ります。	福祉課
新城市福祉有償運送 運営協議会	NPO法人等による有償運送の適正な運営の確保と、市民の福祉の向上等により公共の福祉の増進を図ります。	福祉課

(2) 質の高い福祉サービスの推進

事業名	内容	担当課
しんしろ市民活動 サポートセンター 運営事業 めざせ明日のまち づくり事業* NPO・ボランティア 育成事業	市民活動やボランティア活動の拡大や活性化及び人材育成のための専門的な相談を行います。また、活動支援として、幅広い情報提供と資金補助を行います。	企画課
ふれあいサロン* 活動事業助成	全域的に効果的なふれあいサロンが開催されるよう、事業の周知と運営への支援を図ります。	社会福祉 協議会
NPO法人やボラ ンティア団体等の 福祉事業への参入 支援	市の計画に基づき、NPO法人や民間事業所による事業所開設の支援を図ります。	福祉課他
地域密着型サービ ス指導監査事業	市が事業者指定を行う地域密着型サービス事業所が運営基準等に適合した事業運営を行っているか、指導・監査を行います。	介護保険課
介護相談員派遣 事業	介護相談員が利用者からサービスに関する疑問や不満等を聴き、事業者との橋渡しをしながら、問題の改善やサービスの質の向上を図ります。	介護保険課

基本目標4 支援や援護を必要とする人の把握と相談・権利擁護体制の充実

支援を必要とする人に適切なサービスや支援を提供していくためには、そうした人を把握し、必要なサービスにつなげていくことが必要です。

専門機関との連携や情報交換を通じて支援・援護が必要な人を把握するとともに、その後の支援・援護につなげる体制の充実を図ります。

【アンケート調査から見える現状】 [図表]については資料編「1 アンケート結果概要」を参照。

- 自分も含めた同居者にどのような支援を必要とする人がいるかは、「高齢者」が55.9%と最も高くなっていますが、この他にも「ニート」が2.2%、「引きこもり」が0.7%、「その他何らかの支援を必要とする方」が3.0%となっています。[図表 13]
- 生活上の悩みや不安を行政や医療機関、ボランティア等に相談した人の相談窓口への満足度では、『満足している』が71.9%、『満足していない』が17.4%となっています。[図表 14]
- 生活上の悩みや不安があっても誰かに相談したり、相談窓口を利用したりしない理由では、「相談する必要がなかった」が63.2%となっていますが、「相談できる人がいなかった」や「どこに相談してよいかわからなかった」など相談の必要があっても利用できていない人の割合は41.4%となっています。[図表 15]
- 「支え合う地域づくり」を進めるために、行政が行う必要があると思う支援では、「孤立している障がい者や高齢者を把握する」が34.7%と最も高く、次いで「福祉サービスに関する情報提供・情報発信を充実させる」が28.5%となっています。[図表 10]【再掲】

【住民懇談会から見える現状】

- 相談窓口のアクセスが良くありません。(鳳来東部地区)【再掲】
- 障がい者の相談先が少ないです。(鳳来東部地区)【再掲】
- 引きこもりで困っている家庭もみられます。(鳳来中部地区)

【課題解決に向けたポイント】

相談窓口の利用者の満足度は7割以上となっているものの、引き続き満足度を高められるように体制の充実を図っていくことが必要です。また、相談の必要があっても利用できていない人も多くみられることから、相談窓口の充実や情報提供を行っていくことが必要です。

地域福祉計画では、新たに生活困窮者の自立支援方策についても検討していただくことが求められているため、総合相談支援や権利擁護の推進などこれまで取り組んできた施策と連携しながら、生活困窮者に対する支援についても検討していただくことが必要です。

地域みんなで進めるプロジェクト

相談窓口・人材ネットワーク!プロジェクト

このプロジェクトは、支援・援護を必要とする人に適切なサービスが提供される体制づくりの強化をめざします。関係者が連携を図り、相談窓口や相談に関わる人のネットワークの充実に取り組みましょう。

プロジェクトの内容

- ①問題の迅速、かつ適切な解決のため、相談に関わる機関、専門職、NPO、市民等が連携・協力する機会を増やします。
- ②相談を担う人材の育成を図ります。
- ③権利擁護センター（仮称）の設置に向けた検討をします。
- ④プライバシーに配慮した相談環境の整備を図ります。

【プロジェクトの指標】

○各種相談窓口や相談事業における相談件数等

具体的内容	H26実績値(10月1日現在)
地域包括支援センター（年間延べ件数）	386件
障害者相談支援事業所※（年間延べ件数）	3,182件
子育て支援センター※（年間延べ件数）	65件
（新規）成年後見支援センター（年間延べ件数）	246件

○相談に関わる人材同士の連携・協力の機会

具体的内容	H26実績値(10月1日現在)
介護サービス事業者会議（年間開催件数）	3回
地域自立支援協議会（年間開催件数）	27回
障害者相談支援事業所個別支援会議（年間開催件数）	30回
地域包括支援センター個別支援会議（年間開催件数）	26回

【主体別の役割】

主体	内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○身近で困っている人の相談相手になる ○身近な相談の支援者や相談窓口についての情報を把握する ○相談窓口の積極的な活用
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○身近な地域で、相談に関わる人材同士の連携・協力のコーディネート ○支援を必要とする人が気軽に立ち寄れる居場所づくりにむけた整備の検討 ○相談窓口に適した人材の育成 ○権利擁護センター（仮称）の設置にむけた検討への連携
民生・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ○定期的な訪問による相談窓口とのネットワーク構築 ○各種相談事業への協力
介護・福祉施設 福祉サービス事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○地域自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会*等を通じた、相談支援者同士の交流・連携 ○プライバシー*に配慮した相談環境の整備
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○身近な地域という単位で、相談に関わる人材同士の連携・協力のコーディネート ○支援を必要とする人が気軽に立ち寄れる居場所づくりにむけた整備の検討 ○権利擁護センター（仮称）の設置にむけた検討 ○高齢・児童・障がい等の組織を横断したネットワークの構築

【関連する主な事業・活動】

（１）支援が必要な方の把握と支援

事業名	内容	担当課
要保護児童対策地域協議会	要保護児童への早期かつ適切な対応が図れるよう、毎月要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関との一層の連携強化及び園・学校との情報共有と相互の支援体制の確立を進めます。	こども未来課

事業名	内容	担当課
民生委員児童委員 活動援助事業 地区協議会へ行政が 参加 研修の実施	地区民生委員協議会の活性化とともに、地域包括支援センター及び高齢者ふれあい相談センターとの連携強化による課題・情報の共有化を図ります。 相談支援事業所等との連携強化を図ります。	福祉課 介護保険課
プライバシーに配慮 した相談環境の整備	今後とも、相談内容に応じた必要な配慮(仕切りの設置や個人名を呼ばない等)に努めるとともに、新庁舎建設に伴い、プライバシーに配慮できる相談スペースの確保を検討します。	福祉課他
法人運営 高齢者ふれあい相談 センター 成年後見支援センタ ー等の各事業におけ る活動	民生委員会に継続して出席し、情報提供、収集を行います。また、社協事業等を地域に出向き、積極的に事業を周知するとともに支援が必要な方の把握を行います。	社会福祉 協議会
生活困窮者自立支援 事業 (仮称)くらし安心相 談センターの運営	生活困窮者自立支援法 [*] 施行に基づき、現に生活に困窮する者に対し、必要な相談、支援を実施する体制を整備します。 センターの円滑な運営が実施できるよう、専門の相談員を配置するとともに、関係機関との連携を進め、支援を必要とする者の情報を把握します。	福祉課他 社会福祉 協議会
引きこもりや地域社 会から孤立するおそ れのある人の居場所 づくり (仮称)	引きこもりなど地域社会から孤立する恐れのある人が、気軽に立ち寄れる居場所として「フリースペース [*] 」の解放と、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を通じた居場所づくりについて整備を進めます。	福祉課他 社会福祉 協議会

(2) 権利擁護につなぐ体制の充実

事業名	内容	担当課
介護サービス事業者 振興事業	さまざまな情報提供を行い、介護サービス事業者と連携を図ります。	介護保険課 社会福祉 協議会

事業名	内容	担当課
地域包括支援センター事業	相談員等の確保とコーディネート能力の向上を図ります。	介護保険課 社会福祉協議会
障害者地域自立支援協議会運営事業	介護保険事業所等との連携の継続・強化とともに、相談員の確保とスキルの向上を図ります。	福祉課
成年後見支援センター事業	成年後見支援センター事業は社会福祉協議会に運営を委託しています。制度の相談や申立の支援について、充実した支援体制を推進します。センター利用の普及啓発を推進するとともに、権利擁護センター（仮称）の設置に向けて検討します。	福祉課 介護保険課 社会福祉協議会
【再掲】 生活困窮者自立支援事業 （仮称）くらし安心相談センターの運営	生活困窮者自立支援法施行に基づき、現に生活に困窮する者に対し、必要な相談、支援を実施する体制を整備します。センターの円滑な運営が実施できるよう、専門の相談員を配置するとともに、関係機関との連携を進め、支援を必要とする者の情報を把握します。	福祉課他 社会福祉協議会

基本目標5 日常的な見守り・支え合い活動の推進

地域の人との付き合い方や関係が変化する中でも、地域で助け合うことの必要性は多くの人が感じています。

支援や援護を必要とする人やその家族が地域の中で安心して暮らせるよう、日ごろの見守り・支え合いの活動を推進していきます。

【アンケート調査から見える現状】 [図表]については資料編「1 アンケート結果概要」を参照。

- 『地域』の人との付き合いでは、『困ったときに、相談し助け合える人がいる』が50.5%となっており、平成24年の調査時と比べて3.8ポイント減少しています。[図表 16]
- 近所の人との付き合いの満足度では、『満足している』が85.4%、『満足していない』が12.8%となっています。[図表 17]
- 『地域』の人との付き合いについて、「相談し助け合うことは当然」と答えた割合は15.3%、「わずらわしいこともあるが、相談し助け合うことは必要」については60.6%と、相談や助け合いの必要性を感じている人は7割以上となっています。[図表 18]
- 『地域』で「何らかの支援を必要とするような方」を見かけたときの対応として、『声をかけたり、相談にのったりする』の割合は37.4%となっており、前回の調査時と比較して減少しています。また、「特に何もしていない・できない」の割合は前回調査時と比較して増加しており、特に20歳代、30歳代の若い世代では4割以上と高くなっています。[図表 19、20]
- 隣近所の人に手助けや協力してほしいと思うことでは、「災害時の手助け」「声かけや安否確認」「犯罪防止活動・交通安全活動」の割合が高くなっています。自身が、隣近所に手助けや協力できることで高い割合となっていた項目と同様のものが挙がっています。[図表 21、22]

【住民懇談会から見える現状】

- 地域で要配慮者に対する見守りが必要であり、それぞれで行っていますが組織化はされていません。(鳳来中部地区、東郷地区、千郷地区、舟着地区)
- 引きこもりで困っている家庭もみられます。(鳳来中部地区)【再掲】

【課題解決に向けたポイント】

地域の人との付き合い方に関する考え方は変化しており、実際の付き合いでも希薄になりつつあります。しかし、地域で助け合うことの必要性については多くの人が感じており、防災や防犯に関することや日頃の声かけ・安否確認などはお互いに協力し合い行っていくことが必要です。

若い世代では、助け合いや困っている人に対する支援の意識が低下しており、啓発を行っていくことが必要です。

また、日常的な見守り・支え合い活動を一層推進していくためには、個々の意識づけを行っていくことに合わせ、組織で活動が行える体制づくりも必要です。

地域のみんで進めるプロジェクト

小地域見守りネットワーク！プロジェクト

このプロジェクトは、住みなれた地域で安心して暮らすことができるように地域での見守りを強化していくことをめざします。地域福祉関係者が連携を図り、支援・援護が必要な方を身近な地域で見守るネットワークの構築に取り組みましょう。

プロジェクトの内容

- ①身近な地域という単位で、見守り・支え合いを組織的に継続して行える体制の構築を図ります。
- ②見守り活動に関わる市民を増やします。
- ③障がいや認知症など、コミュニケーション支援を必要とする方への地域住民の理解を高める取り組みを実施します。

【プロジェクトの指標】

○見守り・支え合い活動に関わる市民の数

具体的内容	H26実績値(10月1日現在)
認知症サポーター	945人
防犯ボランティア	96団体
こども110番の家*	184件
青色パトロール	8団体
要援護者支援に関わる組織・団体の数	3団体

【主体別の役割】

主体	内容
市民	○地域で顔見知りをたくさんつくる ○見守り・支え合い活動への積極的な参加
社会福祉協議会	○身近な支え合いのサロンのコーディネート・運営支援 ○手話奉仕員や音訳・点訳・要約筆記のボランティアなど、コミュニケーション支援や見守りに関わる人材養成講座の開催
行政区	○地域住民のふれあい・交流活動の実施
民生・児童委員	○関係者と連携した見守り等を必要とする方の的確な把握とサービスにつなげる調整力の強化
自主防災会	○見守り・声かけ活動といった福祉的な側面の活動の充実
防犯活動団体	○関係者と連携して、地域内の防犯情報の共有化と効果的な防犯活動の推進
介護・福祉施設 福祉サービス事業所	○サービス利用者の日常的な見守りの実施と関係者の見守り活動への協力
行政	○身近な地域という単位で、さまざまな見守り・支え合い活動を連携させるコーディネート ○地域の見守り・支え合い活動に関する広報 ○認知症のサポーターなど、見守りに関わる人材養成講座の開催

【関連する主な事業・活動】

(1) 見守り・支え合い活動の推進

事業名	内容	担当課
自主防災組織活性化事業	民生・児童委員をはじめ、福祉に関わる人材や組織との連携を進めるとともに、防災訓練以外の活動（見守り・声かけ等）を実施する地区の拡充に努めます。	防災安全課
防犯ボランティア活動	青パト隊を組織し、地域の見守り活動を推進します。また、青パト隊の代表者に不審者情報の提供を行うなど活動の強化を促進します。	防災安全課
認知症サポーター養成講座	高齢化に伴い、増加が予想される認知症高齢者に対して、認知症になっても暮らしやすいまちづくりを目指し、地域、生活の場で正しい知識を持ち見守り支援してくれる人を今後も増やします。	介護保険課

事業名	内容	担当課
【再掲】 ふれあいサロン活動 事業助成	今後、全市的に効果的なふれあいサロンが 開催されるよう、事業の周知と運営への支 援を図ります	社会福祉 協議会
ボランティア養成 講習会	要望等を把握し、養成講習会の充実を図 ります。	社会福祉 協議会
友愛訪問※ 歳末訪問 高齢者ふれあい相談 センター訪問事業等	各事業のPRをするとともに、ひとり暮ら し高齢者、ねたきり高齢者を抱える世帯、 日中独居世帯・障がい者のいる世帯など、 対象となる人の拡大と充実した支援がで きるよう強化します。	介護保険課 福祉課 社会福祉 協議会
災害時要援護者 制度や救急キット 制度の普及・周知活動	制度の普及啓発や、情報の更新を図ります。	介護保険課 福祉課
ペアレントメンター※ 養成・育成 ペアレントプログラ ム研修	地域に不足している環境の把握に努め、イ ベント企画型からの脱却及び子どもの発達 過程と子どもを理解することに重点を置 いた、計画的で新たな人材育成を行います。	こども未来課

基本目標6 災害時対応の役割分担・情報共有・連絡体制の確立

災害時の対応の重要性が改めて見直される中、地域によって自然条件などが大きく異なる本市においては、それぞれの地域に応じた災害時への備えが必要です。

被害を最小限に食い止めるために、多様な主体と連携し、災害時におけるそれぞれの役割や情報の共有、連絡体制の整備に取り組みます。

【アンケート調査から見える現状】 [図表]については資料編「1 アンケート結果概要」を参照。

- 「災害時要援護者避難支援制度」の認知度は35.6%となっており、平成24年の調査時と比べて認知度は9.6ポイント上昇しています。[図表 23]
- 災害発生時に自力で避難することができない人は2.9%おり、その内避難を助けてくれる人がいない人の割合は33.3%となっています。[図表 24、25]
- 災害時における要援護者になった場合に不安なことでは、「家族や親戚等へすぐに連絡がとれるか」「災害情報がすぐに伝わるか」「避難先での生活全般」が5割以上となっています。[図表 26]
- 災害が起きた場合、隣近所の要援護者のためにできる助け合いや協力では、「安否確認・声かけ」と答えた人が81.0%と最も高く、次いで「安全な場所への避難誘導」が52.1%、「要援護者の家族への連絡」が32.7%となっています。[図表 27]
- 災害が起きた場合、隣近所の要援護者のためにできる助け合いや協力について「協力は困難」「わからない」と回答した人は合わせて9.2%となっています。その理由では、「自分に何ができるかわからない」が53.5%と最も高くなっています。[図表 27、28]

【住民懇談会から見える現状】

- 災害時にどこにどんな人がいるかわからない。(鳳来東部地区)
- 地域のつながりが希薄で、災害時の支え合いの力に不安があります。(作手地区、東郷地区)
- 災害によって道路などが寸断され、孤立する可能性があり不安です。(作手地区、東郷地区)
- 災害時の避難や搬送に不安があります。(鳳来南部地域、作手地区)

【課題解決に向けたポイント】

東日本大震災を契機に改めて災害時の対応が見直されています。要介護高齢者や障がい者など災害時の避難に支援が必要な人を「災害時要援護者」から「避難行動要支援者」と名称を改め、速やかな避難に向けて市町村に名簿の作成が義務づけられました。新城市では「災害時要援護者避難支援制度」のもと名簿の作成を進めており、名簿の活用により災害時に速やかな支援が行えるよう体制の整備に取り組んでいくことが必要です。

新城市内には、災害時に道路が寸断されるなど、避難することが難しくなることが懸念される地域もあり、さまざまな状況を想定した避難方法などについて検討を進めていくことが必要です。

地域のみんで進めるプロジェクト

災害時要援護者を地域で見守る！プロジェクト

このプロジェクトは、災害時に支援を必要とする人が身近な地域で安心して暮らせる体制を構築していくことをめざします。一人ひとりが災害時要援護者対策の重要性について理解し、対策を推進するためにどんな役割が担えるか考えましょう。

また関係者が連携を図り、「新城市災害時要援護者避難支援計画」に基づき、実効性の高い対策に取り組みましょう。

プロジェクトの内容

- ①身近な地域という単位で、災害時要援護者対策を組織的に行える体制の構築を図ります。
- ②一般市民を含め、関係者の役割を明確化し、周知します。
- ③新城市災害時要援護者避難支援計画に基づき、モデル地区から順次シミュレーションを実施します。

【プロジェクトの指標】

○災害時要援護者対策のモデル地区数

具体的内容	H26実績値(10月1日現在)
モデル地区数	5地区

○災害時要援護者の台帳登録者数及び平常時名簿提供者数の割合 ※7月1日現在

具体的内容	H26実績値(10月1日現在)
(新規)登録者数(4,308人)/平常時名簿提供者数(1,955人)	45.3%

【主体別の役割】

主体	内容
<p>市民 災害時要援護者及び家族</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○自主防災会への参加 ○防災訓練への積極的な参加 ○防災ボランティアへの積極的な参加 ○災害時要援護者の防災カード*（緊急時の連絡先、疾病名等）の携帯 ○災害時要援護者登録台帳への登録 ○地域支援者*との関係づくりと活動への協力
<p>社会福祉協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉サービスの利用者への訪問などを通じた、災害時要援護者対策への本人及び家族の理解（自主防災会への参加、自宅の備え、防災カードの作成等）を促す取り組み ○関係者と連携した福祉サービス利用者の避難誘導策の検討 ○福祉避難所*としての協力及び備えの実施 ○市と連携した地域ボランティア支援本部の設置・運営に関わる訓練等の実施
<p>行政区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○関係者と連携した災害時要援護者の把握 ○災害時要援護者本人及び家族への自主防災会への参加、自宅の備え、防災カードの作成等を促す取り組み ○災害時要援護者一人ひとりの個別支援プランの作成への協力
<p>自主防災会、消防団</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時要援護者一人ひとりの個別支援プランの作成への協力 ○災害時要援護者対策計画（地区防災マップ作成等）の実施への協力 ○民生委員等、地域の福祉関係者との連携
<p>民生・児童委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○関係者と連携した災害時要援護者の把握と行政と災害時要援護者及び家族の橋渡し ○災害時要援護者一人ひとりの個別支援プランの作成に関する本人同意についての働きかけ
<p>介護・福祉施設 福祉サービス事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉サービスの利用者や家族に対し、災害時要援護者対策（自主防災会への参加、自宅の備え、防災カードの作成等）への理解を促す取り組み ○福祉避難所としての協力及び備えの実施 ○関係者と連携した利用者の避難誘導策の検討

主体	内容
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時要援護者登録台帳の作成 ○関係者と連携した災害時要援護者一人ひとりの個別支援プラン作成の普及及び啓発 ○災害時要援護者の防災カードの様式の提示と周知 ○地域ボランティア支援本部の設置・運営に関わる訓練等の実施 ○モデル地区を指定・順次拡大し、関係者と連携した災害時要援護者対策計画の実施 ○防災に関わるボランティア等の育成

【関連する主な事業・活動】

(1) 災害時対応の役割分担

事業名	内容	担当課
福祉避難所の整備、充実	地域住民が安心して利用できるよう福祉避難所としての整備、充実を図ります。	社会福祉協議会
災害時要援護者避難支援制度への協力	福祉サービスの利用者への訪問などを通じた、災害時要援護者対策への本人及び家族の理解を促進します。	社会福祉協議会
職員の役割分担連絡体制の確立	災害時における職員の行動マニュアルを策定し、それに基づく防災訓練を行いサービス利用者の避難誘導訓練を実施します。	社会福祉協議会

(2) 災害時対応の情報共有

事業名	内容	担当課
災害時要援護者避難支援制度 《災害時要援護者登録台帳の作成》	平常時からの情報提供には本人の同意が必要であることから、情報提供に関する理解を求め、同意への働きかけを行います。	防災安全課 介護保険課 福祉課 社会福祉協議会
災害時要援護者避難支援制度 《個別支援プランの作成及び防災カードの様式の提示と周知》	モデル地区だけでなく、より多くの地区を対象に、個別プラン作成を拡充するとともに、作成された個別支援プランの効果的な活用方法を検討し、導入していきます。また、より多くの地区を対象に、防災カードの活用を促す取り組みを検討します。	防災安全課

(3) 災害時対応の連絡体制の確立

事業名	内容	担当課
福祉避難所の指定 《関係者の役割とマニュアル作成》	福祉避難所が不足しているため、さらなる事業所の指定に努めます。 また指定された福祉避難所と災害対策本部との間の情報連絡手段の確保に努めます。	防災安全課
災害時要援護者避難支援制度 《地域ボランティア支援本部の設置・運営に関わる訓練等の実施》	市、社会福祉協議会など関係機関と連携した訓練の継続的な実施を図ります。 また、防災ボランティアコーディネーターの養成を積極的に推進します。	防災安全課 社会福祉協議会
防災ボランティア活動事業	防災ボランティアコーディネーターの養成、防災訓練等によるボランティア支援本部設置訓練など、市外からのボランティア受け入れ体制を整備します。	防災安全課
防災ボランティアコーディネーター養成講座	防災ボランティアコーディネーター養成講座、フォローアップ講座を防災安全課と協力して開催します。	社会福祉協議会

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

(1) 計画の推進体制の確立

第1次計画では、計画の評価や進捗状況についての進行管理を行うため、関連する主な事業・活動の評価と見直しなどを実施し、この計画の実現に向けて着実に進めてきました。第2次計画においても、計画を着実に推進するため、より具体的な進行管理の体制について整備していく必要性があります。

地域福祉計画は、地域福祉活動を行う多様な担い手とともに協働し、広く参画を呼び掛けていくものであり、市民、行政、社会福祉協議会や福祉事業者、ボランティア団体などの多様な主体とともに計画を推進し、必要に応じた見直しをすることとなっています。

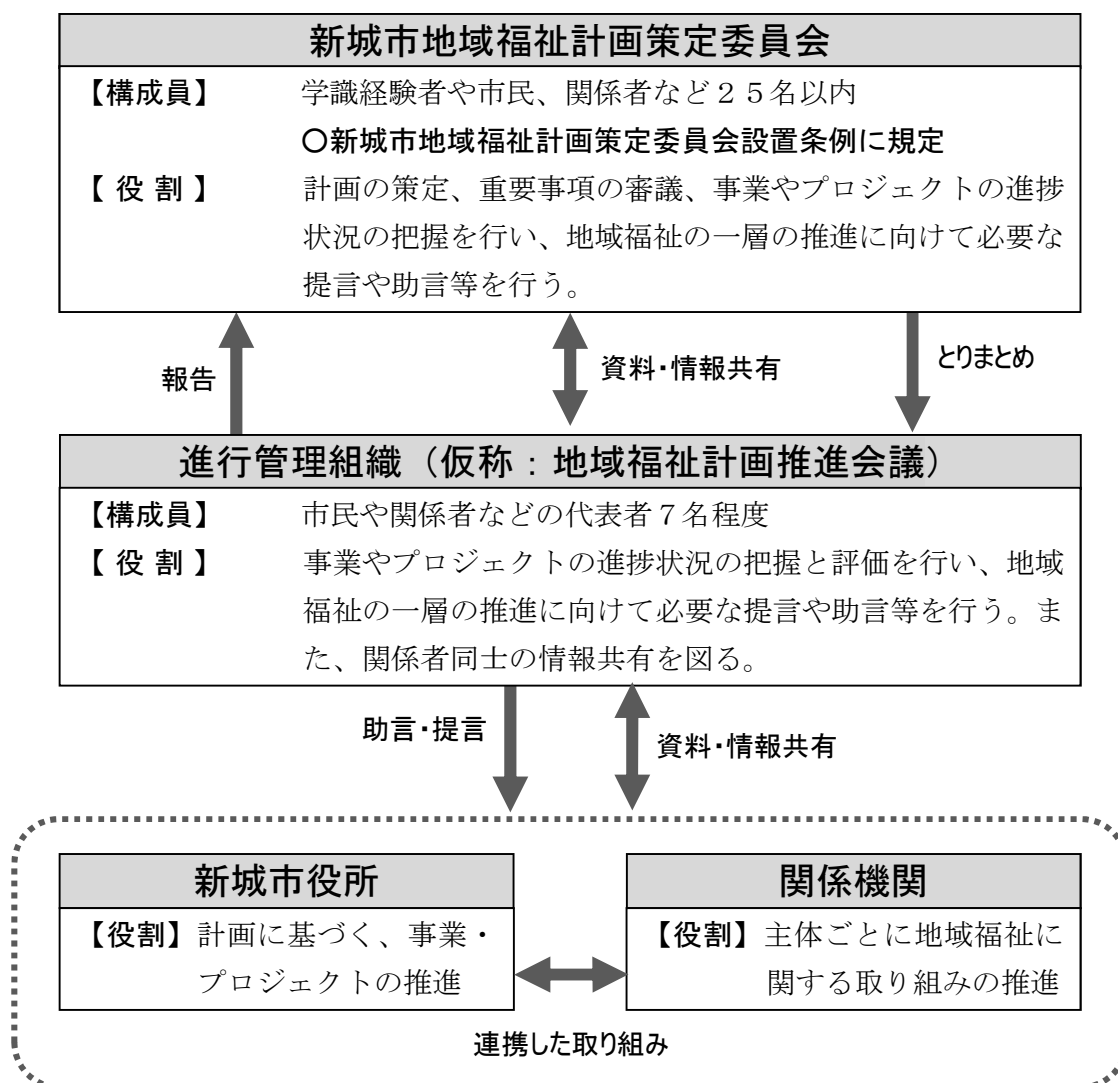
第2次計画では、新城市地域福祉計画策定委員会において審議された計画について、計画期間中の毎年度の評価や進捗状況について進行管理を行う組織「(仮称：地域福祉計画推進会議)」を設置し、計画の更なる推進を図ります。

進行管理を行う組織においては、主な事業・活動についての評価や主体別の役割などの取り組み状況をしっかりと把握・確認し、各基本目標のプロジェクトが推進されているかどうか、進捗状況などについて評価を行います。

これら評価したものは第2次計画3年目の中間評価時において、次回の新城市地域福祉計画策定委員会に報告し、この結果報告を踏まえ、計画が更に推進するための重要事項の審議をしていきます。

このPDCAサイクル*(Plan(計画)、Do(実施・実行)、Check(点検・評価)、Action(改善))が行われることにより、新城市地域福祉計画がめざす、福祉のまちづくりの実現に向けて推進していくものと考えます。

■計画推進体制イメージ（案）



(2) 計画の周知と啓発

本計画は、行政だけでなく市民や関係機関など多様な主体が協働して地域福祉を推進するものです。より多くの人に地域福祉の理解とプロジェクトへの参加を促進するために、広報紙やホームページ、また計画の概要版などを通じて計画について周知・啓発を行います。

2 関係機関等との連携体制の整備

(1) 地域福祉活動計画（社会福祉協議会）との連携

社会福祉協議会は地域福祉推進のための中心的な組織となります。そのため、社会福祉協議会が策定した地域福祉活動計画と連携を図り、地域福祉の推進に取り組みます。

(2) 地域との連携

取り組むべき課題や内容に応じた適切な地域と連携し、対象の地域がより住みやすい地域となるよう地域福祉の推進に取り組みます。

(3) 事業所等との連携

市民の多様な福祉ニーズや地域課題に対応できるよう、福祉サービス提供事業者・民間企業などとの連携強化を図ります。

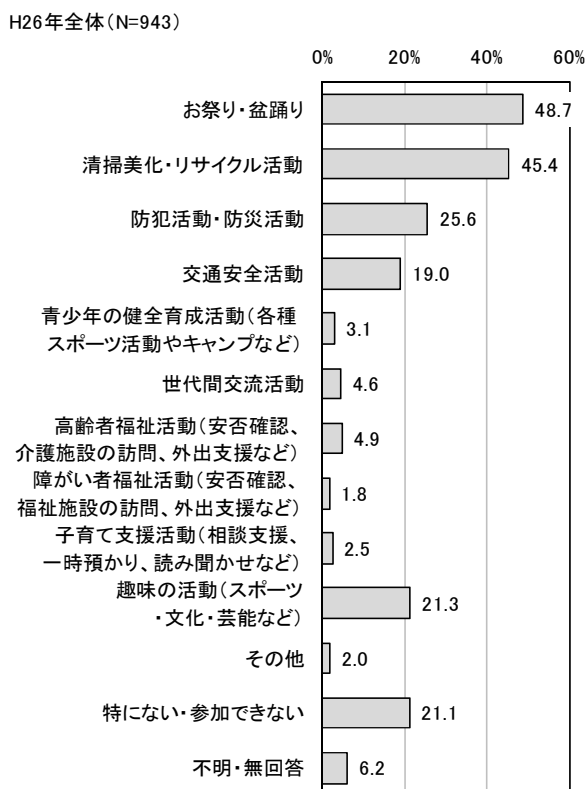
(4) 関係団体・市民との連携

本計画について広く周知し、啓発を図り、地域福祉の担い手として、活動への積極的な参加を促進します。

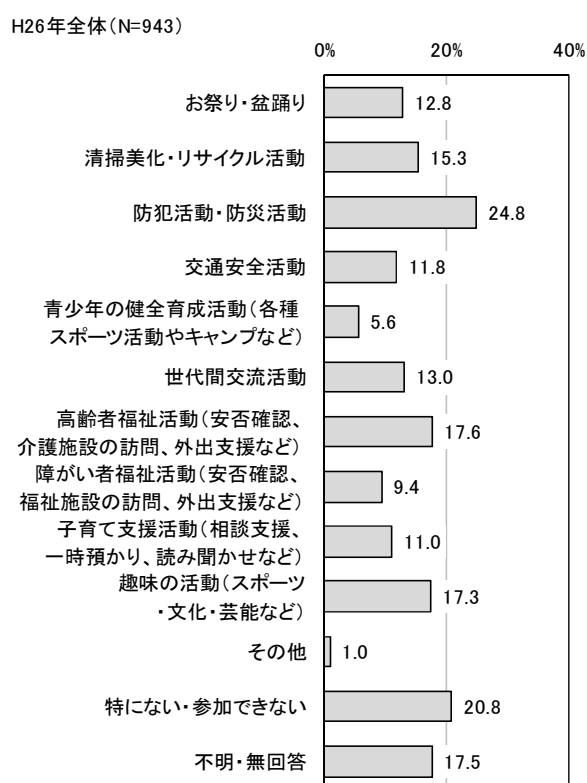
資料編

1 アンケート結果の概要

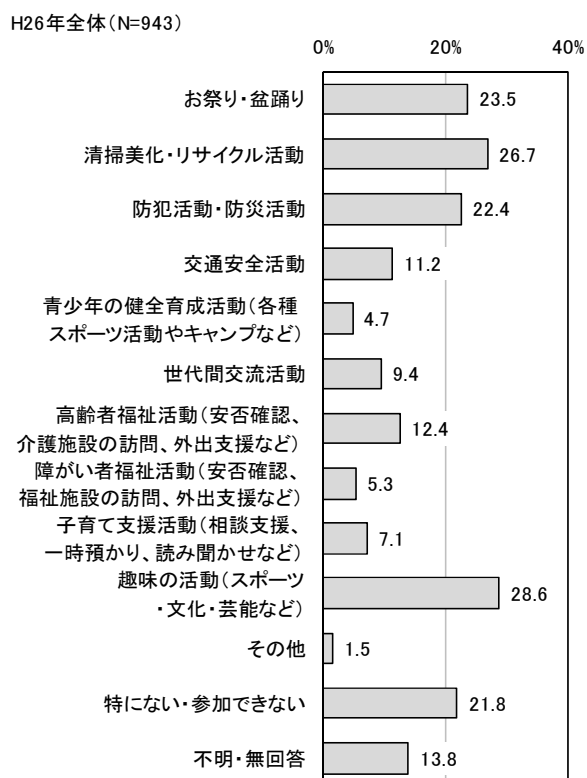
【図表 1】1年程度の間で、参加した市内活動



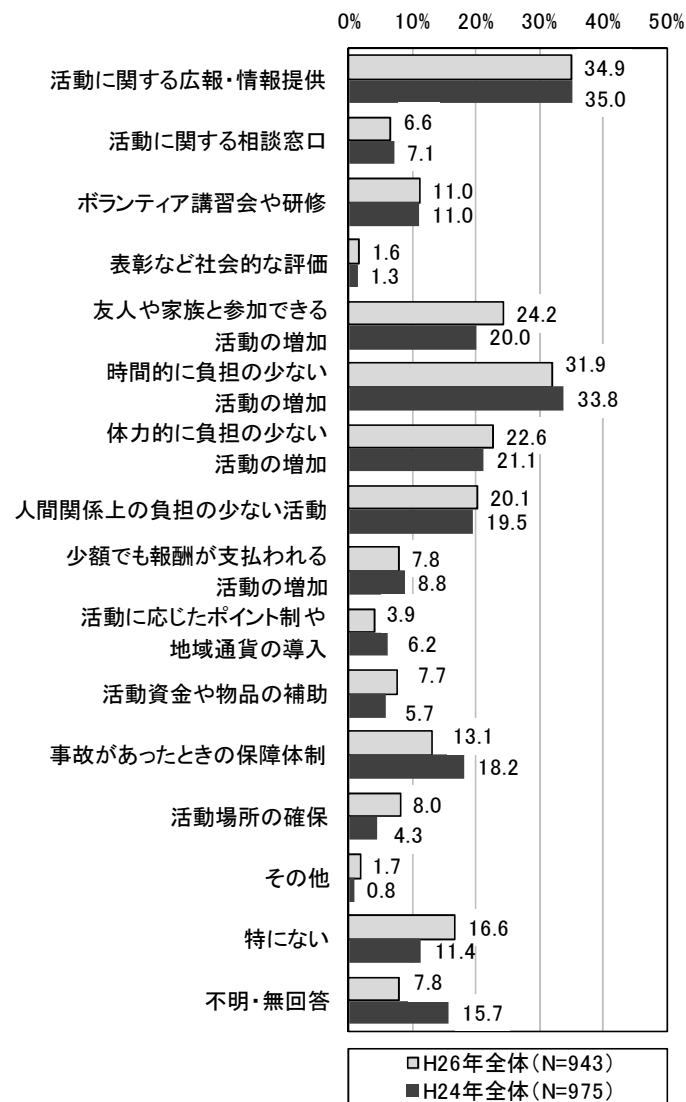
【図表 2】『地域』でもっと活発にした方がよいと思う活動



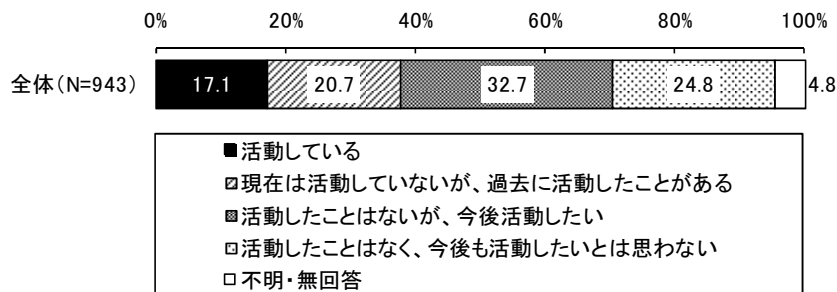
【図表 3】今後も(今後は)参加したい活動



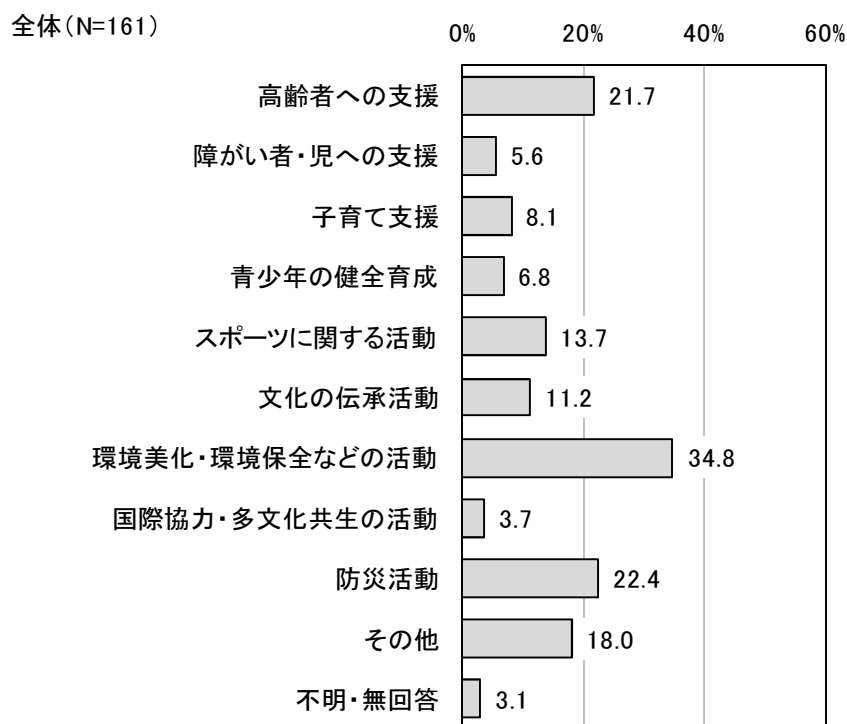
[図表4]活動に積極的に参加するために、必要な支援や条件



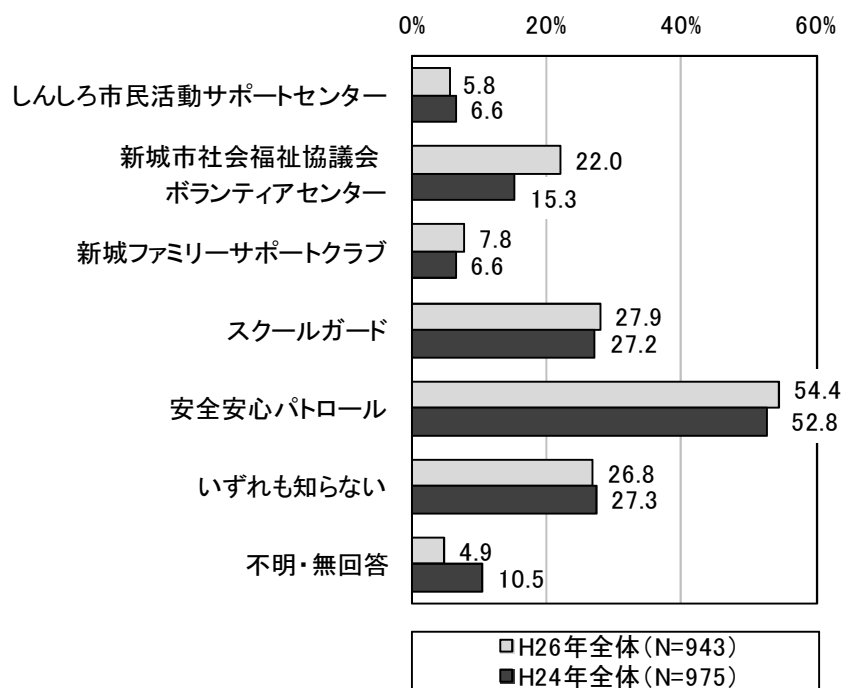
[図表5]ボランティア活動をしているか



[図表6] ボランティア活動の内容

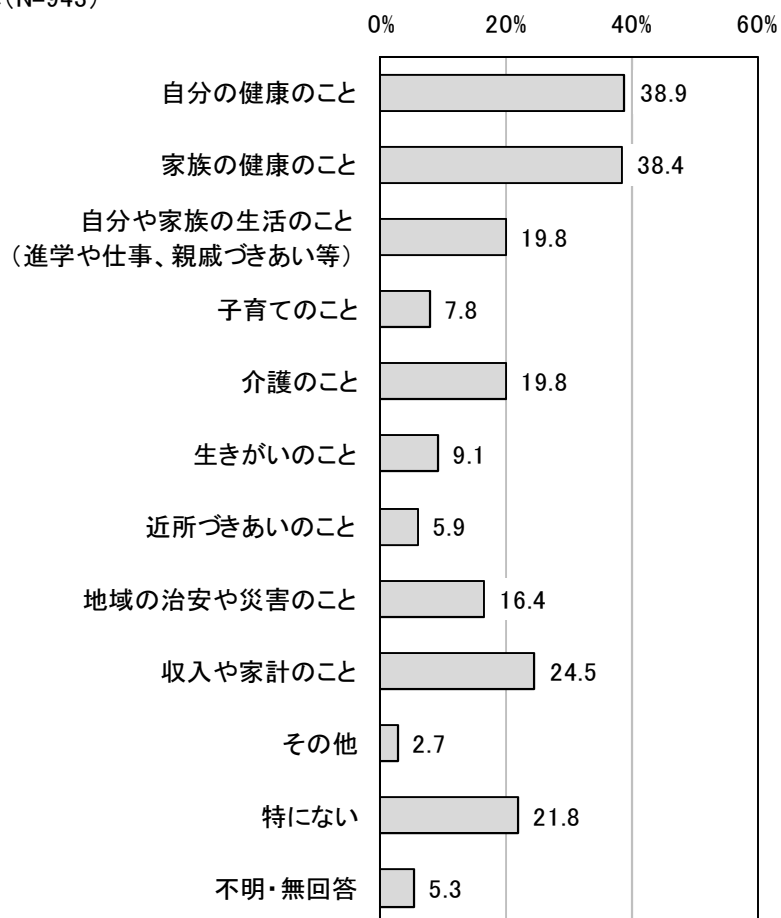


[図表7] 地域活動やボランティア活動に関わる機関や活動の認知度



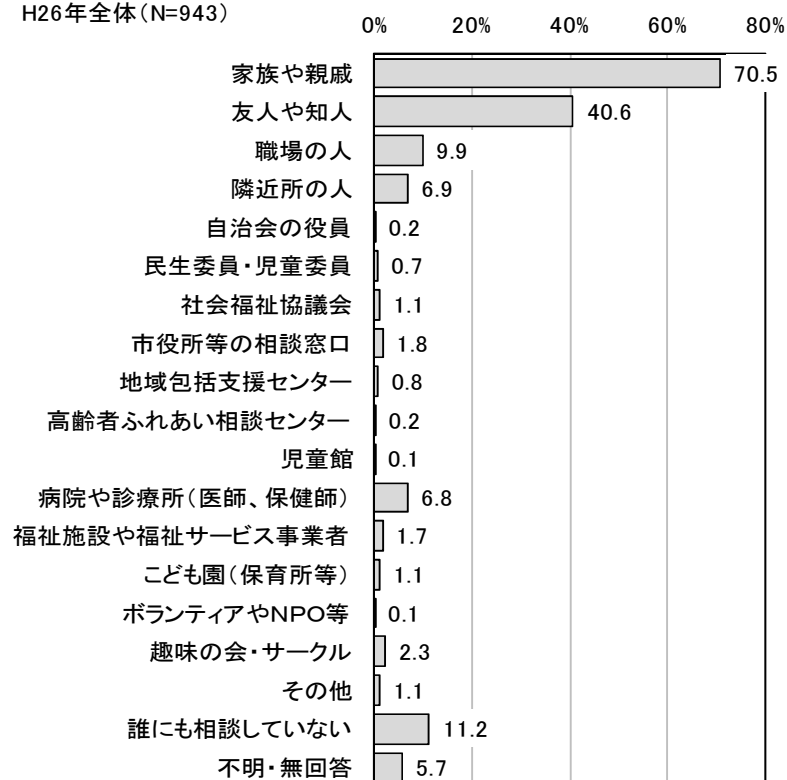
[図表 8] 日々の生活の中の悩みや不安

全体 (N=943)



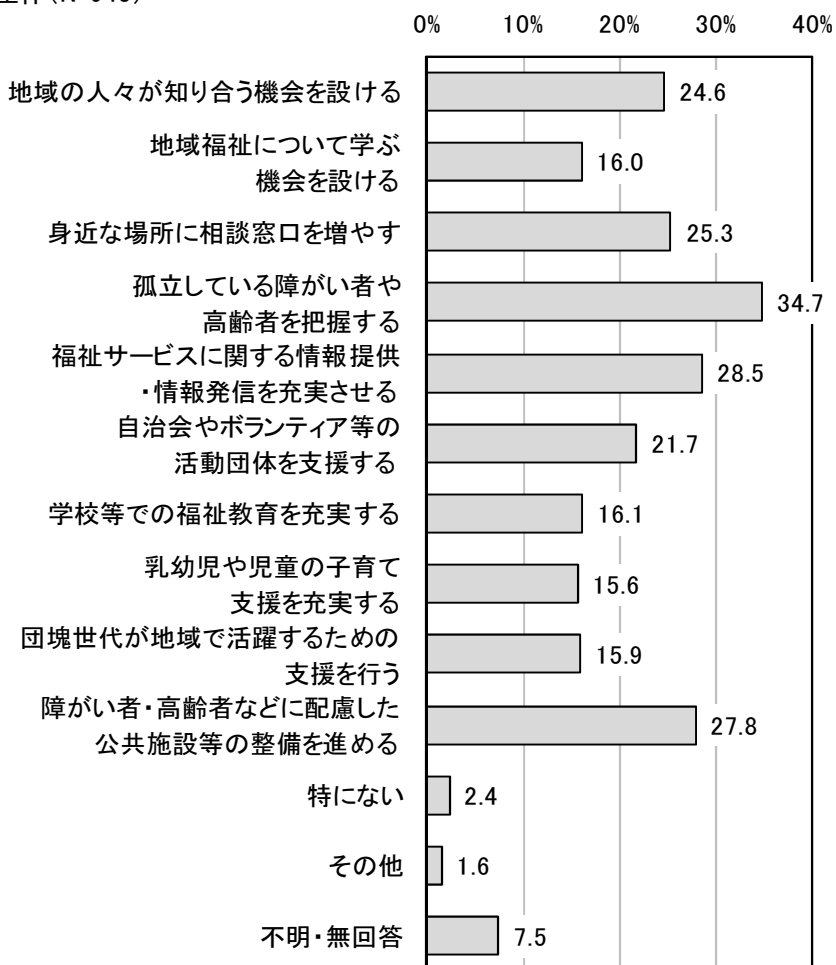
[図表 9] 悩みや不安の相談先

H26年全体 (N=943)

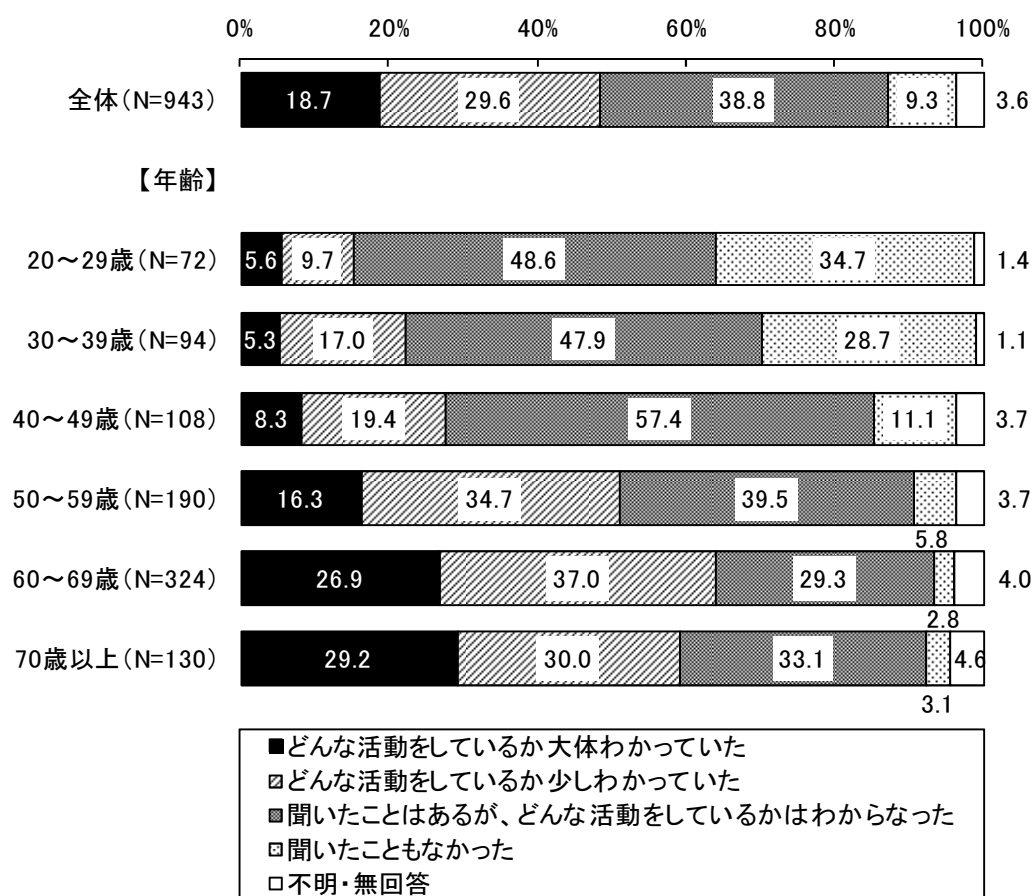


[図表 10] 「支え合う地域づくり」を進めるために必要な行政の支援

全体(N=943)

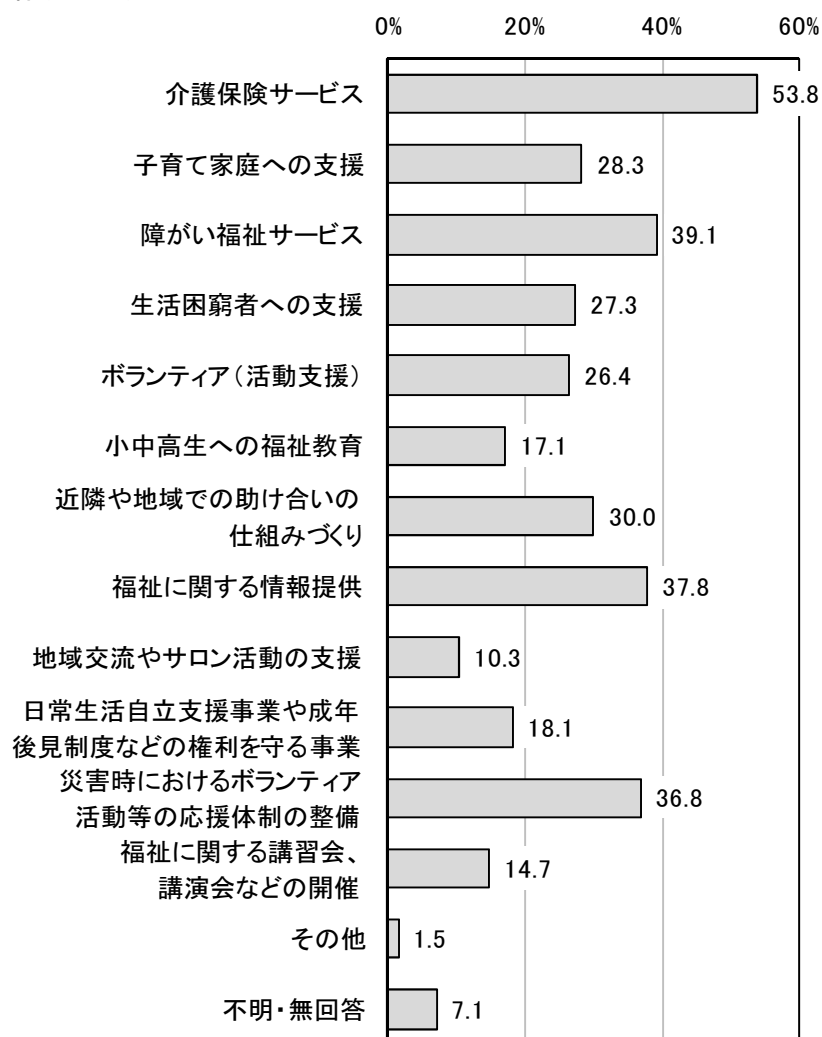


[図表 11] 新城市社会福祉協議会の認知度

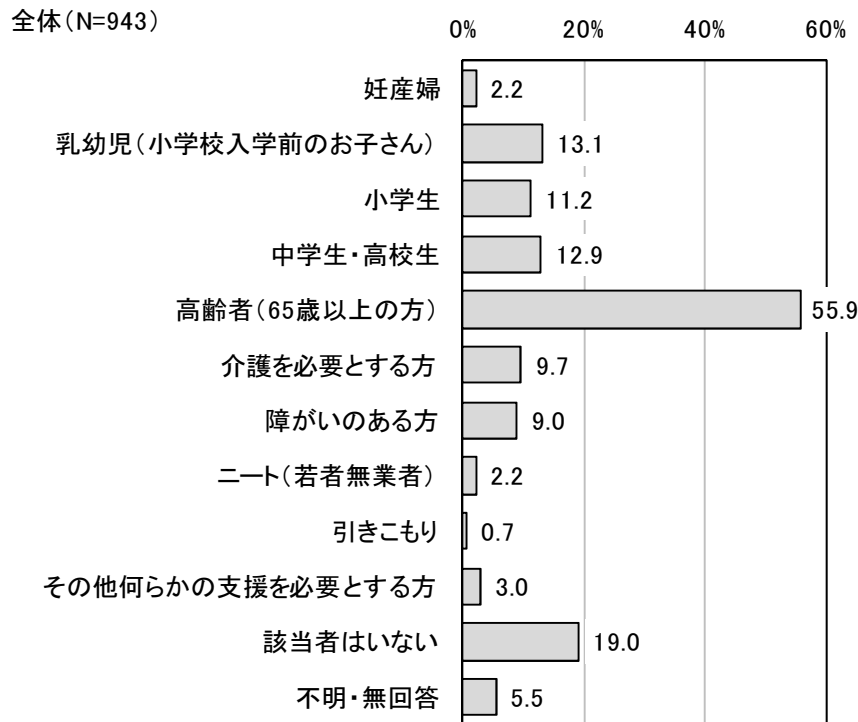


[図表 12] 社会福祉協議会に期待する役割

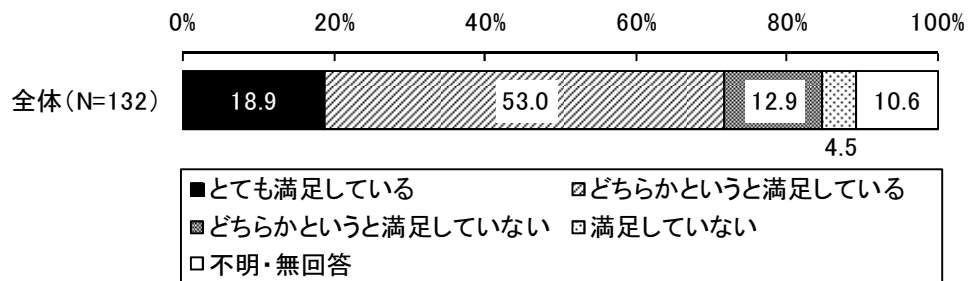
全体(N=943)



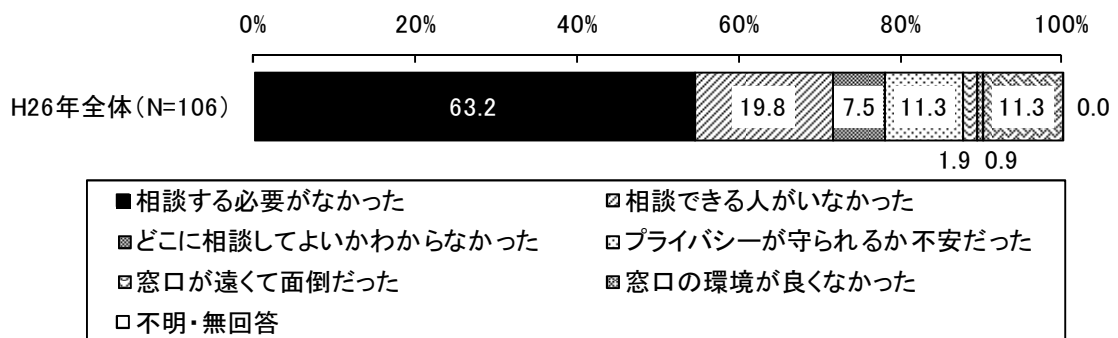
[図表 13]同居している家族のなかに、自分も含めてどのような人がいるか



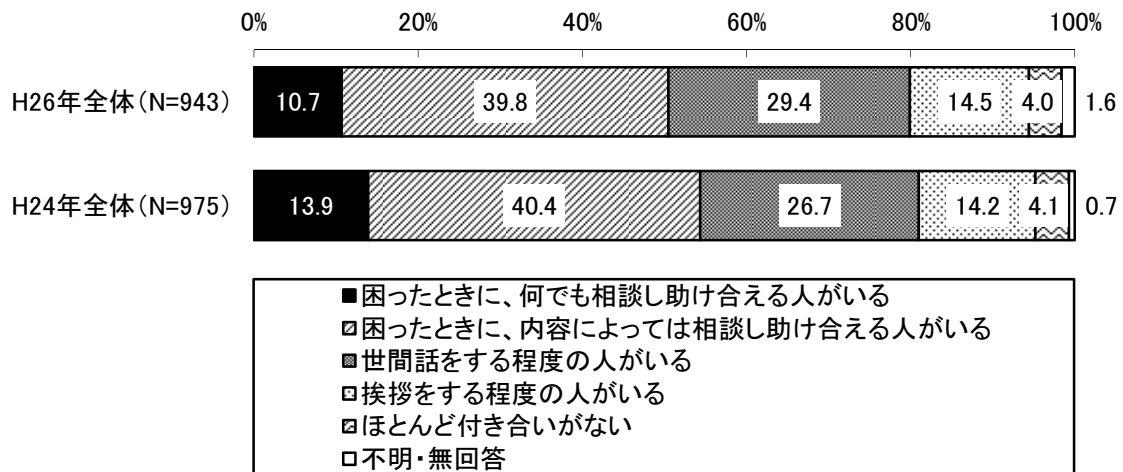
[図表 14]悩みや不安を相談した際に利用した相談窓口の満足度



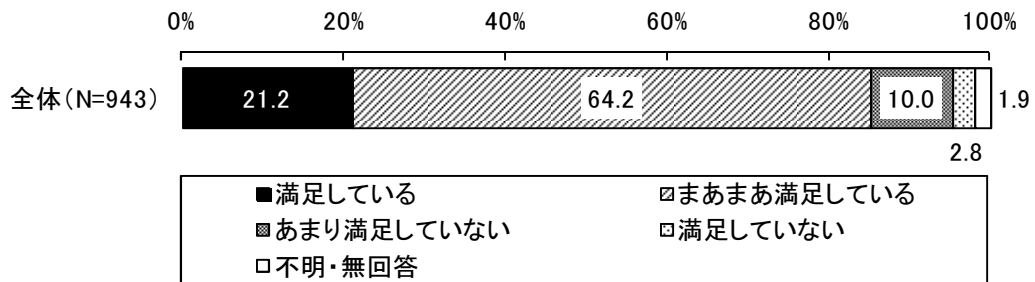
[図表 15]相談窓口を利用しなかった理由



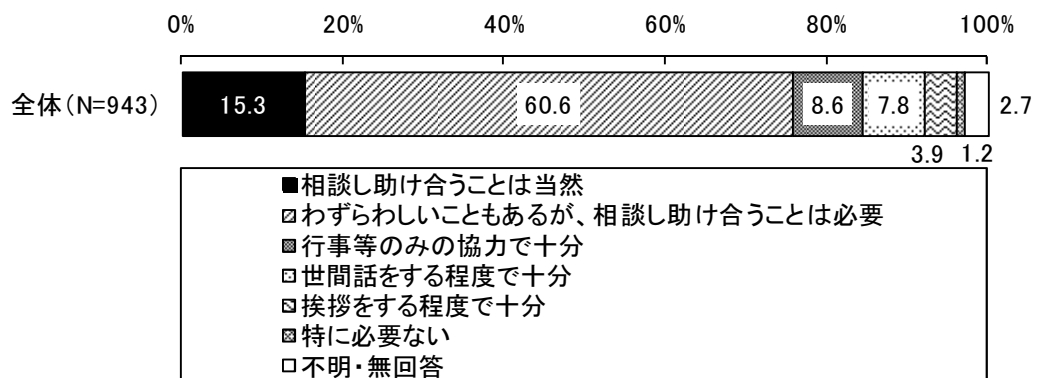
[図表 16] 『地域』の人との付き合いの程度



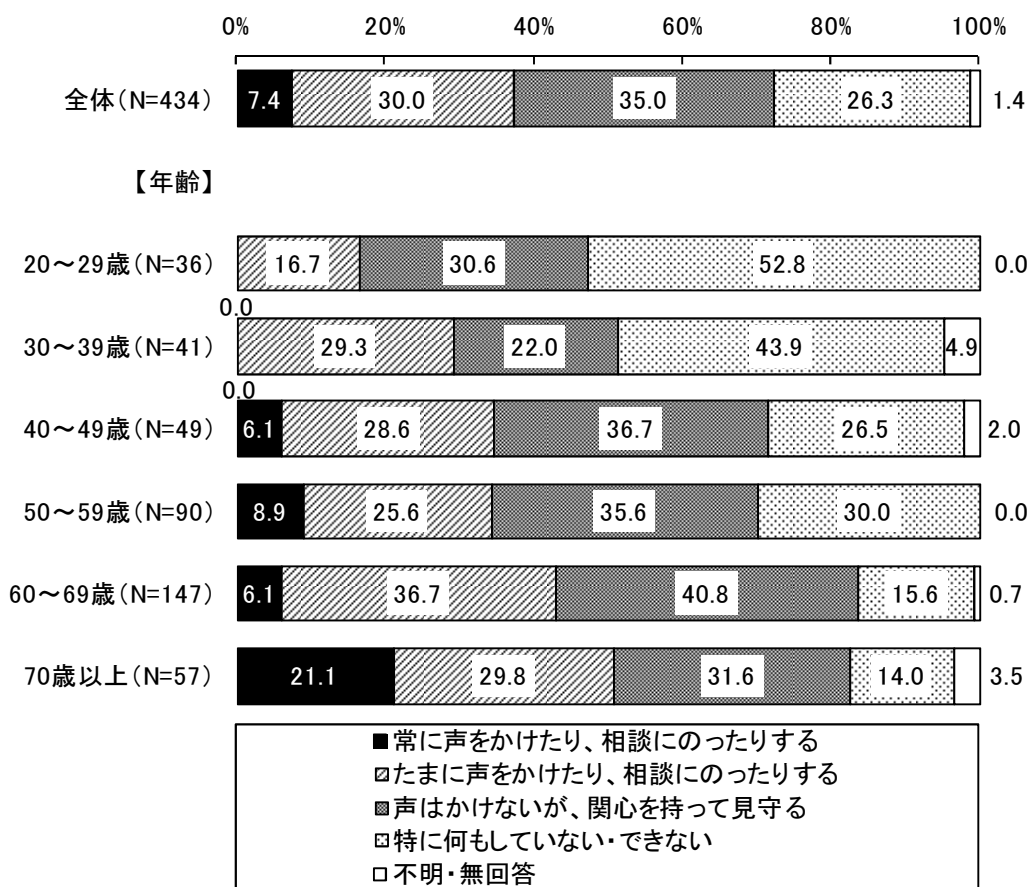
[図表 17] 近所の人との付き合いの満足度



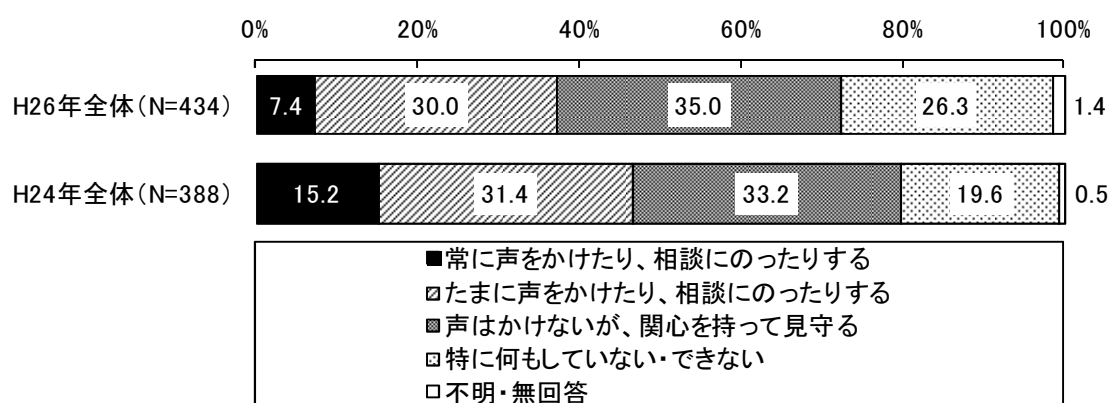
[図表 18] 『地域』の人との付き合いに関する考え方



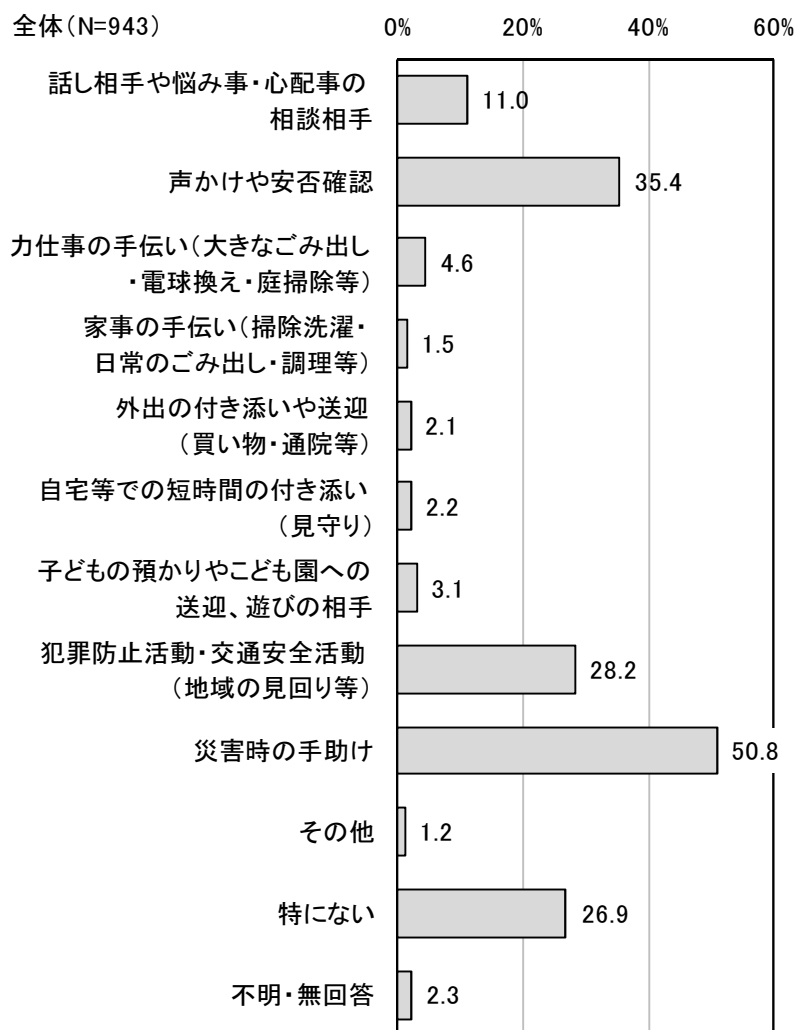
[図表 19] 「何等らかの支援を必要とするような方」に対する、これまでの対応



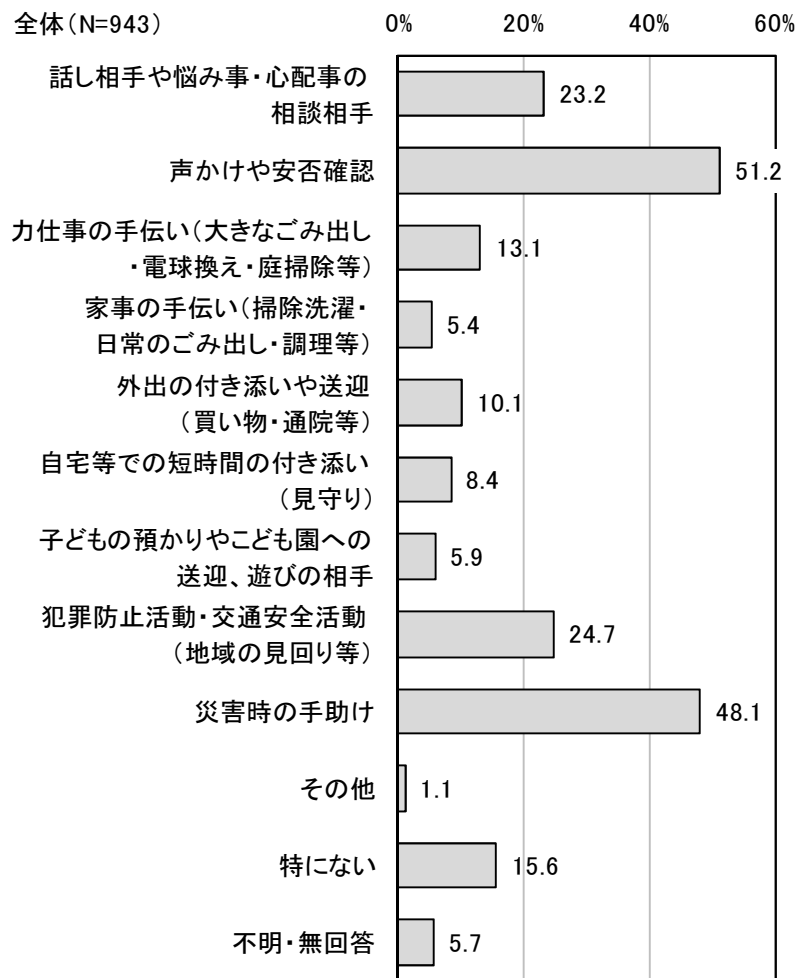
[図表 20] 「何等らかの支援を必要とするような方」に対する、これまでの対応



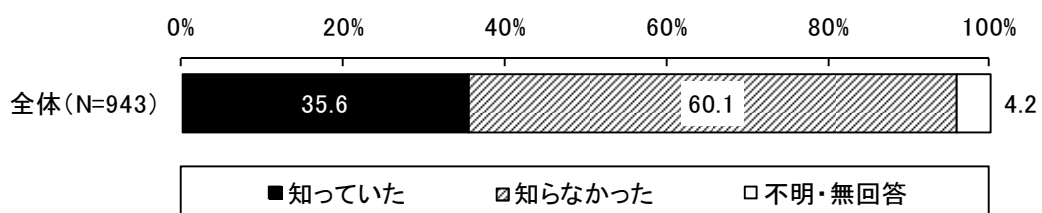
[図表 21] 隣近所の人に手助けや協力してほしいと思うこと



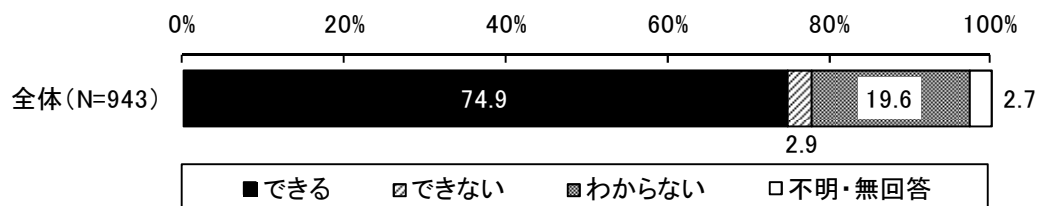
[図表 22] 隣近所の人に手助けや協力できること



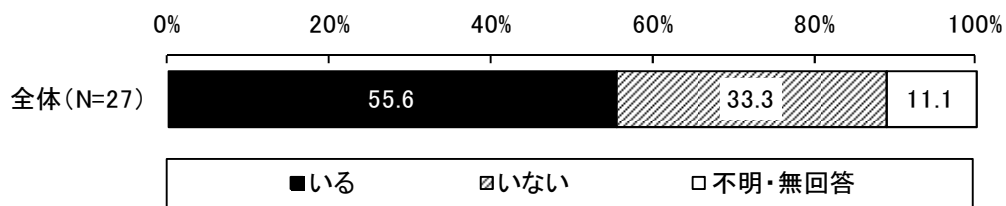
[図表 23] 「災害時要援護者避難支援制度」の認知度



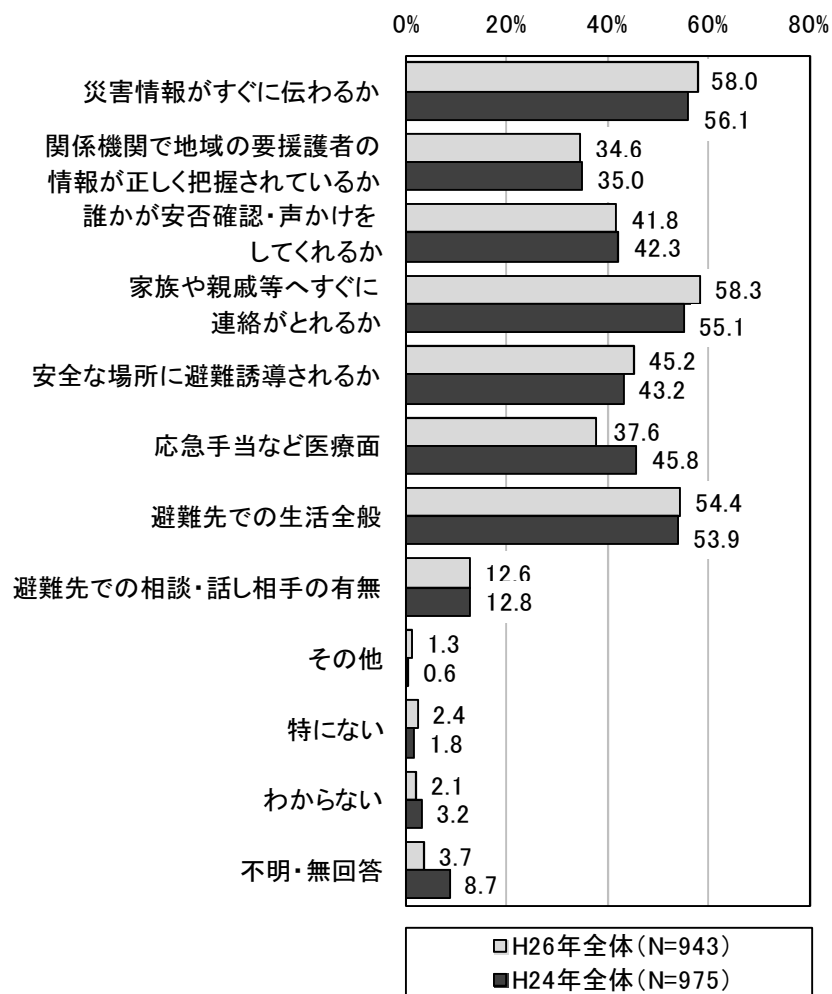
[図表 24] 災害発生時に、自力で避難できるか



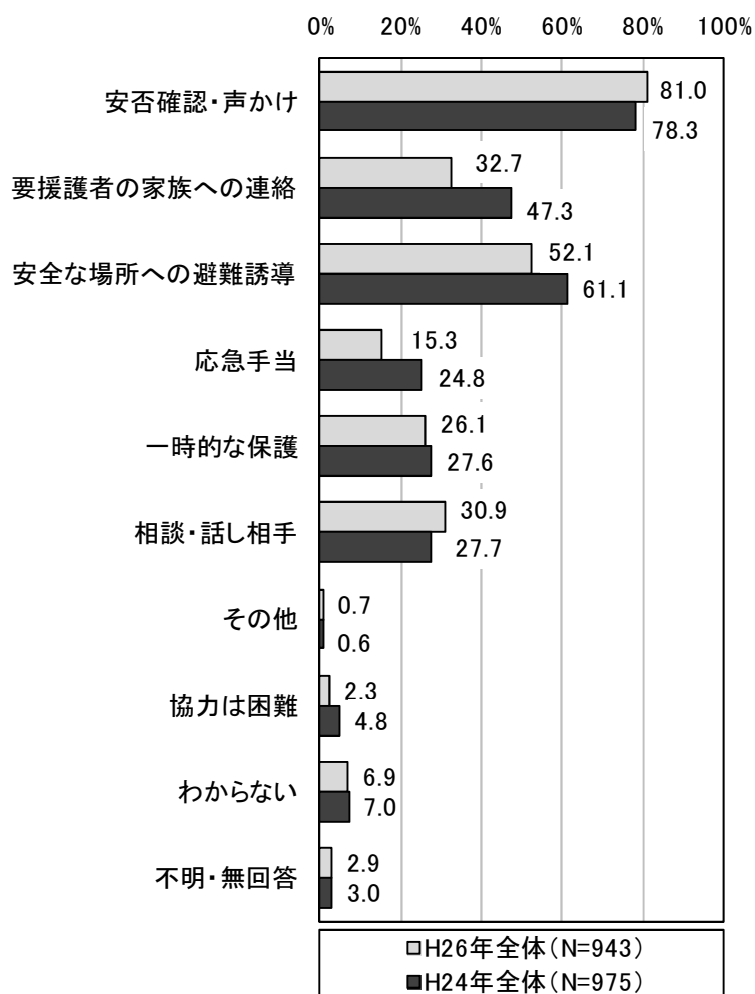
[図表 25] 災害発生時に、避難を助けてくれる人がいるか



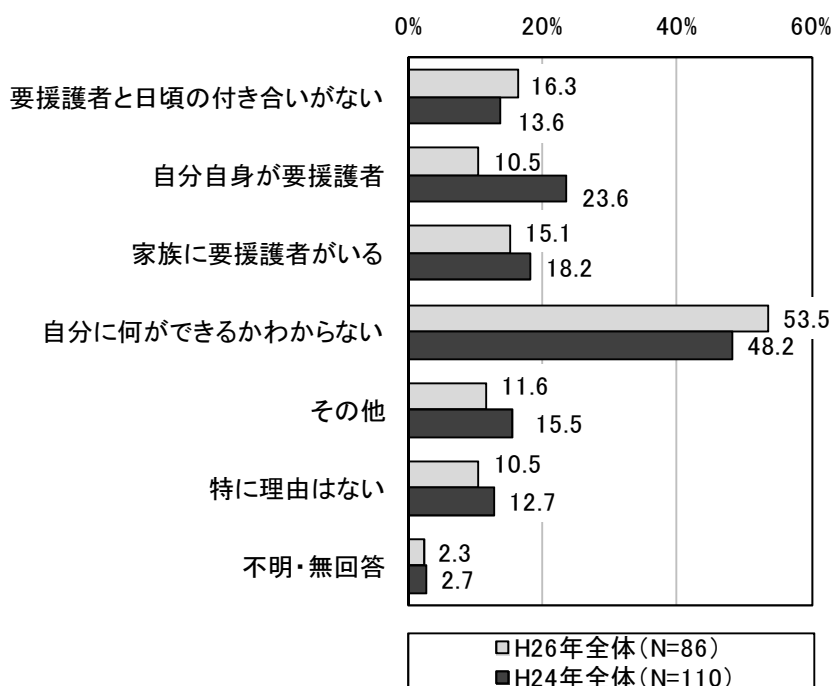
[図表 26] 自分や家族が災害時における要援護者になった場合に不安なこと



[図表 27] 災害時に、隣近所に住む要援護者のためにできる助け合いや協力



[図表 28] 災害時に、隣近所の要援護者に対する協力が困難な理由



2 住民懇談会の概要

2回通しで開催した住民懇談会には、延べ181名の市民の皆さんが参加しました。新城・鳳来・作手地区の3会場において、10の地域自治体単位でグループを作り、付箋や模造紙を利用した“ワークショップ”形式で開催しました。

この資料編「2 住民懇談会の概要」では、参加者の考えや感じていること、アイデアなどの発言された内容をまとめています。

1 鳳来地区

(1) 鳳来中部地区

◎地域の良いところ（参加者の意見のまとめ）

- ・人付き合いがいい。
- ・施設、病院などがあり、いざという時には利用できる。
- ・年寄りの集まれる場を設ける。(公会堂)
- ・総合支所、学校、病院が近い。
- ・駅が近くにある。
- ・交通、ヘリポートがある。
- ・自然が豊か。
- ・災害が少ない。

◎地域の困りごと（参加者の意見のまとめ）

人の環境

- ・福祉の拠点である社会福祉協議会が無くなった。
- ・地域福祉のキーワード→保健、医療、福祉の内、保健センターが無くなった。
- ・人にもよるが年寄りには家の中にこもりっぱなし。
- ・後継ぎがない為、老人のみで生活している。
- ・子どもが少な過ぎる。独身の人が意外にいたので婚活の支援ができないものか。
- ・引きこもりの人、若い人が数人いて親が困っている。
- ・役員まかせ。
- ・人とのつながりがあるようでない。
- ・横のつながりが欲しい。

生活

- ・商店がない。買い物不便。
- ・個人の店が段々なくなっている。
- ・スーパーが無くなってしまった。
- ・若者の働く場所が少ない。

交通

- ・タクシー券を使うには少し遠い。
- ・タクシーがない。
- ・電車の駅まで遠い。
- ・利用しやすい公共交通が少ない。

地域活動

- ・子育て支援活動がうすい。
- ・イベントが少なくなってきた。
- ・地域で何を行っているか分からない所がある。
- ・児童クラブは市外の人がメインで行っている。地元がメイン補助を行って欲しい。

その他

- ・障がい者、高齢者の居場所が少ない。
- ・要援護者、高齢者（個人情報の関係があるが）見守りの組織化が出来ていない。
- ・地域自治区へ保健師、地域福祉指導員を配置。
- ・区域（近所、組）での見守りが必要。
- ・個人情報の問題により区域内で情報共有できない。
- ・老老世帯、75歳以上の独居世帯が多い。

課題解決のキーワード（参加者の意見のまとめ）

I. 人と人がつながれる交流機会づくりの推進

- ・若い世代の流出が多いこの地域は、祭りやイベント、地域住民同士の交流機会が求められているため、定住促進のため婚活イベントの開催等の必要性。
- ・イベントの担い手等になれそうな人、企業、団体等の連絡調整を行政のサポートにより、市民が実践できるような取り組み。
- ・地域で活躍する「おせっかいな人」が活躍できる環境づくり。
- ・使われていない公共施設について、誰でも集まれるような居場所づくりに地域で取り組む。

II. 福祉の場を身近に

- ・社協が実施している移動支援事業「福祉バス」についての利用促進。
- ・高齢者や障がい者が安心して利用できる福祉サービスの構築の検討。

III. 高齢者が住みやすいまちづくり

- ・買物の支援、宅配サービスの充実方法を検討。
- ・電車利用が困難であるため、高齢者の移動支援方法を検討。
- ・特に、高齢者ひとり世帯や高齢者のみの世帯の見守りや声掛けに取り組む。

(2) 鳳来南部地区

◎地域の良いところ（参加者の意見のまとめ）

- ・青パト隊による小学生の登下校時のつきそい活動。
- ・医院がある。
- ・人づきあいが残っている・連絡体制が良い。
- ・治安が良い。
- ・夜静か。
- ・人柄が温厚。
- ・小学校の行事に対して地域住民の理解が深い。（参加率高い）
- ・3世代世帯が多い。
- ・親世代と子世代の交流が多い。
- ・他人に気を遣わなくていい。（まわりに家がないので）
- ・名所・旧跡が多い。
- ・ふれあいセンターで交流が容易にできる。

◎地域の困りごと（参加者の意見のまとめ）

交通

- ・交通手段がほとんど自動車のみ。
- ・交通手段が乏しい。

交流の場

- ・学校に遊具が少ない。
- ・公園が欲しい。
- ・若い母親（女性）が集まる場所が少ない。
- ・昔ほど川で遊べない。

自治

- ・地区の役が大変。
- ・若い人や女性の地域参加が少ない。

環境

- ・国道沿いのゴミが気になる。（ポイ捨て）
- ・雑草地の管理不足。

少子化

- ・未婚の若者が多い。
- ・子どもが少ない、若者が少ない。
- ・無住家屋の放置。
- ・地域の魅力が無い。（働く場、特色あるもの等）
- ・老人の憩う場所が少ない。
- ・高齢者ばかりなので、地域の活動が負担になっている。

その他

- ・災害時の老人搬送手段が乏しい。(山道、急な坂も多い地域)
- ・敬老金を持って高齢者宅を訪問した際、何の疑いもなくすぐに押印してくれる。
(いいところでもあり、治安の課題でもある。ちょっと心配)
- ・郷土意識を高めてほしい。
(少子化とも関連あり)

課題解決のキーワード(参加者の意見のまとめ)

I. 子どもを中心とした地域活性化事業の推進

- ・いもほり大会や運動会の開催等、子どもも大人も楽しめる交流イベントをはじめ、地域が子どもに関わること。
- ・住民同士の交流を生み、つながりをつくること取り組みを推進。

II. 住民同士がつくる新しい交流の推進

- ・「まちのおせっかいさん」の活躍。
- ・住民がつくる持ち寄り図書館、高齢者が楽しめるレクリエーションの実施により、住みやすい地域づくりを推進。
- ・公的施設や集会所等、既存の地域施設を有効活用。

III. 防犯灯の設置等、安全・安心な地域づくりの推進

- ・防犯灯の設置を推進し、地域住民が安心して歩いて移動できる環境づくりへの取り組み。

(3) 鳳来東部地区

◎地域の良いところ（参加者の意見のまとめ）

- ・リサイクルがよくできている。（大野地区）
- ・地域のことは地域でやる風土。
- ・豊かな自然が多い。県民の森、多くの川や沢。
- ・水がおいしい。
- ・大正琴など伝統が継承されている。
- ・浜松方面へのアクセス良好。

◎地域の困りごと（参加者の意見のまとめ）

災害・防災対策

- ・災害時の体制に不安がある。
- ・災害時にどこにどんな人がいるのか分からない状態である。分からないので助けられない場合が想定される。

施設

- ・インター、乳岩にトイレなし。お店が少ない。

子育て

- ・電車通学の不便さ。
- ・地区の会議には50から60代の男性が多いため、子育て世代、女性の意見がなかなか反映されていない。

若手不足

- ・地域での役割が多い、未婚男性が多い、流出が多い。

環境

- ・大島ダムによる川の汚れ、遊びにくる外国人のBBQマナーが悪い。
- ・鳥獣害対策（イノシシ、サル、鹿、川鶉）をしっかりとしてほしい。

市役所

- ・Sバスの路線配置が悪い。

相談

- ・相談場所へのアクセス、障がい者の相談先が少ない。

高齢者

- ・独居老人の多さ。

I. 住民による意見交換会の実施を継続

- ・若い世代や女性が地区の運営に関わることができるような仕組みづくり。
- ・区の統合についての必要性。

II. 自主防災組織づくりを推進し、安心して暮らせる地域づくり

- ・地域住民にノウハウを浸透させるため、防災訓練の回数を増やす。
- ・災害は季節を選ばず発生するので、季節ごとの準備等を実感するため、季節ごとに災害に備える訓練の実施の検討。
- ・地域住民と行政が連携し、取り組む。

III. 若い世代が住みたくなる環境づくりを推進する

- ・仕事があることが重要。企業誘致、子育て支援の充実、Sバスの利便性向上等に取り組む。
- ・地区の運営会議に若い世代を入れることで、子育てしやすい地区運営を目指す。

IV. 高齢者が住みやすいまちづくり

- ・買物の支援、宅配サービスが充実する方法を検討。
- ・Sバスの利便性向上や高齢者の移動支援の方法を検討。
- ・高齢者ひとり世帯への見守りや声掛けに取り組む。

V. その他

- ・ダムや治山治水による環境悪化改善への取り組み。
- ・高齢者集合住宅の検討、若者同士の出会いの機会の提供。

◎地域の良いところ（参加者の意見のまとめ）

環境

- ・自然がある。
- ・川がキレイ。
- ・ホテルがキレイ。
- ・自然で遊べる。

人間性

- ・温和な人柄。
- ・人と人との関係が良い。
- ・小学校のお助け隊。
- ・お祭りの花火がキレイ。
- ・年配の人が農作業や他の趣味を持っており元気。
- ・家の横で花火をしても気にしなくてすむ。

◎地域の困りごと（参加者の意見のまとめ）

施設

- ・小学校の児童減少。
- ・保育園がない。
- ・病院や診療所がない、遠い。
- ・農協がない。
- ・公共施設の撤退。
- ・文化施設がない。
- ・学校がないと行事に参加できない。
- ・買い物難民。
- ・近くにスーパーがない。
- ・いろいろなものがなくなっていく。

少子高齢化

- ・少子高齢化、人口減少。
- ・若い力がなく地域の行事が継続できなくなっている。
- ・若い人の働く場所がない。
- ・地区の役がすぐに回ってくる。
- ・子ども園のお迎えの時間が早く仕事に就けない。
- ・老人クラブ減少。

自然

- ・猪の被害、猿、鹿、ハクビシン、マムシの被害。
- ・田、畑、山、どうするか。

交通

- ・ 玄関から道路までの路面が悪い。
- ・ 障がいサービスがない。
- ・ 国道 257 号の危険箇所が増えている。
- ・ 交通難民、バスが少ない。

その他

- ・ 外部の人が入りづらい。(よそ者扱い)

課題解決のキーワード（参加者の意見のまとめ）

I. 市や自治体組織と住民の連携体制づくり

- ・ 地域に医療や教育・保育等、「施設」が不足している、との声が上がっている。助け合いの「意識の醸成」と声掛けにより、つながりを促進。
- ・ 鳳来北西部地域自治体が目指す、「住みたくなるまちづくり」に向けての取り組み。

II. 人口減少と空き家への対策推進

- ・ 子どもがいる世帯の減少と、高齢者世帯の増加が見られる。空き家も増加しており、高齢者の居場所づくりのために空き家利用など、地域住民による独自の対策に取り組む必要性。
- ・ 地域懇談会では「〇〇がない」という声が多いため、空き家や既存の公共施設を利用し、少子高齢化が進む地域のより良い資源活用について取り組む。

III. 快適な住環境の整備のための取り組み

- ・ クリーンフェスタに地域住民が積極的に参加する体制の構築、清潔な環境整備に取り組む。
- ・ 国道 257 号線の危険箇所を把握し、市との連携により安全対策に取り組む。

IV. 自然環境の保護と鳥獣駆除の推進

- ・ イノシシや猿、鹿などによる農作物への被害が深刻であるため、地域住民による「狩猟」の推進や地域をあげて「侵入防止柵の設置」等の対策について検討。
- ・ 鳳来の素晴らしい自然を体感してもらうため、「もみじまつり」の開催を継続し、地域の魅力を発信。

2 作手地区

(1) 作手地区A

◎地域の良いところ（参加者の意見のまとめ）

- ・人付き合いの良さ、近所の支え合いが残る場所。
- ・道の駅がある。
- ・高里地区は役所など集中しているので便利が良い。
- ・作手にグループホームができて大変良いと思う。
- ・自然が豊か。
- ・農作業等で時間を有効に使用できる。
- ・育てた野菜を自分で食べられる楽しさ。
- ・夏場は過ごしやすい。

◎地域の困りごと（参加者の意見のまとめ）

高齢者

- ・ひとり暮らしや高齢者世帯のゴミ出しが困る。（特に資源ごみ等）
- ・地区によっては高齢者が多い。
- ・男性のひとり暮らしの社会性、付き合いが薄くなっている人も。
- ・将来食事作りができなくなったらどうしよう。（不安）

交通

- ・移動手段が少ない。
- ・年をとってもみんなに会いたい。でも車の運転ができないし、いつでも外出したい。

災害

- ・災害が起きた時に避難場所まで遠い。
- ・道路が崩れている。
- ・自然災害が起きて道路が使いえなくなると困る。

環境

- ・鹿や猪など鳥獣が多くなり作物が作りにくくなっている。
- ・お店が少ない。
- ・在宅介護の動きが出てきているようだがケースバイケース。
- ・地域によっては街路灯が少なく防犯上の不安がある。
- ・介護施設、入所待ちが長い、従業員不足。
- ・低所得者対策。
- ・虹の郷でデイサービス回数を増やしてほしい。

空き家

- ・空き家が多い。

農林業

- ・鳥獣対策の手順。
- ・農業の担い手がない。

その他

- ・若者が働く場所があるとUターンできる。

課題解決のキーワード（参加者の意見のまとめ）

I. 高齢者（特にひとり世帯や高齢者のみ世帯）へのおせっかい

- ・声掛け・見守り・助け合い運動、おせっかいさんづくり、以上に関連する弁当宅配などのサービス実施を検討し、この波及効果による就業場所を増やす取組み。
- ・介護施設について、待機者世帯むけのサービスを充実させる。
- ・高齢者が参加しやすいお茶会や昼食会等のイベントを実施。

II. 子育て世代が増える施策の推進

- ・婚活イベントの実施、お見合い・紹介の住民による取組み。
- ・子育て世代住民によるワークショップの実施、放課後も校庭を開放するなどの、学校設備の有効活用等、子どもが放課後も過ごしやすい環境を提供。
- ・子育て世代の流出を防ぎ、「子育てしやすい作手」を目指す。また、閉校した学校の有効活用について、住民が「担い手」になれるような体制づくりの検討。

III. 自然を守り、鳥獣対策と災害対策（山、森、川、道路）を推進します。

- ・美しい自然環境を守るとともに、災害時、陸の孤島とならないような安全な道路の確保。
- ・住民の田畑を鹿やイノシシ等から守ることができるような対策を推進する。
- ・猟師不足のため、養成を後押しできるような施策について検討。

IV. 介護施設のニーズや空き家問題の解決を推進します。

- ・介護施設入所まちの高齢者が多くいるため、空き家などを利用した介護サービスの充実と空き家問題が一緒に解決できるような施策や取組みを検討。

(2) 作手地区B

◎地域の良いところ（参加者の意見のまとめ）

自然

- ・自然豊か、土地が沢山あり、夏は涼しい。
- ・山林田畑が沢山ある。
- ・森林が多い。（資源活用を目指す）

人がよい

- ・人柄が穏やか、おおらか、温かい。
- ・顔見知りが多い。
- ・親切。（雨が降れば近所の人洗濯物を取り込んでくれる）
- ・地域の人との関わりが多い。
- ・隣近所お互いのことが良く分かっている。

食が充実している

- ・米・野菜がおいしい。
- ・ジビエが食べられる。
- ・山菜が取れる。

その他

- ・道の駅が賑やか。（休日には人が集まる）
- ・毎日やることがある。（草刈、米・野菜作り、近所の人とお喋り等）

◎地域の困りごと（参加者の意見のまとめ）

子育て

- ・少子化で、スポーツ少年団に入る人が少ない。
- ・保育園と小学校の統合で送迎や通学の負担が大きい。

交通

- ・県道保永海老線の通行止め。
- ・公共交通機関が少ない。
- ・高齢者の足となるものがない。
- ・車がないとどこにもいけない。
- ・医療機関や公共施設が遠い。

災害

- ・日中若者が地域いない為、災害が起きた時に心配。
- ・コミュニティが希薄で災害時に支え合う力が弱い。

就労

- ・働く場所がない。
- ・工場の閉鎖等で働く場所がどんどん減っている。（若い人だけでなく中年も）
- ・働く場所がないので若い人が定住しにくい。

コミュニティ

- ・ 小学校の統合で学区のコミュニティが希薄になっている。
- ・ 消防。
- ・ 青年団等の活動がなくなってきている。
- ・ 人づくりの場所がなくなっている。

高齢者

- ・ 高齢者の運転が心配。
- ・ 高齢者施設がない。

その他

- ・ これといった特産品がない。
- ・ 嫁がこない。
- ・ 施設が活用されていない。
- ・ イベントが少なくなった。

課題解決のキーワード（参加者の意見のまとめ）

I. 交通の便の充実

- ・ 住民がまちの中心部へ容易にアクセスできる施策の検討。
- ・ 子育て世代、高齢者にとって、より暮らしやすい作手地区となるような取組み（道路の整備、バスの充実、コミュニティバス、相乗りポイント制度）。

II. 子育て世代、高齢者、住民同士の交流機会の充実

- ・ 住民同士が交流し、情報共有、助け合い意識が醸成されるような交流の実施。
- ・ 空き家問題は、子育て世代に安く貸し出すことで、人口の増加と空き家問題を一緒に解決できないか検討する。

III. 就労場所を増やす

- ・ 若い世代や子育て世代の働く場所の確保を目指す。足りない介護施設等が就労場所として担う事ができないか、検討。
- ・ 小学校の跡地を新規就農者の住居等の場所として使う検討。
- ・ 第1次産業の豊かな資源を使い、生産から加工品までの6次産業化を検討。

IV. その他

- ・ 市民の声を吸い上げる取組みの実施（使わない公共施設の有効活用等）。
- ・ 特産品をつくるプロジェクトの開始（道の駅があるので、売ることはできる）。
- ・ 作手防災訓練の実施を検討。

3 新城地区

(1) 新城地区

◎地域の良いところ（参加者の意見のまとめ）

地域環境

- ・コンパクトシティ的な公的施設が適切に配置されている。
- ・公共施設が近く、市役所、病院など近い。
- ・買い物便利、お年寄りも含め、住居の環境はとても良い。
- ・駅も近く、交通の便がいい。
- ・人間性が豊かで付き合いやすい。
- ・自然環境に恵まれ環境保全のボランティアが活動している。
- ・まちづくり協議会が活躍している。
- ・Sバスがどこでも停車してくれる。

子ども・高齢者

- ・小さな子どもが増えている。
- ・中高年の女性が元気。ボランティア活動活発。
- ・3世帯で暮らすなど、子ども増加。
- ・小学生のあいさつが元気。高齢者が活発である。
- ・待機児童がゼロである。
- ・地域安全、パトロールを行うボランティアが活躍している。

◎地域の困りごと（参加者の意見のまとめ）

少子化

- ・子どもが少なく、街が寂しい気がする。
- ・子どもたちが市外に出ていってしまうので、淋しい。
- ・地域の自治区の人口が減少している。
- ・働くところが少ない。

高齢化

- ・グループホームや高齢者住宅の増設を考えてほしい。
- ・ボランティアの高齢化。

空き家・空き店舗

- ・商店が減少して買い物が不便。
- ・空き家が増えており、防犯、景観等の観点から対応が必要。
- ・病院が少ない。（救急医療のできる病院）
- ・市民病院が十分機能していない。

コミュニケーション

- ・組の住民との交流が不足。

環境

- ・道路が狭い地域なので、災害時の対応が心配で困っている。地域に適した防災ハザードマップを。(消防車や救急車が入らないなど)
- ・新城駅は車イスが使えず、東新町駅まで行かなければならない。(新城駅前を整備してほしい)
- ・野良猫が多くて困っているとの苦情があった。
- ・小学生の声が聞こえない。
- ・老人クラブ加入率が悪い。約30%。
- ・小学生の登下校に不安がある。

課題解決のキーワード(参加者の意見のまとめ)

I. 商店街の活性化(空き家、空き店舗対策の推進)

- ・軽トラ市などのにぎわい創出の他、商店街の活性化についての取組みを推進。
- ・空き家対策はもちろん、空き店舗についての対策方法の検討。また、若者の定住促進方法としての働く場づくりについて具体的な対策。
- ・空き家、空き店舗の持ち主との連絡体制づくりを促進する。

II. 少子化問題への取組み推進

- ・子育て世代が安心して暮らせる環境づくりのため、企業を誘致し働くことができる環境づくり。
- ・祭りの伝統継承や子どもが安心して遊ぶことができる公園の整備に取り組む。

III. 高齢者への対策推進

- ・まちなかに高齢者が気軽に集まることができる場所の設置。
- ・高齢者を見守る仕組みづくり(豊川のサンサンネットワークのような)を検討する。
- ・若い世代へも高齢者福祉へのボランティア意識を醸成する。
- ・かかりつけ医^{*}との連絡体制の充実と緊急時に対応できる体制づくりを目指す。

IV. その他

- ・小学生の登下校の見守りを推進。
- ・高校生のマナー向上を図る。
- ・JRの駅の不便性について伝えていく。

(2) 千郷地区

◎地域の良いところ（参加者の意見のまとめ）

地域にまとまり

- ・公民館活動を推進中、カラオケやお茶会の実施。
- ・行事、催し物で住人が出る機会が増え。女性の参加多数。
- ・他地区（川田、豊島）と川田原地区が一緒になって活動する場がある。きらく会活動
本人の親睦、子どもの行事（クリスマス会、菓子づくり）などグループ活動が活発。老人クラブ活動がよい。
- ・農業（趣味）の作業を共同でしている。会話の場がある。
- ・区民の顔がわかる。お役は年齢がくると免除になる。
- ・区内のまとまりがよい。困っている時は手伝いをしてくれる。（災害時、行事の時）
- ・近所の老人たちは仲がよい。近所づきあいが残っているところがよい。
- ・子どもと老人が同じ居住区にいる。交流ができる。
- ・隣近所から差し入れがあって助かる。（野菜、惣菜）

子どもも高齢者も元気、活気がある

- ・しっかり挨拶しあえる、高齢者も元気である。異世代交流も盛んである。

◎地域の困りごと（参加者の意見のまとめ）

交通安全

- ・アパート多数により、元からの住民とアパート住民との交流が希薄である。
（困っている人の有無等確かめようがなく、地区の実情が見えない。ひきこもりの子ども）
- ・道路が狭く、交差点も多いため車の駐車や子ども・高齢者等歩行者安全確保への対策。
- ・大野田大橋ができてから、交通量が大幅に増えたための交通安全対策。

高齢者と近所づきあい

- ・ひとり暮らし高齢者が増えて、見守りが必要。
- ・市場台は新しい地域なので人のつながり希薄。
- ・見守りは実施しているが、情報共有が不足している。
- ・近所付合いを断る人がいる、以前より希薄になっている。
- ・交流が不足してきている。

ゴミ

- ・ごみ出しマナーの低下、他地区からの持ち込み。

Sバス

- ・遅い時間まで増やしてほしい。

I. 公民館活動を中心とした、地域のひとのつながり創出を推進します

- ・公民館での交流活動を今後も継続・発展させていく。比較的新しい住民は交流への意識が薄い人が多いため、コミュニティ活動を一層充実することで、地域の「人の縁」を発展させる。
- ・地域にある休耕田や耕作放棄地などの活用により、地域住民同士の交流できる農園づくり等の活動を検討。

II. 交通安全の確保に取り組めます

- ・ローラースケートやスケボー等、道路での安全が確保できないものは、専用スペースの設置を検討。
- ・橋の建設により大幅に増えた交通量に対し、路上駐車を取り締まり徹底やミラーの設置等、事故防止に向けた活動を検討。
- ・子どもや高齢者など、歩行者の安全を確保する取組みを実施。

III. 高齢者の見守りを継続し、互助の推進をします

- ・個々で活動している地域の高齢者への声掛け等見守り活動を継続し、地域内で情報交換をする体制づくり。
- ・交流が盛んな地域性を活かし、つながりができるきっかけづくりと、元気な高齢者が増えるような活動の推進。
- ・高齢者が運転できなくなっても、交通の不便を感じないような、Sバス等公共交通機関の充実。

◎地域の良いところ（参加者の意見のまとめ）

絆

- ・近所とのつながりが多い。隣近所はとても温かい。ご近所同士が平穏にすごしている。
- ・小学生の子どもが元気に遊んでいる。
- ・地域住民同士の見守りがある。
- ・ラリーや軽トラ市等活気がある
- ・地域コミュニティが残る土地。

資源・環境

- ・福祉施設が多い。
- ・走る場所がいっぱいある。特に総合公園はすばらしい。
- ・買い物、病院等、生活にかかせないものは、近くにあり便利。

歴史・文化

- ・歴史的景観あり、歴史が多くあって良い。
- ・地域の文化が高い、祭りなど。

活動

- ・毎週水曜日、健康サロン。(ミニデイ)
- ・会員制の安心クラブ。(緑ヶ丘)(助け合うこと、病院の送迎等)
- ・老人世帯やひとり暮らしのサポーター。
- ・自治区制度。

◎地域の困りごと（参加者の意見のまとめ）

災害対策

- ・平井区は人口約2,500人に1つの公民館なので災害対策が具体的に目に見えない。
- ・災害などがあつたとき、皆で助けあつていけるか心配。
- ・山を抱えており、災害が心配。山崩れ、崖崩れが心配。
- ・災害時の孤立対策が課題。
- ・五役が単年度で変わり、積み重ねがない。

移動手段

- ・車がないと移動できない。買い物に車が必要。
- ・老人が多いので病院に行くのにつきそいが必要。
- ・高齢者世帯が半数くらいある。
- ・交通の便が悪い。(1. Sバス 2. 大海駅)。
- ・車がないと移動できない。公共交通機関の不足。

生活

- ・道路に鹿が飛び出してくる。
- ・皆が気軽に寄れる場所がない。

- ・このような会に若い世代が集まりにくい。(若い世代の意見が集約されない。)
 - ・市の年々人口減少。
 - ・高齢者世帯が多い。(子どもが少ない)
 - ・市の高齢化率30%以上。
 - ・若い人が少ない。(働く場が少ない)
- 補足※地域でミニデイを立ち上げたくても一緒にやってくれる人がいない。
- ・JR新城の階段がしんどい。
 - ・飯田線の本数が新城以北は極端に数が少なくなる。

課題解決のキーワード（参加者の意見のまとめ）

I. 具体的な災害対策の推進（山、崖崩れ、土砂崩れなどへの備え）

- ・「以前、大規模な土砂崩れが起きたらしい」という声もあるように、災害への具体的な対策と備え。
- ・土地の災害の歴史等を検証し、どのような準備が必要かを検証する。
- ・地区の詳細な防災マップの作成、防災訓練の充実、機材の整備に取り組む。

II. 若者を増やす施策を推進します。

- ・若者同士が交流できる機会の実施。住民が気軽に集まり、交流できる場所の提供等、過疎の地区の人口減少への対応策を図る。
- ・就労先を増やし、若者が流出しないような取組みを推進する。また、総合的な空き家対策を検討する。

III. 高齢者の見守り（特にひとり暮らし世帯）の推進

- ・高齢者を地域で助け合うため、多世代の地域グループをつくる。
- ・住民同士が支え合う仕組みの具体的な方法を検討する。また、高齢者が集い、話す機会を、高齢者が集まる施設等の推進により取り組む。

IV. まちの賑わい再創出

- ・商店の不足、活気不足に取り組む。イベント時以外にもまちの賑わいがでるような取組みの検討。
- ・交通の不便解消のため、駅のそばに大駐車場をつくる検討をするなど、具体的な人の流れを検証する。
- ・Sバスの本数見直しや乗り合いタクシーの開始等を検討。

V. その他

- ・飯田線の存続を求める（利用者が少ないが、住民にとっては大切な足）。

(4) 舟着地区

◎地域の良いところ（参加者の意見のまとめ）

高齢者のマンパワー

- ・ 地区行政がしっかりしている、協力ができている。
- ・ 地域ボランティア交流により、地域貢献盛ん。
- ・ よく働く。
- ・ 自然が豊かである。
- ・ 人の好き、顔がわかる、あいさつができる。

◎地域の困りごと（参加者の意見のまとめ）

高齢者の外出が困難

- ・ 交通手段が少ない、年をとったら買物に困る。
- ・ 老人の方が出かける手助けが必要。
- ・ 昼間、若者がいない。
- ・ 独居、老人世帯の見守りが欲しい。
- ・ 高齢者が多くサービスの充実、高齢者の外出が不便。
- ・ バスの数が少ない。

子ども、若者が少ない

- ・ 体育振興会がなくなった。
- ・ 小学生0人、中学生2人、活気がない。
- ・ 交流の場が少ない。若い方が少ない。
- ・ 近所とのつながりが少なく、独身の人が増えている。
- ・ 行事が少ない。

大変になっている

- ・ 高齢者が話し相手を欲しがる。
- ・ 高齢者になりお役が不可能。
- ・ 家の周りの管理、草刈りが大変。

今後の不安

- ・ 災害時の避難について心配。
- ・ 個人情報（プライバシー）と言われる。

困っていること

- ・ 防犯灯が少ない。
- ・ ゴミ出しに困る。
- ・ 商店が少ない。
- ・ 家を新たに建てられない。（市街化調整のため）
- ・ 市内からの道路が狭く、通学するのに大変。
- ・ 歩道が少ない。

- ・サルやイノシシに田畑を荒らされる。
- ・消防団、お祭りが青年など人不足で存続が困難。

課題解決のキーワード（参加者の意見のまとめ）

I. 高齢者の生活支援・外出支援を推進します

- ・車が運転できない高齢者のために、以前あった移動販売車が地域を回るなどの、「買い物支援」の実施を検討。
- ・Sバスの本数増やタクシー券の利用等、市内での移動しやすい環境づくりを実施。
- ・田畑への鳥獣被害への対策や、草刈り支援など、体力が必要な作業や支援を地域住民がサポートする「助け合い」の体制を構築。

II. 子育て世代へのサポートを充実し、住民同士の交流を促進します

- ・婚活イベントの実施により、地域に残る若者世代を増やす。
- ・地区行事等への参加を促し、若者や子育て世代が地域での子育てを楽しめるような環境づくり。
- ・若者や子育て世代むけの交流機会やイベントを年に数回実施するための検討。

III. 地区の安全対策を検討します

- ・災害が発生した場合、地域住民がどのような動きをとるか、具体的プランの作成を検討。
- ・災害発生時に支援が必要な人がどこに住んでいるかなど、地域での助け合い対策を推進。

IV. 地域の困りごとの把握と対策を検討します

- ・高齢者のごみだしや、地域の防犯対策、鳥獣対策等、さまざまな支援が必要な課題に対し、解決のための人的資源の確保。
- ・男性ばかりではなく、女性も地域の話し合いに参加できるような仕組みをつくる。

(5) 八名地区

◎地域の良いところ（参加者の意見のまとめ）

子どもが元気

- ・子どもたちが元気にあいさつしてくれる。
- ・素朴な子どもが多い。人が良い。
- ・子育てしやすい環境、子どもが多い。

近所付き合い

- ・学校も含め地域活動がオープンになっている。
- ・昔ながらの行事を続けている。
- ・大人、子どももみんな家族のようである。
- ・近所のつながりが深い。
- ・近所や地域の情報交換はできている。知らない組の人はいない。

自然が多い

- ・休耕田が多い。花を植えている。花がいっぱい。
- ・自然が多い。自然があふれている。

三世代

- ・三世代家族が多い。

◎地域の困りごと（参加者の意見のまとめ）

産廃

- ・下水道工事が地域の一部だけで土地利用等が計画的でない。
- ・産業廃棄物業者の参入がある。

農業の担い手不足

- ・商業、農業の発達の遅れ
- ・休耕田、畑が多い。土地活用、南部の良さアピールすべき。

交通不便

- ・買物をする場所が少ない。
- ・交通機関が少ない。

少子化・高齢

- ・まちの活気がない。子どもが少ない
- ・高齢化。（ひとり暮らしのお年寄り）
- ・青年、子どもが少なく高齢化している。

その他

- ・通学路が危険！ほとんど歩道がない。
- ・福祉教育があまり盛んでない。
- ・南部地区としてのつながりは少ないかな。
- ・病院が少ない。町へ行かないといけない。
- ・空き家が目につくようになっている。

- ・黒田川の土砂が堆積している。大雨が降ったら氾濫の可能性。
- ・ゴミのポイ捨てが多い。

課題解決のキーワード（参加者の意見のまとめ）

I. 耕作放棄地の活用促進

農業の担い手不足により、休耕地が増えているため、農作物の加工までを促進する6次産業化までの取組みを検討します。

II. 交通安全への取組み

- ・子どもたちの安全な育ちのため、歩道が無い通学路の見守り活動の実施。より一層の交通安全対策を推進する。

III. 災害への備え

- ・災害時に支援が必要な高齢者等の把握や、地域での役割等、住民同士の情報共有に努める。
- ・河川の氾濫対策について、住民が主体となり周知に努める。

IV. 安全・安心な暮らしづくりの推進

- ・産廃の問題について、関係者と住民との対話の実施等、安全な暮らしにむけての具体的な対応策の検討を実施。
- ・病院等が遠いなど、生活上の不安について、将来のビジョンを住民と共有する。
- ・在宅医療の充実等、地域の医療についての検討。

V. その他

- ・高齢者や障がいのある方たちへの配慮や思いやりの心を育てるための福祉教育の実施の検討。

3 新城市地域福祉計画策定委員会設置条例

○新城市地域福祉計画策定委員会条例

平成24年12月20日

条例第42号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく新城市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、新城市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定に関する重要事項の審議及び調整に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉に関する事項の審議及び調整に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会福祉法人新城市社会福祉協議会を代表する者
- (3) 新城市民生委員児童委員協議会を代表する者
- (4) 福祉サービス事業者を代表する者
- (5) ボランティア団体又はNPO法人を代表する者
- (6) 市民を代表する者
- (7) 市内の小中学校長を代表する者
- (8) 愛知県新城保健所を代表する者
- (9) 愛知県新城設楽福祉相談センターを代表する者

2 委員の任期は、前項に規定する委嘱の日から計画を策定するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、その会議に関係者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年新城市条例第51号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

4 委員名簿

No.	氏名	役職	所属	参加する立場
1	西村 正広	教 授	愛知大学	学識経験者
2	加藤 輝雄	会 長	新城市民生委員児童委員協議会	民生・児童委員代表
3	長坂 富雄	会 長	新城市代表区長会	市民代表（行政区）
4	佐宗 龍俊	団 長	新城市消防団	市民代表（消防団）
5	沢田 実付晴	会 長	新城市小中PTA連絡協議会	市民代表（子育て世代）
6	荒川 修吉	団体会長	新城市地域自立支援協議会	市民代表（障がい者）
7	荏原 彰	団体代表	福祉活動団体 本宮の会	市民代表（高齢者）
8	今泉 雅晴	校 長	新城市小中学校長会	小中学校代表
9	阿部 和子	代 表	子育て情報誌さくら	ボランティア団体 （児童・子育て支援団体）
10	伊東 愛子	会 長	新城はぐるまの会	ボランティア団体 （高齢者・障がい者支援団体）
11	渡邊 竜夫	センター長	東三河北部障害者就業・生活支援センター	福祉サービス事業者 （障がい）
12	夏目 郁子	参 事	新城市地域包括支援センター	福祉サービス事業者 （高齢者）
13	秋野 美紀子	主 任	新城市成年後見支援センター	福祉サービス事業者 （権利擁護）
14	夏目 修	常務理事	（福）新城市社会福祉協議会	新城市社会福祉協議会
15	大石 正彦	統括職業指導官	新城公共職業安定所	行政機関
16	大島 公人	次 長	愛知県新城設楽福祉相談センター	行政機関
17	森 英子	健康支援課長	愛知県新城保健所	行政機関

5 策定経過

年月日	内容
平成26年8月4日	第1回新城市地域福祉計画策定委員会 ・地域福祉計画の概要について ・アンケート調査票案について ・住民懇談会の開催について
8月25日～9月4日	アンケート調査の実施 ・新城市在住の20歳以上の市民（無作為抽出）2,000人 ・郵送配布・回収による調査方法（回収943部）
9月17日、9月24日	住民懇談会（鳳来地区会場）
9月18日、9月25日	住民懇談会（作手地区会場）
9月19日、9月26日	住民懇談会（新城地区会場）
平成26年11月10日	第2回新城市地域福祉計画策定委員会 ・地域福祉に関する市民アンケート調査結果報告書について ・住民懇談会実施報告書について ・新城市第2次地域福祉計画（骨子案）について
平成26年12月25日	第3回新城市地域福祉計画策定委員会 ・新城市第2次地域福祉計画（素案）について
平成27年1月16日～ 2月16日	パブリックコメントの実施
平成27年3月6日	第4回新城市地域福祉計画策定委員会 ・新城市第2次地域福祉計画（案）について ・パブリックコメントの実施結果報告について

6 用語集

計画書内に最初に出ている用語に「※」の印をつけています。

用語	内容
あ行	
安全安心パトロール	市内各行政区に地域安全パトロール実行委員会を設置し、通学時間にパトロールを行う活動。
NPO	Non Profit Organization の略。政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公営活動を行う非営利組織・団体。
か行	
介護保険事業運営協議会	新都市の介護保険事業の運営について適切かつ効果的に行うため、地域包括支援センターの公平・中立性の確保、適正な運営を図ること及び地域密着型サービスの適正な運営を確保することを目的とする機関。
高齢者保健福祉計画	老人福祉法に基づき、高齢者福祉施策全般を定めた老人福祉計画と、介護保険法に基づき、介護保険事業の円滑な運営に際して必要な事項を定めた介護保険事業計画を一体的にまとめたもの。
かかりつけ医	特定の疾患の専門医ではなく、日ごろから健康状態や家族の状況、生活環境などを把握し、診療行為のほか健康管理上のアドバイスなどもしてくれる身近な医者のこと。
権利擁護	自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症高齢者、障がい者の代わりに、代理人が権利を表明すること。
高齢者世帯	65歳以上の者のみで構成されるか、もしくはこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。
コーディネート	物事を調整し、まとめること。
個人情報	国や地方自治体、事業者などが扱う各種の情報のうち、（生存する）個人の情報で、特定の個人を識別できる情報。氏名・生年月日・性別・住所・家族構成など。 また、購入商品記録、病歴・通院記録など、個人の私生活が露わになるおそれのある情報。
子育て支援センター	未就園の0から6歳の子どもと保護者の方を対象に、各種事業を実施し、ストレス・育児不安の解消、親子のふれあいをサポートする機関。
こども110番の家	こども110番の家（こどもひゃくとおばんのいえ）は、日本で行なわれている子どものための緊急避難所設置の取り組み、及びその取り組みによって設置された避難所のこと。
コミュニケーション	複数の人間が意思や感情、情報を伝え合うこと。 コミュニケーションは、複数の人間がお互いを理解し、協働しあううえで必須のもの。

用語	内容
さ行	
社会福祉法	社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の健全な発達を図るための法律。
社会福祉協議会	社会福祉法に基づき設置される、社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。
障害福祉計画	障害者総合支援法第88条に基づき、障害福祉サービスの提供体制の確保に関する目標等を定めるもの。
食育	さまざまな体験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てようとするもの。
障害者基本計画	障害者基本法に基づき、本市が平成20年3月に計画を策定しており、障がいのある方のための施策に関する課題、目標、具体的な方策等を定めたもの。
新城市総合計画	地方自治法に基づき、本市が平成20年4月に策定した計画で、長期的な展望の下で総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための指針となるもの。
しんしろ市民活動サポートセンター	子育て中の手助けを必要とする方（依頼会員）と、子育てのお手伝いをする方（援助会員）にて構成され、市民相互の助け合いで子育てを支援する機関。
スクールガード	小学校区において、地域住民が子どもたちの下校時間に合わせ、通学路などの巡回パトロールや危険箇所の監視などを行う、ボランティアのこと。
生活困窮者自立支援法	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための法律。
相談支援事業所	障がいのある方等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行う機関。
た行	
男女共同参画プラン	男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画社会づくりを促進するための施策や指標等を示すもの。
地域支援者	災害時要援護者に対して、災害の状況、避難所の開設等の避難情報の伝達、安否確認や避難所への誘導を行う者。
地域自治区制度	新城市を10区に分け、それぞれ地域自治区ごとに運営協議会を組織し、地域の自治を行う仕組み。
地域自立支援協議会	障がい者の支援において関係者、関係機関が役割分担や連携、ネットワークを構築して適切に支援ができるよう、関係機関による協議会を地域ごとに設置しているもの。

用語	内容
地域包括支援センター	高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活ができるように支援を行う機関。 ここでは保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなど専門 3 職種が連携して、介護予防ケアマネジメント、権利擁護、高齢者虐待の防止、総合相談支援、包括的・継続的ケアマネジメント支援を行っている。
な行	
ネットワーク	住民個人や集団と集団などの網状のつながり。
ニーズ	要求や需要のこと。
は行	
PDCA サイクル	目標を設定した計画（Plan）に基づき、それを実現するために事業を実施（Do）し、その事業の成果を測定し評価（Check）することによって、事業の改善（Action）を図るといった一連のサイクルのこと。 このらせん状のプロセスを繰り返すことによって、品質の維持・向上及び継続的な業務改善活動を推進する手法。
福祉避難所	施設がバリアフリー化され、生活相談員等の確保が比較的容易な福祉施設などを災害時要援護者の利用に適した避難所として指定したもの。
フリースペース	市民活動を実施する団体・ボランティアが、活動をするために使える場所のこと。また、社会から孤立しがちな方を支援するための拠点・社会的居場所についてもいう。
ふれあいサロン	地域の中で仲間づくり、地域住民の交流を行う場。
福祉サービス	高齢者や障がい者・児の日常生活の介護・介助、子育て支援などに関して自立した日常生活を営むことができるよう支援するもの。ここでは行政、福祉サービス事業所、NPO等が提供するサービスをさす。
福祉マップ・介護マップ	地域の中でより多くの福祉サービスなどの情報を得られるよう、身近な人材や福祉施設、生活関連施設などについてまとめたもので、住民の支え合いの視点でつくる地域の地図。
プライバシー	個人や家庭内の私事・私生活や個人の秘密のこと。 また、それが他人から干渉・侵害を受けない権利のことをいう。
ペアレントメンター	発達の気になる子どもを育てた経験を活かして、他の保護者のよき相談相手となり、悩みや共感、助言等ができる者として所定の研修を修了した先輩保護者のこと。
防災カード	災害時要援護者本人やその家族などが災害時発生に備え、どのような支援を必要としているのかを周囲に適確に伝え、援助を必要としているときにはいつでも周囲の人に渡せるよう、緊急時の連絡先、医療機関、疾病名、使用薬、必要な医療器具等を記載したいカード。
ボランティアコーディネーター	ボランティア活動をしたい人とボランティアを求めている人を結びつける役割を担う者

用語	内容
ま行	
民生委員・児童委員	<p>民生委員法に基づき各市町村におかれる民間奉仕者。都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。任期は3年であり、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることなどが職務とされている。</p> <p>また、民生委員は児童福祉法による児童委員を兼務する。</p> <p>児童及び妊産婦の生活及び環境の状態を把握し、その保護、保健その他福祉につき援助及び指導を行うとともに、児童福祉司などの職務に協力する。</p>
めざせ明日のまちづくり事業	<p>地域自治確立のための有望・優良なまちづくり活動（住民組織や市民活動組織による活動）に対し、補助金を交付する事業。</p>
や行	
友愛訪問	<p>ひとり暮らしの高齢者、身体の弱い高齢者や障がいのある高齢者の家庭を訪問し、本人や家族を支える活動。</p>
要保護児童対策地域協議会	<p>虐待を受けた児童等、要保護児童に対する関係機関との情報共有や連絡調整等を行う機関。</p>

新城市第2次地域福祉計画

発行年月 : 平成27年3月

発行 : 新城市

編集 : 新城市 福祉課

住所 : 〒441-1392

愛知県新城市字東入船6-1

T E L : 0536-23-7624

F A X : 0536-23-2002
